

金沢らしい夜間景観整備計画

平成 26 年 3 月
金沢市

目 次

1 計画の基本的な考え方	1
1-1 金沢らしい夜間景観整備計画の考え方	1
1-2 これまでの取組みと計画の位置づけ	2
1-3 対象とする区域と計画の特徴	3
2 金沢らしい夜間景観の整備方針	4
2-1 金沢らしい夜間景観のあり方	4
2-2 照明設計の前提となる事項	6
3 歴史的景観保全区域における照明ガイドライン	8
3-1 演出の手法	8
3-2 照明要件	11
3-3 金沢らしい夜間景観の実現化フロー	15
4 夜間景観重点区域におけるモデル路線の整備方針	16
4-1 長町地区(武家系住居の街並み)	18
4-2 卯辰山麓地区(寺社系の街並み)	25
4-3 寺町台地区(広見のある空間)	30
4-4 下新町地区(商店や住宅がある見通しのよい街並み)	37
4-5 広坂地区(街路樹のある商店街)	45
5 夜の金沢の魅力づくりに向けた連携	50
5-1 夜の魅力づくりに取り組むべきエリアの設定	50
5-2 各エリアの方向性と配慮事項	51
6 今後の課題	52
6-1 金沢方式の街路照明の検討	52
6-2 民間のあかりの活用のための役割分担の明確化	52
6-3 金沢らしい夜間景観の整備における審議体制の確立	52
6-4 周辺環境に調和した防犯灯の整備	52
附 関連資料	53
附-1 金沢らしい夜間景観整備計画検討委員会委員名簿	53
附-2 検討委員会における検討経過	54
附-3 アンケート調査結果	56
附-4 関係条例等	60

1 計画の基本的な考え方

1-1 金沢らしい夜間景観整備計画の考え方

金沢は 400 年以上もの間、戦禍や大きな自然災害の被害を受けなかったことから、藩政期からの都市構造や歴史遺産、生活文化を受け継いでいる。そのため、城下町独特の狭く曲がった小路や広見、町家、土塀が連なる武家屋敷群、寺院群、茶屋街等の歴史的資源があり、そこに住む市民が日々の生業を営みコミュニティを育んでいる。

このような金沢のまちが醸し出す雰囲気や夜間景観としてどのように表現するかが計画の基本的課題である。照明は単に照度や輝度という機能的な面だけでなく、いかに周辺の環境と馴染ませるかということが重要になってきている。

また、日常のあかりの中で地域の特性に応じた照明計画がなされていること、光をあてる対象がうまく保存活用されていること、あるいは、暮らしている人々の生活からにじみ出す光がまちのそこかしこにあることが、夜間における都市の魅力となる。

このため、本計画では金沢らしい夜間景観の形成を図る上で景観特性が異なる5路線において照明実験を実施し、その結果をふまえ、地域の魅力を引き出す設計思想と照明器具の技術進化も見据えた具体的なあかりの整備手法を落とし込んでおり、条件が類似する路線においても応用されたい旨、提言としてとりまとめている。

さらに、夜間景観はそれ自体を楽しむこともできるが、まちなかでの食事や買物を楽しむなど、夜のアクティビティを促すための要素の一つとなり得る。地域の特性に応じて変化する夜間景観の連続性や物語性といった情緒的な文脈が金沢の魅力になる。このため、夜間における回遊性の向上を見据えた「金沢らしい夜の楽しみ方」ということをトータルに考えていくことも重要である。

「金沢らしい夜間景観整備計画」は、公共空間における照明整備の進め方及び整備予定路線における具体的な整備方針を示すとともに、夜の金沢の魅力づくりに向けた連携と相まって成立する金沢らしい夜間景観の方向性を示すものである。

1-2 これまでの取組みと計画の位置づけ

金沢市では平成 17 年に「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」を制定し、地域の特性に応じた良好な夜間景観を形成するため、照明環境形成地域(市全域)及び夜間景観形成区域を定め、地域ごとに照明環境形成基準、区域ごとに夜間景観形成基準を設け、夜間における景観誘導を行っているところである。

本計画は、市民の安全・安心や周辺環境への配慮などの夜間景観形成条例の基本方針をふまえ、今後、公共空間における照明整備を行う際の指標とするものである。

なお、本計画の策定にあたっては、「灯りの回廊基本計画(石川県)」や「まちなか歩行回廊整備事業計画(金沢市)」などの既存の関連計画との整合を図っている。

金沢市における夜間景観の形成に関する条例

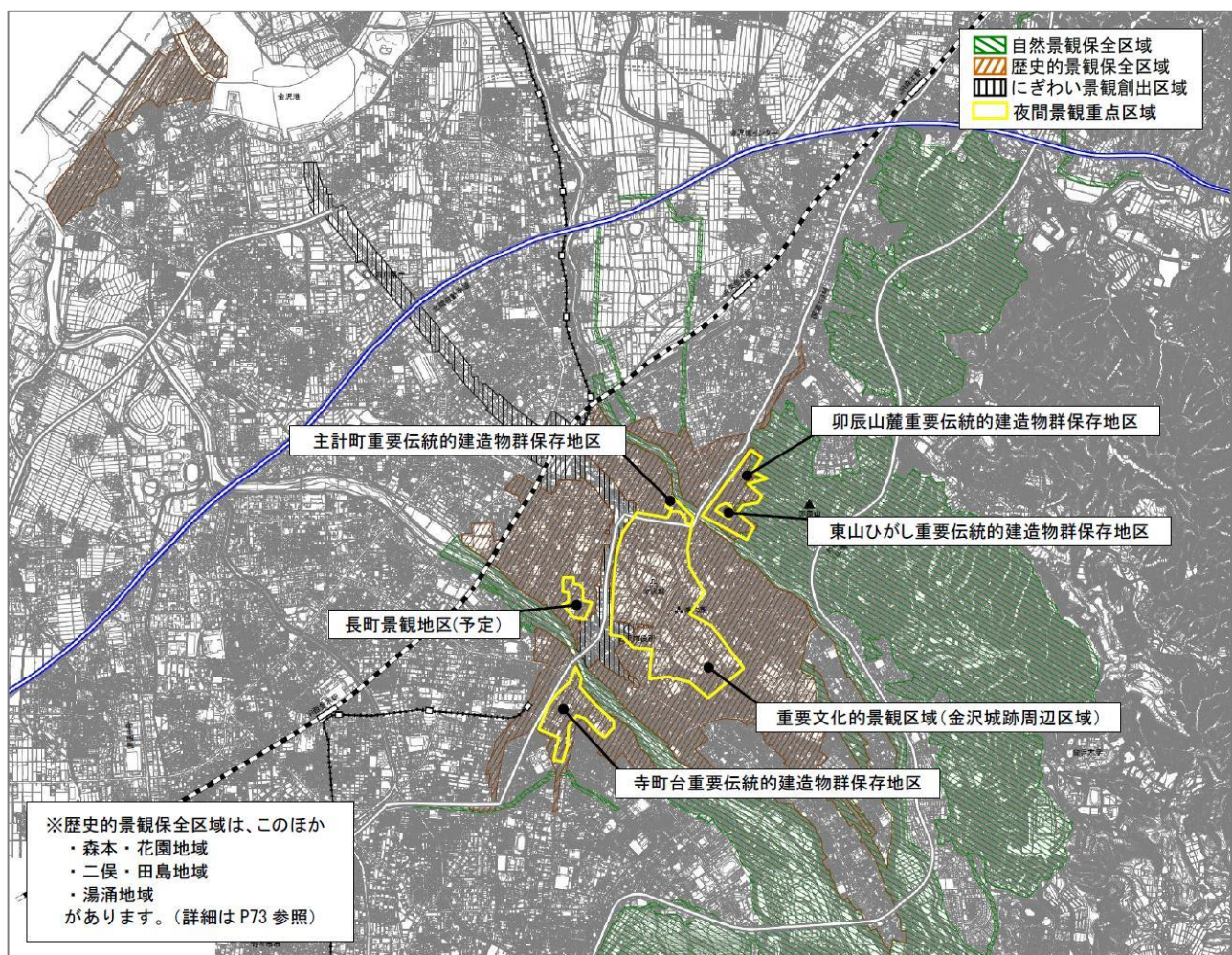


1-3 対象とする区域と計画の特徴

本計画では、「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に規定する歴史的景観保全区域を対象とするが、「5.夜の魅力づくりに向けた連携」では同条例に規定するにぎわい景観創出区域も一部対象としている。

本計画の特徴は以下のとおりである。

- 金沢らしい夜間景観のあり方や実現化の流れを示している。
- 公共照明を主な対象として演出の手法及び照明要件(照度、色温度、演色性、グレア、障害光及び上方光束比)ごとの数値指標を示している。
- 夜間景観重点区域(重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観区域、景観地区など法令等で価値付けされている区域)内の5路線を選定して照明実験を実施し、その結果得られた知見及び整備方針を示している。
- 照明実験結果を検証するにあたり、夜間の明るさに関する新しい解析手法(明るさ画像、リアル・アピランス画像)も活用している。
- 夜間の魅力づくりに取り組むべきエリアを設定し、各エリアの方向性と配慮事項を示している。



夜間景観形成区域及び夜間景観重点区域

2 金沢らしい夜間景観の整備方針

2-1 金沢らしい夜間景観のあり方

①暖かみのあるあかり

金沢の色彩景観は「木色(もくじき)」がベースとなっており、また金沢の代表的な伝統産業である金箔になぞらえて、暖かみのあるあかりを基調とする。



土塀の軒下のライン照明。土壁の色と相まって落ち着いた空間となっている。
(長町地区照明実験)



赤や黄緑に色づくアメリカカフウを下方から照らし、暖かな雰囲気を出している。
(アメリカカフウ通り)

②まぶしくないあかり

伝統的な街並みの魅力を高めるため、また、照射された景観資源の顕在化や歩行者、運転者に対する安全確保のため、灯具の形状や光源は不快なまぶしさを与えないものとする。



灯具に筒状の遮光板を設置することで光源のまぶしさを抑えつつ、空間として必要な照度を確保している。(下新町地区照明実験)



土塀の鉛直面を照射する照明。軒下にライン照明を設置することで不快なまぶしさを抑えている。(寺町台地区照明実験)

③地域特性に応じたあかり

ベースとなる照度分布の上に、リズムやアクセントとなるあかりを加え、地域の個性を活かしたあかりのデザインを施す。

灯具については、地域の景観特性に応じて形状を検討する。（地域の景観特性を表現した形状、主張しない形状など）



地区のシンボルである松を浮かび上がらせた照明。自然物に対しては演色性を確保している。（下新町地区照明実験）



鳥居を照射することで地区のシンボル性を高めた照明。玉垣の照明は、一定の間隔を設けることでリズム感を演出している。（寺町台地区照明実験）



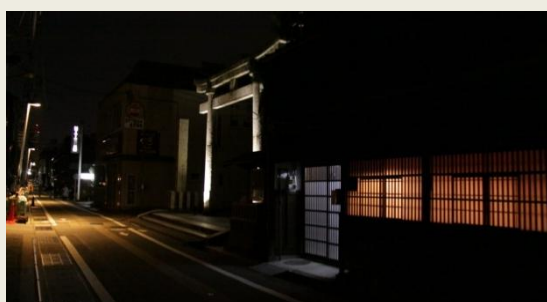
山門の一部を照らすことで、奥まった空間の不安感を解消した照明。山門と土塀の建築的な対比効果も演出している。（卯辰山麓地区照明実験）

④生活からにじみ出るあかり

行灯やショーウィンドウ、門灯、格子から漏れる光などの生活・生業のあかりと公共照明との融合により魅力的な夜間景観を形成する。



おそろいの行灯は明治以来の伝統の決まり事であり、通りの連続性を表現し、屋号を示す看板効果とともに、通行客の顔を柔らかく照らしている。（ひがし茶屋街）



格子戸から漏れるあかりは、歴史の重層性の中で、人が住んでいるぬくもりを感じさせている。（下新町地区照明実験）

2-2 照明設計の前提となる事項

(1) 空間スケールの把握

道路幅員、奥行き、形状(見通しが良い、かぎ曲りなど)などの空間のスケール感に応じた光源の設定(配置、高さ、配光)や、歩行者、自動車の通行、既存の照明環境、路面の仕上げなどを考慮した照明計画を検討する。



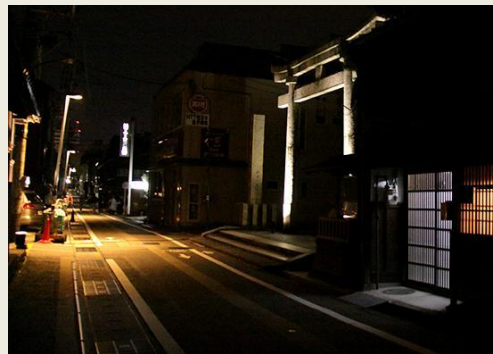
広見の空間においては、土塀軒下のライン照明などで、周縁から照射することにより広見の広さを強調する。また、両端部の松をライトアップすることで、高さ方向への広がりを感じさせ、中心と周縁を表現する。(寺町台地区照明実験)



土塀が続く狭い道路。土塀軒下にライン照明を連続的に設置することで、土塀の反射光により空間全体をほのかに明るくするとともに、歩行者の視覚誘導性を高める。(卯辰山麓地区照明実験)



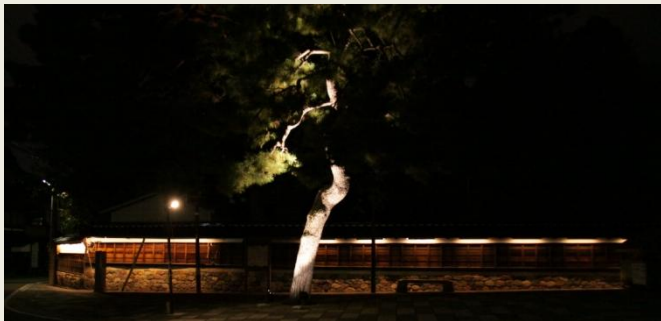
ジグザグの道では、アイストップごとに壁面を照射することで奥を感じさせるような視覚誘導性を高める。(長町地区照明実験)



見通しの良い路線においては、ベーシック照明のリズムの中で沿線上の代表的な構成要素を照らす。(下新町地区照明実験)

(2) 場所性の把握

当該地の用途(居住系、商業系など)、歴史、文化や隣接地区との関係性などを把握した照明計画を検討する。



寺院が集積した歴史的なたたずまいが感じられる地区として印象づけるため、地区特有の長い土塀をシンボリックに照射する。(寺町台地区照明実験)



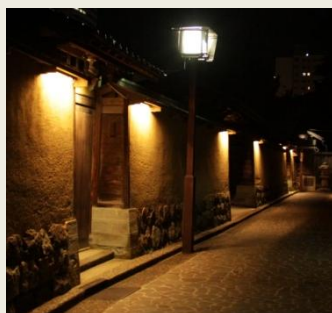
藩政期からの町割・地割が残る歴史的な街並みを、格子戸から漏れるあかりで表現する。
(下新町地区照明実験)

(3) 景観資源の抽出

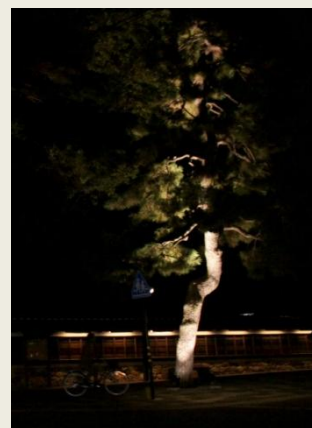
景観資源(土塀、山門、用水、石畳、歴史的な建造物など)に対して光をあてることで、住民も共感できる空間を創出する。また、その地区に根ざした景観資源を照射することで地区のシンボル性を強調する。



山門(全性寺・卯辰山麓地区)



土塀と門構の連続
(長町武家屋敷群・長町地区)



松(六斗の広見・寺町台地区)



神社の鳥居及び拝殿
(久保市乙剣宮・下新町地区)



連続した土塀(国泰寺・寺町台地区)

3 歴史的景観保全区域における照明ガイドライン

3-1 演出の手法

(1) 景観資源の照射

景観資源の中から照射対象を選定し、これを際立たせるとともに空間としての広がりを表現し、明るさ感を高める。



(2) 視覚誘導性(安心して散策できる誘導性)の確保

観光客等が初めて訪れる土地では、進行方向の見通しがきかない場合に、「このまま進むとどうなるのか」という不安感を抱かせる場合がある。特に金沢のまちなかは道路幅員が狭く、緩やかにカーブする小路やかぎ曲りの箇所が多いため、配慮が必要である。

道路のつきあたり部分や、アイストップとなる景観資源を効果的に照射することで、進行方向の視覚誘導性を高め、安心して散策できるよう配慮する。



かぎ曲りの箇所 (左)長町地区 (右)卯辰山麓地区

道路が折れ曲がるつきあたり部分を明るくし、視覚誘導性を確保

(3)奥まった空間による不安感の緩和

街路からセットバックした山門や玄関などは、その奥行き感が空間に変化を与え、細街路の魅力を高めている。一方で奥まった空間は、「そこに人が隠れているかもしれない」といった不安を抱かせることがあり、こうした不安感を適切な照明により緩和する。

街路に面して奥まった空間や空地がある場合は、明かりの連続性を確保するとともに、照明の向きや照度、色温度等を変化させることで、空間の奥行き感を保ちつつ不安感を抱かせないよう配慮する。



(4)タイム・シーケンス(時間帯、四季、伝統・文化)

地域の特性に応じて、時間帯によって街路照明等の点灯の切り替えや調光などを行うことが望ましい。

例えば、居住系の路線においては、夜の深まりに応じて住居内に過剰な光を与えないよう点灯する灯具数を減らす、または調光するなどの配慮が必要である。また商店街では閉店後はあかりを消すのではなく、にぎわいづくりのためにショーウィンドウの照明や行灯を点灯しておくなど、周辺環境に応じた時間帯別の照明計画を検討する必要がある。

また、桜、新緑、紅葉等の自然物の四季の移ろいや、長い歴史や伝統を経て人々に受け継がれてきた文化や暮らし、季節ごとの習わしの中にも金沢特有の景観が表現されており、これらが金沢らしさを表出する重要な構成要素のひとつとなっている。こうした時間や暮らしに対応できるよう光源(明るさ、色温度、点灯時間、点灯箇所等)を調節することが可能な計画とすることが望ましい。

周辺環境に応じて、夜の深まり、四季の移ろいや地域に根ざした年中行事などを感じとることができる照明計画を検討する。

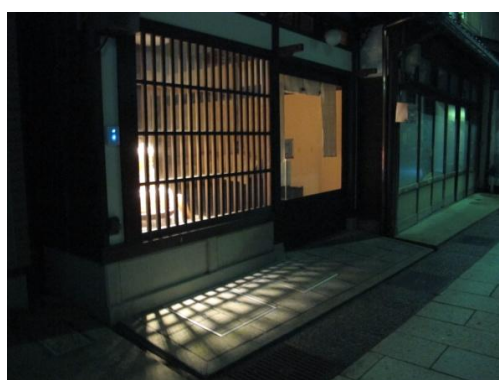
※タイム・シーケンスの例



時間帯による歩道照明の減灯例(シミュレーション)

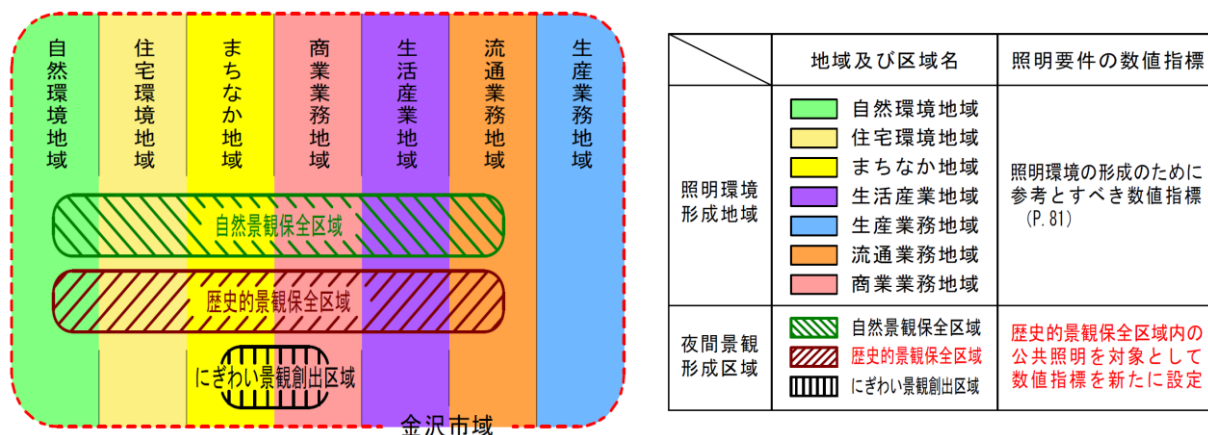


季節による照明の切替え例



3-2 照明要件

照明要件(照度、色温度、演色性、グレア、障害光及び上方光束比)に関する指標については、夜間景観形成条例に基づき照明環境形成地域ごとに「照明環境の形成のために参考とすべき数値指標」(以下「参考数値指標」という。詳細は P.81) が定められているが、これに準拠するものであっても、歴史的景観保全区域においては公共照明を対象として以下に示す数値指標に準拠するものとする。



照明環境形成地域及び夜間景観形成区域 概念図

(1) 照度

照度は単位面積当たりに入射する光束で与えられ、単位はルクス(lx)である。ある範囲内の照度の平均値を平均照度で表す。歴史的景観保全区域内における公共照明の平均照度については、参考数値指標に準ずる。

また、人間の目は明暗のコントラストが強すぎれば、暗い部分をより暗く感じ恐怖感を抱いてしまう場合がある。逆に、均一な明るさとすることは空間演出としての自由度に欠けることもある。さらに空間の明るさ感とは路面や壁の反射率によって大きく異なるため、現地確認等によって明るさを調整し、それぞれの地区における歴史的景観との調和に配慮することが望ましい。

その他、通行者の顔や行動の識別は、鉛直面照度に起因する。このため通行者の安全安心に配慮し、適切な鉛直面照度を確保することが必要である。

歴史的景観保全区域内における公共照明の数値指標(平均照度)

基準 地域名	平均照度 (lx)
歴史的景観保全 区域内の公共照明	下表に準ずる

「照明環境の形成のために参考とすべき数値指標」(抜粋)

自然環境地域	1~5
住宅環境地域	1~10
まちなか地域	1~30
生活産業地域	1~30
生産業務地域	1~30
流通業務地域	1~30
商業業務地域	5~100

(2)色温度

色温度は光色を示す尺度であり、単位はケルビン(K)である。色温度が低いと赤みを帯び、色温度が高いと青みを帯びた光となる。金沢の色彩景観は、歴史的に木造建築が多いため「木色(もくじき)」がベースとなっており、基本的には街路灯やフェンス類も焦げ茶色で統一されている。

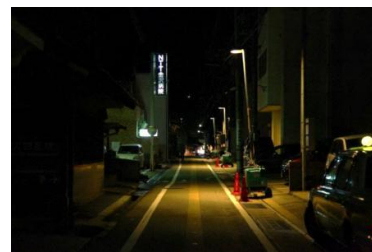
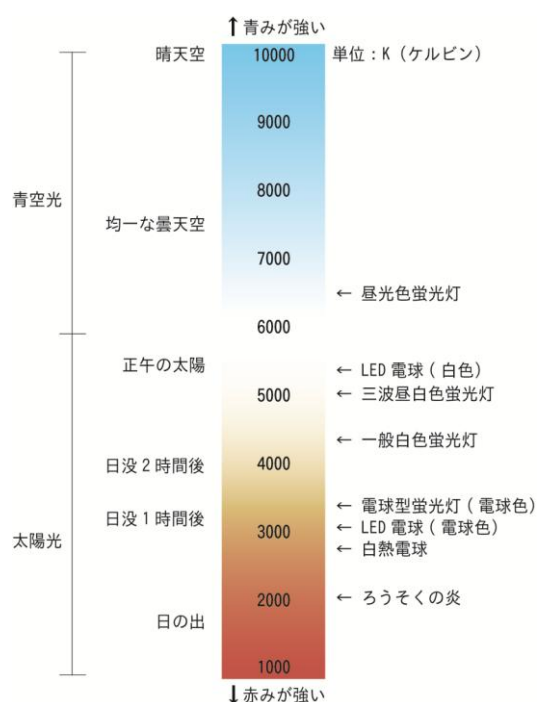
このため、歴史的景観保全区域内における公共照明の色温度については、木色との調和に配慮し、電球色(2700～3500K)を基調とする。ただし、景観資源を白く照射した方が効果的な場合などにおいては4300Kまで許容する。

歴史的景観保全区域内における公共照明
の数値指標(色温度)

地域名	基準 色温度 (K)
歴史的景観保全 区域内の公共照明	2,700～3,500 許容: ~4,300K

《参考》「照明環境の形成のために
参考とすべき数値指標」(抜粋)

自然環境地域	2,000～5,300
住宅環境地域	2,000～4,300
まちなか地域	2,000～4,300
生活産業地域	2,000～5,300
生産業務地域	2,000～5,300
流通業務地域	2,000～5,300
商業業務地域	6,000 未満



(左)長町武家屋敷群の土塀間接照明(2700K)

(中)六斗の広見の土塀間接照明(2700K)

(右)下新町の街路照明(3000K)

(3) 演色性

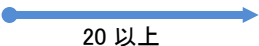
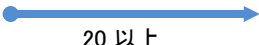
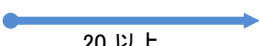
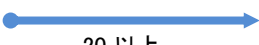
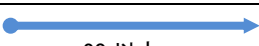
演色性とは、色の見え方に及ぼす光源の性質で、演色性を表す平均演色評価数(Ra)が大きいほど、物の色を忠実に再現した、自然な色見え方となる。

歴史的景観保全区域内における公共照明に用いる光源の平均演色評価数(Ra)は80以上が望ましい。

歴史的景観保全区域内における公共照明
の数値指標(演色性)

地域名	基準 演色性 (Ra)
歴史的景観保全 区域内の公共照明	 80 以上

《参考》「照明環境の形成のために
参考とすべき数値指標」(抜粋)

自然環境地域	 20 以上
住宅環境地域	 20 以上
まちなか地域	 20 以上
生活産業地域	 20 以上
生産業務地域	 20 以上
流通業務地域	 20 以上
商業業務地域	 40 以上

(4) グレア

発光面輝度は、輝度(ある方向から見たとき物がどれだけ輝いて見えるかを表したもの)のうち、照明器具の発光部分からの輝度を示したものである。視野の中に輝度の高い光源等があると、グレア(まぶしさ、不快感)を感じ、物が見えにくくなったりする。歴史的景観保全区域内における公共照明のグレアについては、参考数値指標に準ずる。

歴史的景観保全区域内における公共照明
の数値指標(グレア)

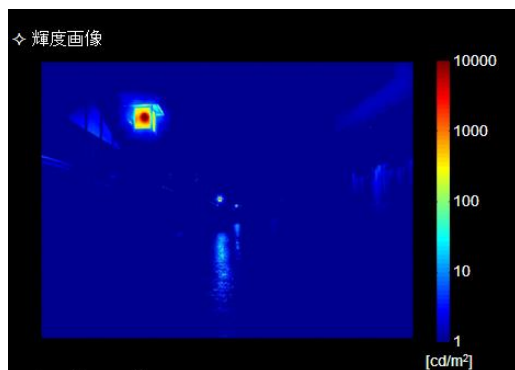
照明器具の高さ(m)	発光面輝度(グレア) (単位:cd/m ²)
歴史的景観保全 区域内の公共照明	下表に準ずる

「照明環境の形成のために参考とすべき数値指標」(抜粋)

4.5 未満	6,000 以下
4.5~6	8,000 以下
6 以上	10,000 以下

《参考例》

下の画像は長町武家屋敷群周辺の照明器具を含む輝度画像である。発光面の輝度は 10,000 cd/m^2 を超えておりグレアが強い。光源を交換して輝度を抑えるか、光源が直接目に入らないよう、ルーバーを設置するなどの対策が必要である。



(5) 障害光及び上方光束比

障害光とは、漏れ光(目的とする照明対象範囲外に照射される光)のうち、光の量又は方向によって、人の活動や生物等に悪影響を及ぼす光をいう。上方光束とは、水平よりも上方に向かう光束のことであり、全体の光束に対する上方光束の比率を上方光束比という。上方光束が多いと、光害の原因となることや、エネルギーの無駄遣いとなることが指摘されている。

歴史的景観保全区域内における公共照明の障害光及び上方光束比については、参考数値指標に準ずる。建築物のライトアップをする際においても、障害光に対する配慮が必要である。

歴史的景観保全区域内における公共照明の数値指標(障害光及び上方光束比)

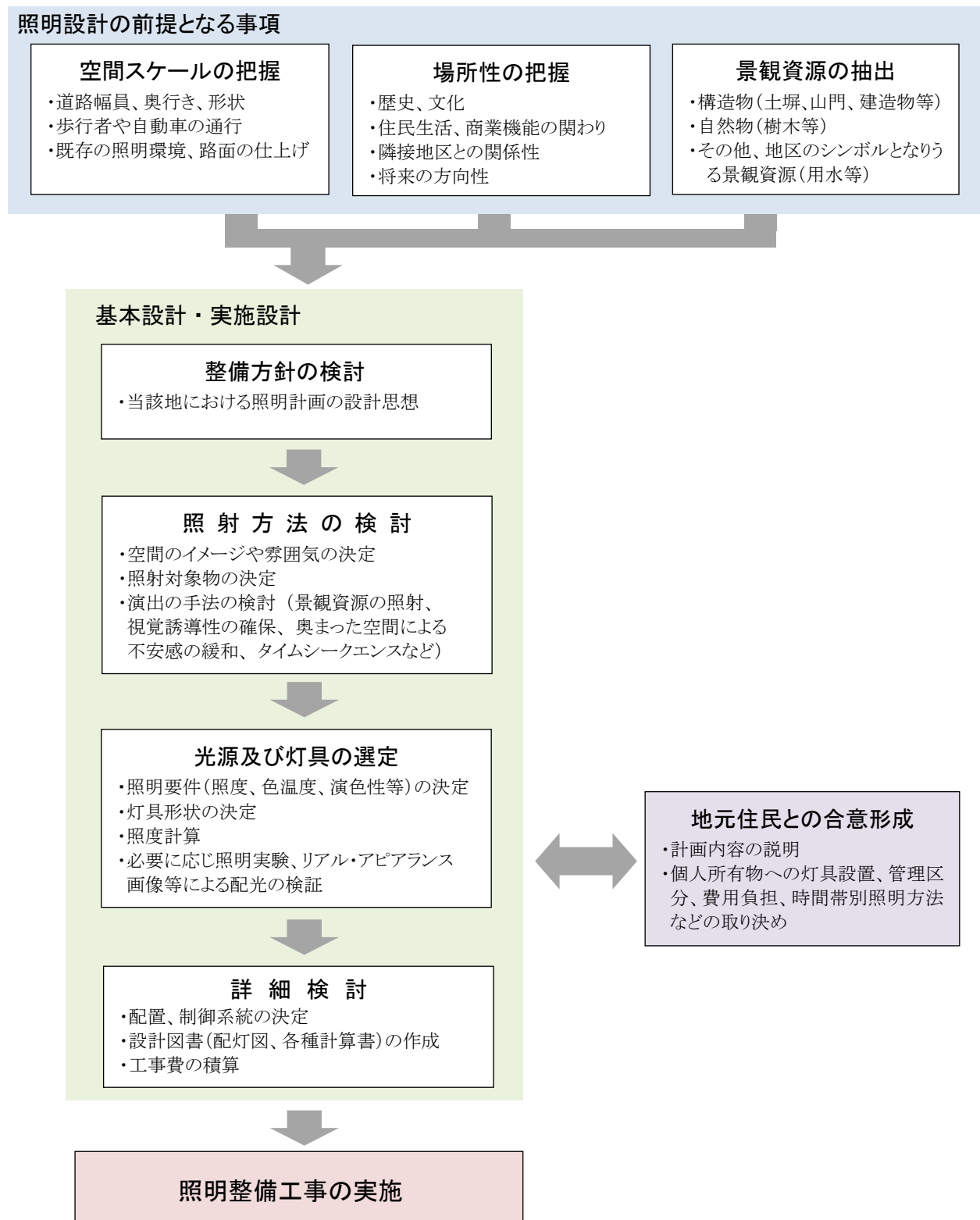
地域名	基準	障害光				上方光束比 (%)
		鉛直面 照度 (lx)	照明器具 最大光度 (cd)	建物表面 輝度 (cd/m ²)	看板輝度 (cd/m ²)	
歴史的景観保全 区域内の公共照明		下表に準ずる				

「照明環境の形成のために参考とすべき数値指標」(抜粋)

自然環境地域	2	2,500	0	50	0
住宅環境地域	5	7,500	5	400	0~5
まちなか地域	10	10,000	10	800	0~15
生活産業地域	10	10,000	10	800	0~15
生産業務地域	10	10,000	10	800	0~15
流通業務地域	10	10,000	10	800	0~15
商業業務地域	25	25,000	25	1,000	0~20

3-3 金沢らしい夜間景観の実現化フロー

金沢らしい夜間景観の整備のための検討・実現化フローを示す。整備対象地区の現況を把握し、画一的ではなく場所性に応じた照明を整備するよう、各プロセスで丁寧に検討する必要がある。



地域特性に応じたあかりを検討するにあたり、下図に示す5箇所の路線を選定し、照明実験を行った。実験箇所ごとに得られた知見及び整備方針を示す。実験では範囲や使用灯具に制約があったが、このことを前提として、夜間景観重点区域内での条件が類似する路線の整備においても参考にしていきたい。



(参考)新しい明るさ測定分析手法

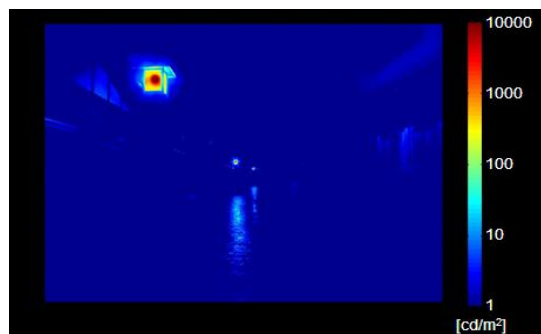
光環境の設計・評価には通常、照度が用いられている。照度はある面に入ってくる光の量を表す測光量で、光に当たったモノ(路面など)が人の目にどのように見えるかを直接表す指標ではない。

実際にどのように見えるかを検討するには、目に入射する光を扱うことが大切で、その測光量が輝度である。実際に感じる見え方や明るさには、空間内の輝度分布が重要であり、空間内の輝度画像を表示することが望ましい。さらに、光の量と見え方の関係で重要なことは、目の順応状態と、対象とするモノとその背景との輝度対比である。

近年、最新の画像処理技術を利用して、これら視覚的效果を定量的に処理できる技術が進み、輝度画像を用いて見え方や明るさを数量的に検討する方法が確立されつつある。

従来の「照度設計」から「輝度値をベースとした明るさ設計」への転換は、照明用電力量を節減する有効な手段でもある。

今回の照明実験では、最新の光環境研究成果を活用して各実験箇所の現況及び実験時の状況を測定分析することとした。



輝度画像(長町武家屋敷群)

明るさ画像

輝度画像から目の順応状態を加味して予測した明るさ知覚を明るさ尺度値(NB)という。輝度画像全体の明るさ尺度値(NB)を算出することによって明るさ画像が得られる。明るさ尺度値(NB)は、図に示すように、人が感じる明るさの程度を「非常に暗い」から「非常に明るい」までの、13段階の評定尺度で表わしたものである。

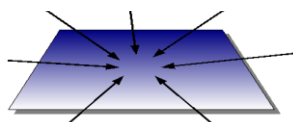


リアル・アピランス画像

リアル・アピランス画像は、輝度画像から明るさ画像を介して変換されたものである。ディスプレイの性能、周辺環境の光の状態、ディスプレイの特性を設定することで、ディスプレイ上に表示させた画像各点の明るさ感覚と、現場で感じる各点の明るさ感覚とを一致させ、現場とほとんど同じ見え方を実現できる。ディスプレイに表示したリアル・アピランス画像によって、空間の明暗の違いを含む、見え方の違いを体験することができる。



照度 モノに当たる光の量



輝度 目に入る光の量

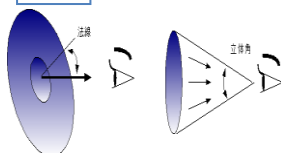


図 照度と輝度の関係

測定・解析ソフト：明るさ設計支援ツール (REALAPS)

(株)ビジュアル・テクノロジー研究所 製

測定機器：CANON Power Shot G11 CANON EOS Kiss

協力：金沢工業大学下川研究室、宮下研究室

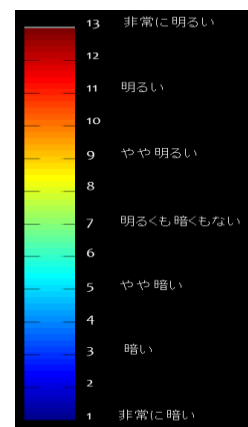


図 明るさ画像の尺度

4-1 長町地区(武家系住居の街並み)

■現状

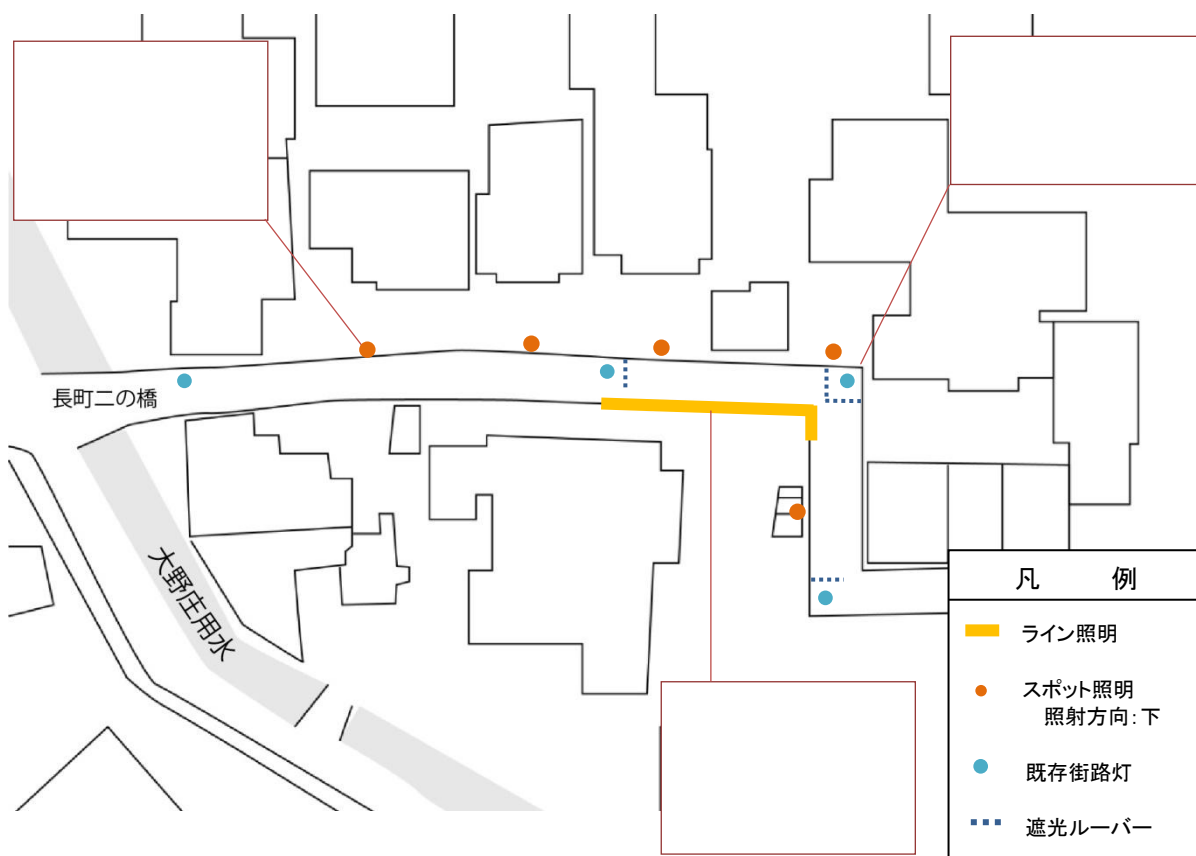
土塀が特徴的な武家屋敷群で、夜間は閑静な住宅地区である。現在の街路灯はグレアが強く、その周辺は暗くさみしい印象がある。



■設計コンセプト

景観資源である土塀・石畳を活かすため、土塀の軒下にライン照明を設置し、暖かい光で演出する。住宅街であることから安心安全に配慮し、土塀の鉛直面や路面を的確に照射することで空間としての明るさ感を確保する。一定の間隔で配置されている各住宅の門構にスポット照明を設置し、リズム感のある間接光による照明効果を期待する。

■照明実験計画平面図



■使用照明器具

①LED ライン
1400lm/m、2700K
片配光タイプ



②LED スポット
630lm、3000K
拡散タイプ



■照明実験時の全景



既存街路灯にルーバーを設置し、光の拡散やグレアを抑えるとともに、土塀軒下に設置したライン照明で土塀の鉛直面を照射することで、空間としての明るさ感を確保するとともに視覚誘導性を確保した。また、各住宅に門灯を設置することでリズム感と人の息づかいが感じられる通りを演出した。

■現況と照明実験時との比較

現況(土塀)



実験時(土塀)



土塀の鉛直面を2700Kのライン照明で照射した。軒下に設置することでグレアを解消した。また、土塀の出隅部分を照射することで、当該地区の景観特性を強調した。

現況(門灯)



実験時(門灯)

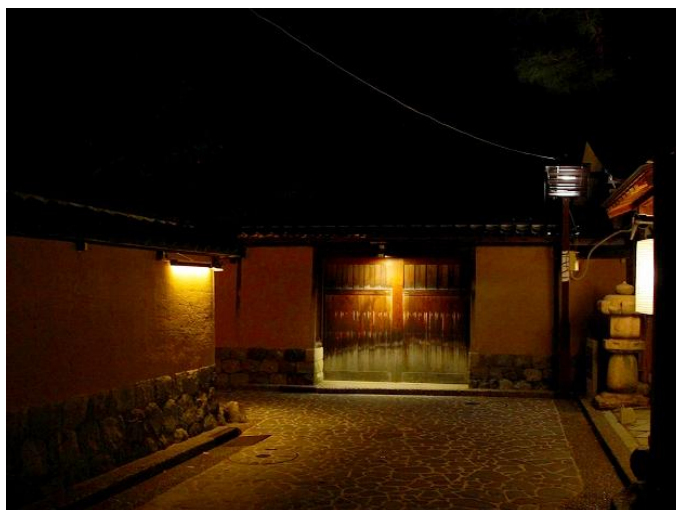


各住宅の門構の上部にスポット照明を設置した。3000K の光によってリズムカルな光溜まりを演出した。

現況(街路灯)



実験時(街路灯)



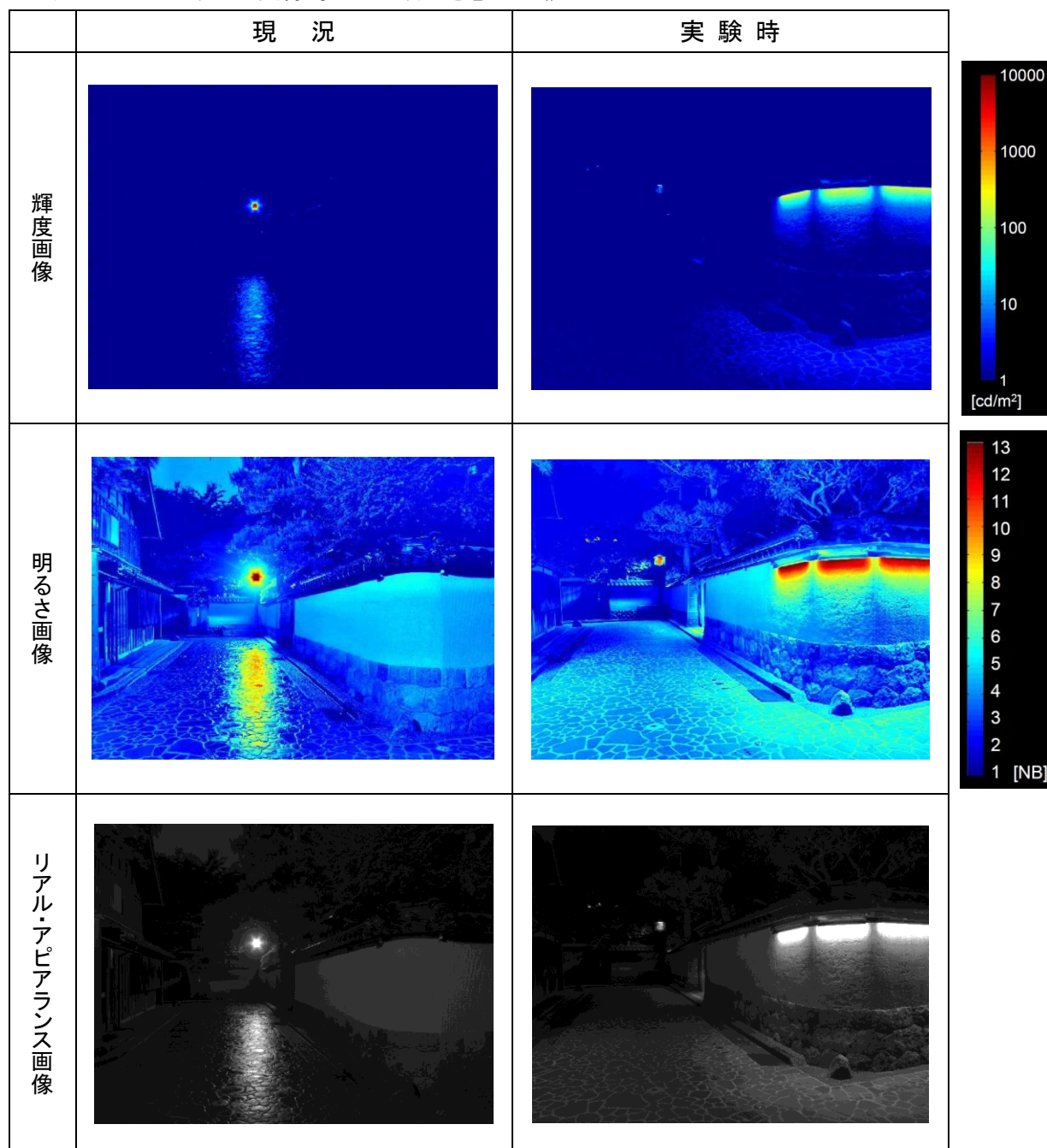
現況では白色の街路灯の光が拡散し周辺は暗い。実験では灯具にルーバーを取り付け、グレアを解消した。

《参考》各住宅の門構の両側を土塀の軒下から照射した例



見通しがよい通りに門構えが一定の間隔で配置されていることから、門構えと両側の土塀をリズムカルに照射した。

■リアル・アピアランス画像等による明るさ感の比較



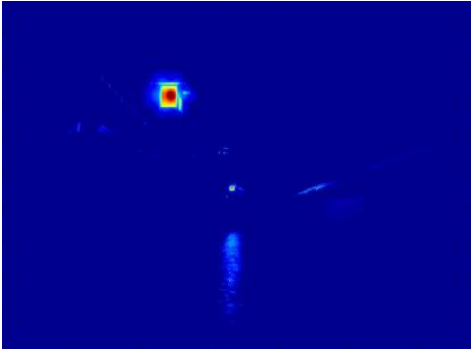
■検証結果

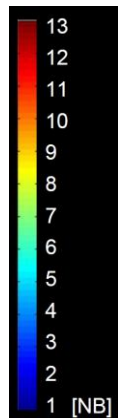
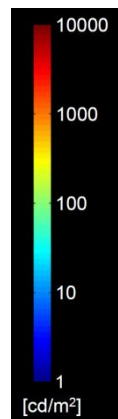
【現 況】

- ・街路灯がまぶしく、周辺はかなり暗く感じる。

【実験時】

- ・土堀軒下のライン照明については、配光特性の改善が必要ではあるものの、照明が石畳みの路面を照射し、歩行者に安心感を与えている。
- ・伝統的街並みの雰囲気を高めるため、ライン照明の光束量を低減する必要がある。
- ・街路灯の発光面輝度は低減されている。
- ・夜の深まりや日常・非日常に応じて光源(点灯時間、点灯箇所、明るさ等)を調節できる計画とすることが望ましい。

	現 況	実 験 時
輝度画像		
明るさ画像		
リアル・アピランス画像		



■検証結果

【現 況】

- ・街路灯がまぶしく、周辺はかなり暗く感じる。

【実験時】

- ・伝統的街並みの雰囲気を高めるため、土堀軒下のライン照明の光束量を低減する必要がある。
- ・街路灯の発光面輝度を低減する必要がある。

■実験で得られた知見、整備方針

- ・ 色温度を 2700～3000K で統一することで、空間の統一感、一体感を演出する。
- ・ 実験では、ライン照明が想定以上に明るかったため(115 lx)、整備時には塀直下の水平面照度については、60～80lxを目安として調光する。
- ・ 当初、各住宅の門構の両側に土塀軒下のライン照明を配置する計画であったが(P.21)、明暗のコントラストが想定以上に強かったため、急遽、土塀軒下に連続して設置する案を採用した。灯具数に限りがあるため、実験区間は短くなってしまった。整備時には、調光タイプの灯具を使用し、単調になりすぎないように設置間隔を変えて、波紋のような明暗のグラデーションを表現することも考えられる。
- ・ 土塀軒下のライン照明については、昼間の見え方に配慮した設置方法を検討する。
- ・ 既存街路灯は光の拡散やグレアを抑えるため、ルーバーを設置する。既存の街路灯を活用しつつグレアを抑える手法として他の地区でも参考とすべきである。
- ・ 各住宅の門灯を活用しながら、時間帯によって既存街路灯に切り替えることや、省エネルギーのため、人感センサーや調光が可能な器具の採用を検討する。

4-2 卯辰山麓地区(寺社系の街並み)

■現状

曲がりくねった細い街路と土塀が特徴的な地区であるが、現在の照明はグレアが強い反面、その周辺は暗いため寺院群の景観資源が活かされていない。また、全体的にさみしい印象があり、危険を感じる。



■設計コンセプト

曲がりくねった細街路を際立たせるため、アイストップとなる土塀の軒下にライン照明を設置する。土塀白壁からの反射光によって路地空間の照度を確保するとともに、土塀の曲がり部分にも照明を延長し、見通しの悪い街路に視覚誘導性を確保する。全性寺山門は、地区のシンボルとして位置づけ印象的にライトアップする。

■照明実験計画平面図



■使用照明器具

①LED ライン
1400lm/m、2700K
片配光タイプ



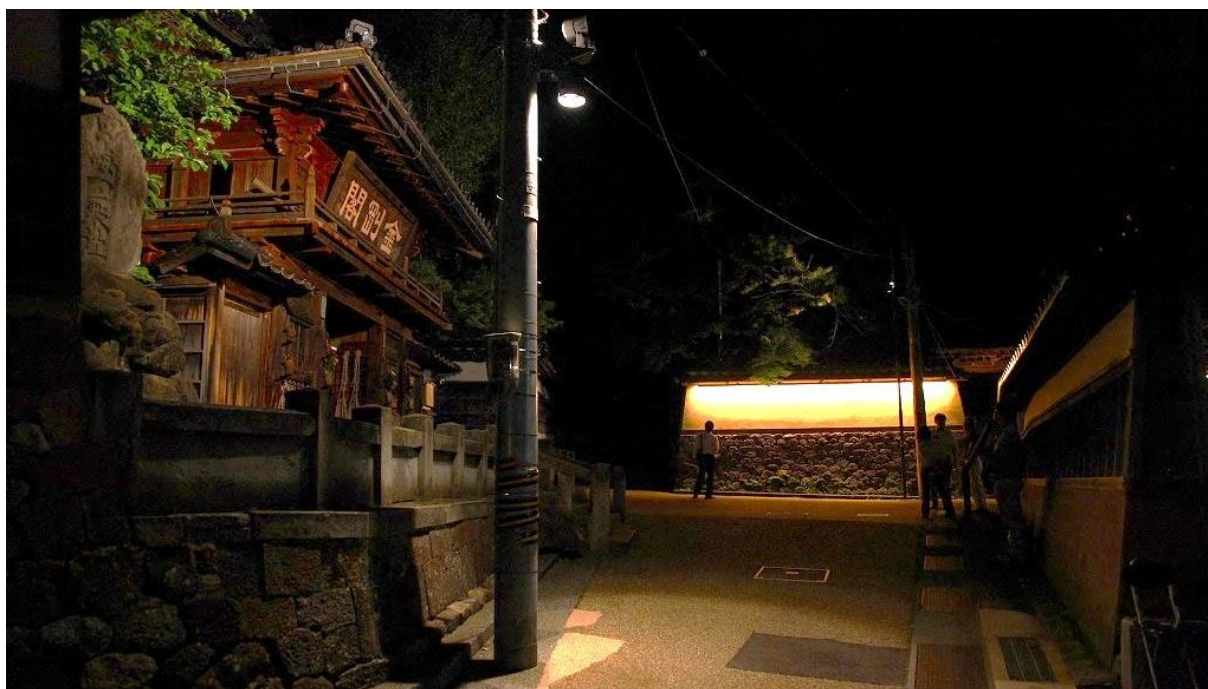
③LED スポット
1396lm、3000K
広角タイプ



④LED スポット
2170lm、3000K
広角タイプ



■照明実験時の全景



アイストップとなる土塀をライン照明で照射し、広見への視覚誘導性を確保するとともに、広見全体の照度を高めた。広見空間の中心として全性寺の山門をスポット照明で照射することで重伝建地区のシンボルとして浮かび上がらせた。全体に色温度を抑え暖かみの感じられる演出とした。

■現況と照明実験時との比較

現況(全性寺山門)



実験時(全性寺山門)



現況では、全性寺山門に向かって左手角の街路灯のみが明るく、周辺は暗い。山門は、外からは照らされておらず存在感が薄い。実験では既存照明が設置されている柱にスポット照明を2台取り付け、一台で山門左手を、もう一台で路面を照射した。右手からは、妙正寺山門の左手角にある電柱にスポット照明を取り付け、山門全体を照射した。いずれも 3000K のものを使用した。

現況(土塀)



実験時(土塀)



現況では、既存街路灯のみが明るく、周辺は暗い。曲がりくねった路地が不安を感じさせる道となっている。実験では土塀の軒下にライン照明を設置し土塀を照射した。土塀の白い壁面が間接照明となって、空間全体が明るくなった。土塀の折れ曲がりに沿った連続的な照明により、視覚誘導性が確保された。

現況(妙正寺門灯)

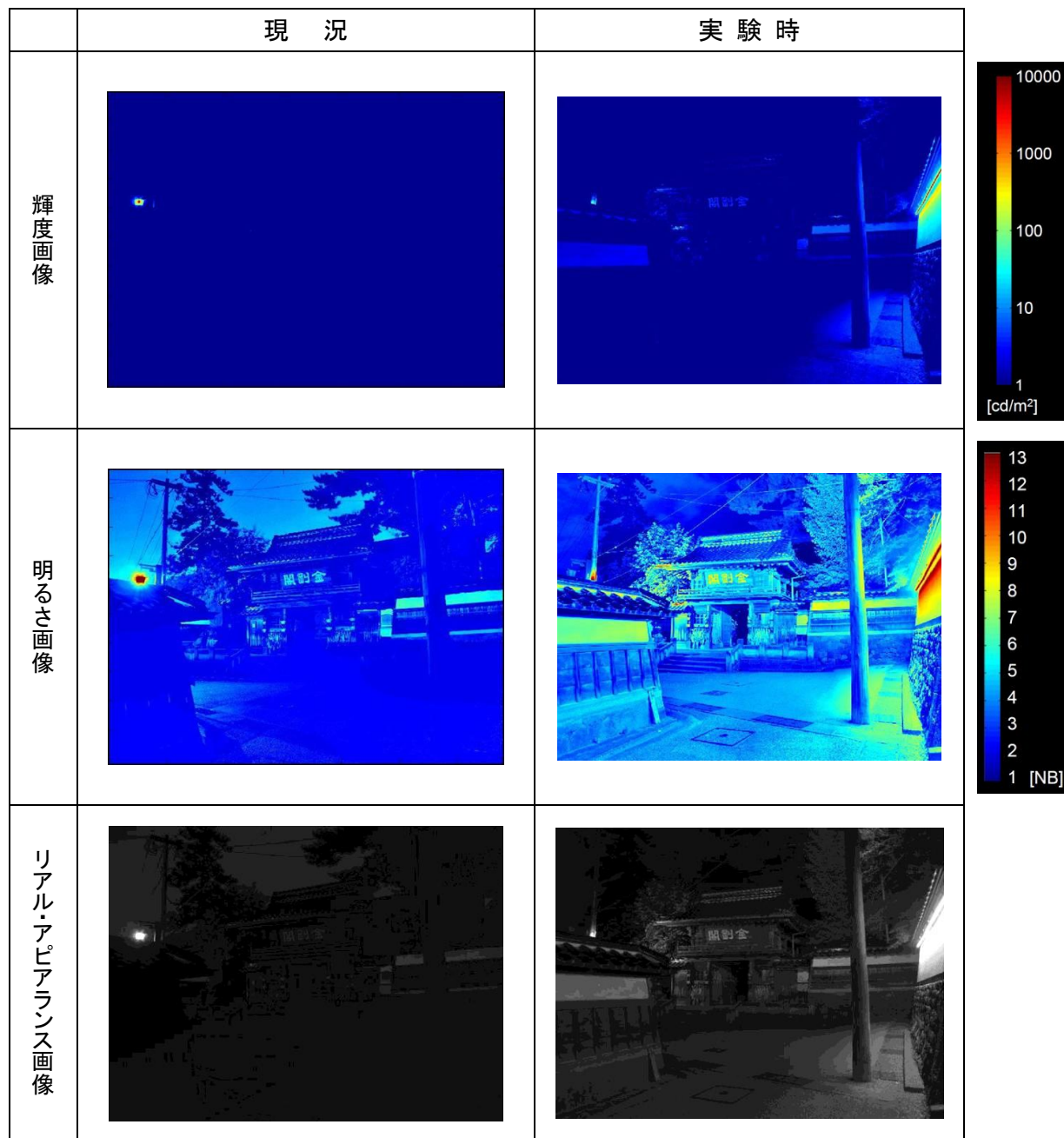


実験時(妙正寺土塀)



現況では妙正寺には門灯が設置されておらず、奥まった階段が不安な印象を与えている。実験では、門左下より 3000Kのスポット照明を上向きに照射し、奥行きを感じさせるとともに、反射光により参道部分の不安感を緩和した。

■リアル・アピランス画像等による明るさ感の比較



■検証結果

【現 況】

・街路灯が眩しく、路面や周辺がかなり暗く、不安感を強く感じる。

【実験時】

- ・土堀軒下のライン照明で路面の明るさが確保されたことにより、歩行者の安心感を高めている。
- ・伝統的街並みの雰囲気高めるため、ライン照明の光束量を低減するなど、配光特性の改善が必要である。

■実験で得られた知見、整備方針

- ・ ベースとなる色温度を 2700～3000K で統一することで、空間の統一感、一体感を演出する。
- ・ 土塀が連続する箇所での軒下のライン照明は、歩行者の安全安心の観点からも街路灯に匹敵する照度を確保できる。また、街路灯を新設することに比べて整備コストの削減につながる。
- ・ 実験ではライン照明が想定以上に明るかったため(175 lx)、整備時には塀直下の水平面照度については、60～80lxを目安として調光する。
- ・ 土塀軒下のライン照明については、昼間の見え方に配慮した設置方法を検討する。
- ・ 景観資源である全性寺の屋根右側への照射は、実験時は狭角タイプの灯具がなく、広角タイプを使用した。整備時には狭角タイプを用いることで、光の拡散を防止する。
- ・ アイストップとなる建築物を適切に照射することで視的誘導性を高めることが実験で確認された。整備時には、建築物敷地内に不快グレアがないよう光軸等を調整する必要がある。
- ・ 門灯が設置されていない寺社など、奥まった階段が不安な印象を与えている箇所には下方から照射し、奥行きを感じさせる演出を行うことで、街路に面して“奥まった空間”となることによる不安感を解消する。
- ・ 寺院周辺の細街路には住宅も密集していることから、整備時には明るくし過ぎないことや、隣接地区へ歩いて移動する際に明暗のコントラストが強くなりすぎないように配慮する必要がある。

4-3 寺町台地区(広見のある空間)

■現状

旧鶴来街道にあるかぎ曲りの広見で、六斗広見街道まつりなど地元のイベントも開催されている。

現状の街路照明は拡散光を発しており、光源はまぶしいが周辺は暗い。寺院や神社の樹木がうっそうとしており、歴史的な景観資源はあるが、夜はさみしい印象でやや危険な雰囲気がある。



■設計コンセプト

北方向からのアイストップとなる泉野菅原神社の鳥居をランドマークとして浮かび上がらせることで視覚誘導性を確保する。景観資源である国泰寺土塀と神社玉垣を照射することで、広見空間の広さを感じさせるとともに、広場の面的な照度を確保する。2本の松は、ライトアップによって象徴的に浮かび上がらせ、高さ方向の広がり、広見の奥行きを演出するとともに、鶴来方向へと続く街道の視覚誘導性を確保する。

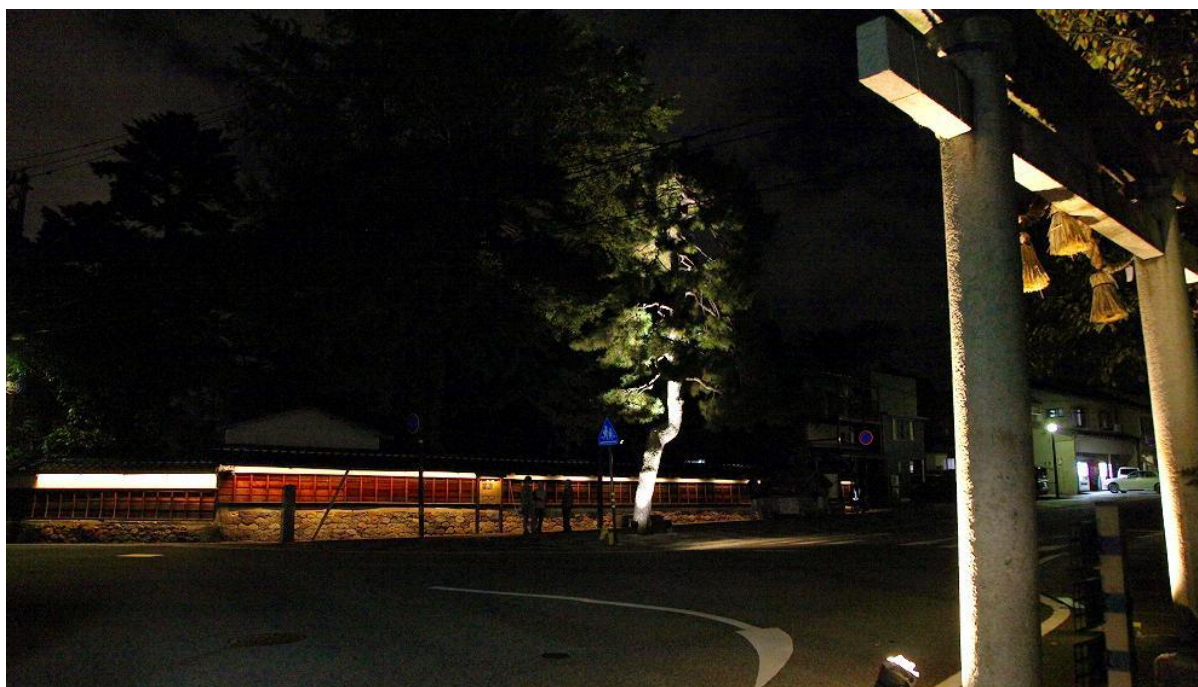
■照明実験計画平面図



■使用照明器具

①LED ライン 1400lm/m、2700K 片配光タイプ 	②LED スポット 630lm、3000K 拡散タイプ 	④LED スポット 2170lm、3000K 広角タイプ 	⑤LED スポット 2860lm、5000K 広角タイプ 	⑥LED スポット 2121lm、3500K 狭角タイプ 	
---	--	---	---	---	--

■照明実験時の全景



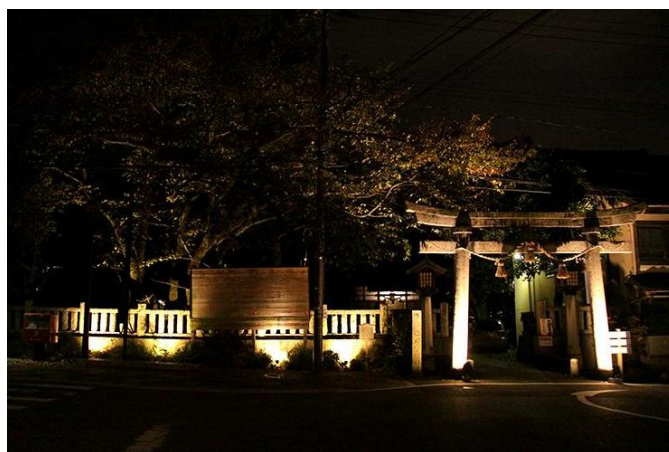
国泰寺の土塀軒下にライン照明を設置することで、広見の奥行きが感じられるよう工夫した。また、広見の中で北方向からのアイストップとなる泉野菅原神社の鳥居とそれに続く玉垣をライトアップすることにより、六斗の広見へと誘導する仕掛けとした。さらに松を照射することによってその高さを強調し、広見空間としての広がりを演出した。

■現況と照明実験時との比較

現況（泉野菅原神社鳥居）



実験時（泉野菅原神社鳥居）



現況では街路灯のみが明るく、鳥居の存在感が薄い。実験では下方から鳥居に向けて3000Kのスポット照明を照射した。光源が見えないように筒状の遮光板を設置し、グレアを解消した。

現況(泉野菅原神社玉垣)



実験時(泉野菅原神社玉垣)



現況では街路灯のみが明るく、さらに樹木の茂みで非常に暗い印象を与えている。実験では下方から玉垣へ 3000K のスポット照明を照射し、空間の広がり演出した。

現況(土塀・説明板)

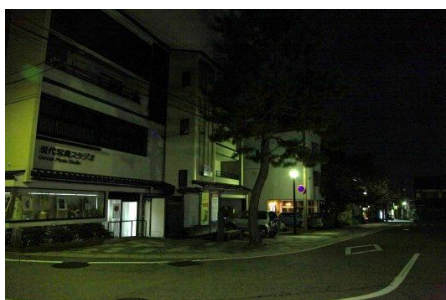


実験時(土塀・説明板)



現況では街路灯のみが明るく、土塀、説明板ともに存在が不明瞭である。実験では軒下に 2700K の調光タイプのライン照明を設置した。途中から間隔をあけて照明器具を設置することで、単調さを破り、遠近感を与えとともにリズム感を演出した。説明板の軒下にもライン照明を設置し、夜間も読みやすくした。

現況(松)



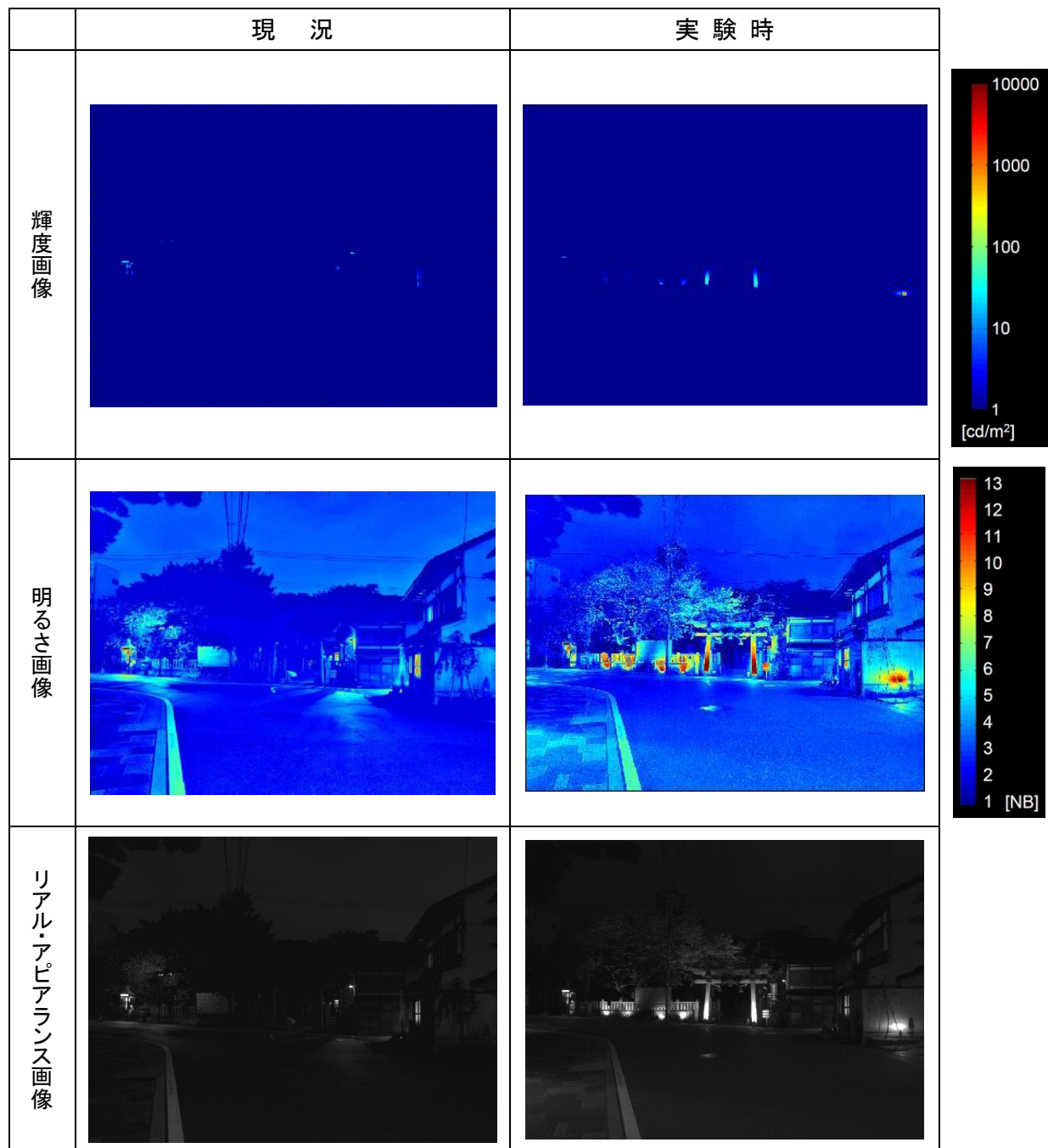
実験時(松)



現況では、泉野菅原神社の境内から伸びる桜並木の樹冠と、国泰寺の境内から伸びる松の大木の枝張りに加え、広見内の2本の松のシルエットがうっそうとした印象を与えており、広見の広さが感じられない。実験では、広見内の2本の松を下方から照射した。光源が見えないように筒状の遮光板を設置し、グレアを解消した。これにより広見の左右方向の広がりのみならず、高さ方向の広がりや鶴来方向への奥行きを演出することが出来た。

また、実験の事前検証時に、広見つきあたりにある住宅に玄関灯の点灯や格子からの漏れ光の協力をいただいたことで、空間の印象が大きく変化した。

■リアル・アピアランス画像等による明るさ感の比較



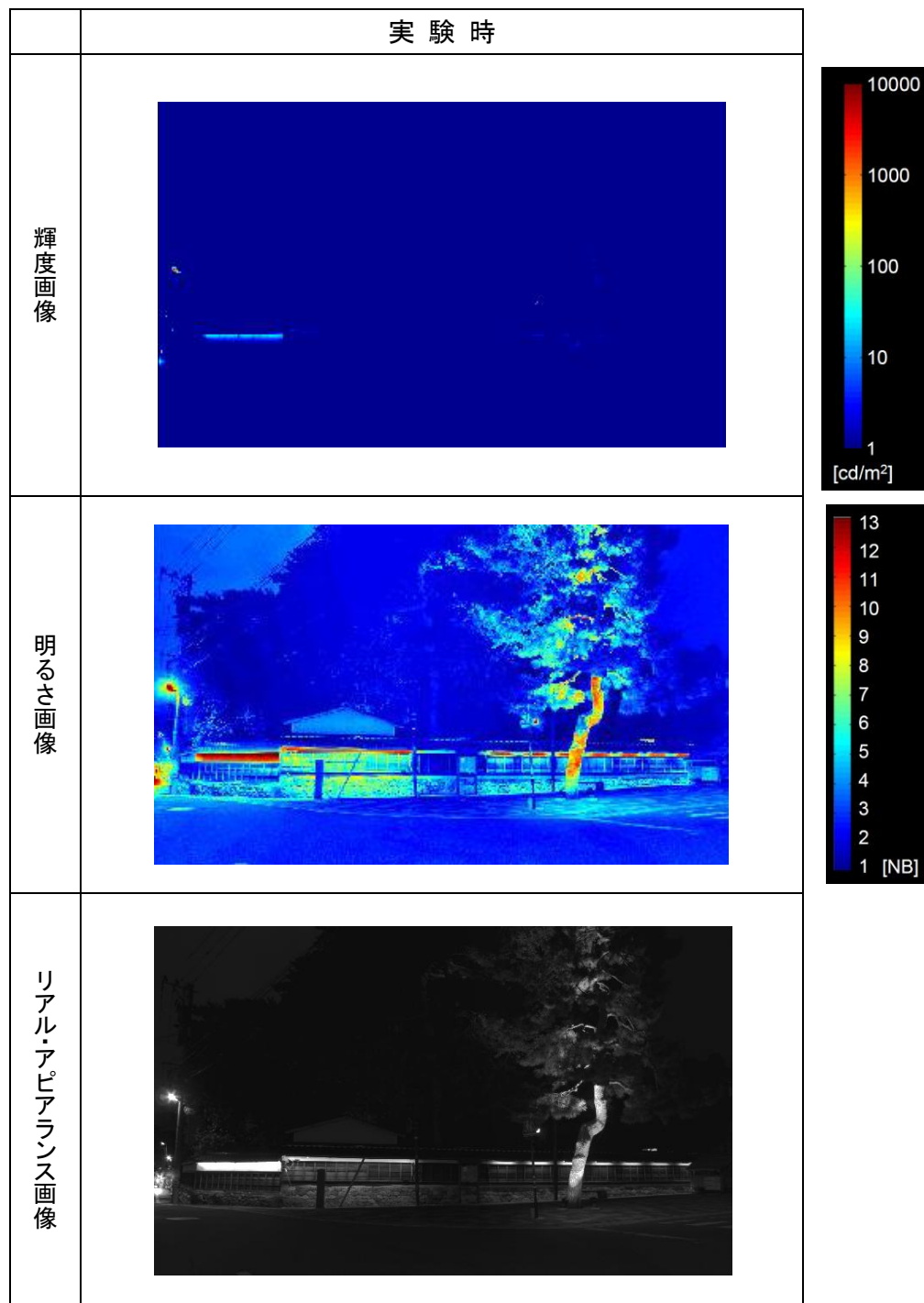
■検証結果

【現 況】

- ・車道、歩道共にかなり暗く視覚誘導性が低い。
- ・道路周辺の状況がわかりにくく、不安な印象が強い。

【実験時】

- ・アイストップとなる泉野菅原神社の鳥居、玉垣が明るく照らされて安心感がある。
- ・伝統的街並みの雰囲気をもつため、玉垣の輝度を低減する必要がある。
- ・埋め込み灯や反射板等により、歩車道の境界線を明確にする必要がある。



■ 検証結果

【実験時】

- ・輝度は抑えられており、景観資源である国泰寺土塀を有効に照射することで、広見の奥行きを演出し、広場の面的な照度を確保している。
- ・松への照射は高さ方向の広がりを演出し、周辺の明るさ感を高めている。

■実験で得られた知見、整備方針

- ・ 現況では広見の広さが活かされていないため、上方から均一に照射するのではなく、低い照明を用いることや、道路の突き当りの景観資源をランドマークとしてライトアップすることで、地区のシンボリックな要素や場所性を表現し、かつ空間としての明るさ感を高める。
- ・ 実験では、効果を比較するため、2本の松を 3500K と 5000K で照射した。整備時には、土塀、鳥居、玉垣、松を照射する照明の色温度を統一（2700～3500K）することで空間としての統一感を演出することとする。また、2本の松については、狭角で照射することでその高さを強調する。
- ・ 土塀を照射することにより、前面の説明板が判読できなくなることを避けるため、説明板軒下にもライン照明を設置する。
- ・ 灯具の制約上、歩車道境界部の照明が設置できなかったが、夜間において運転者が安心感を得られるよう、整備時には埋め込み灯や反射板による光を配するなどの対応を検討する必要がある。また、実験でも実施したとおり、横断歩道の路面部分を柔らかく照らす工夫が必要である。
- ・ 土塀軒下のライン照明については、昼間の見え方に配慮した設置方法を検討する。
- ・ 各住宅の玄関灯など生活・生業のあかりとの融合により、六斗の広見に相応しい魅力的で雰囲気の良い夜間照明とすることが課題である。

4-4 下新町地区(商店や住宅がある見通しのよい街並み)

■現状

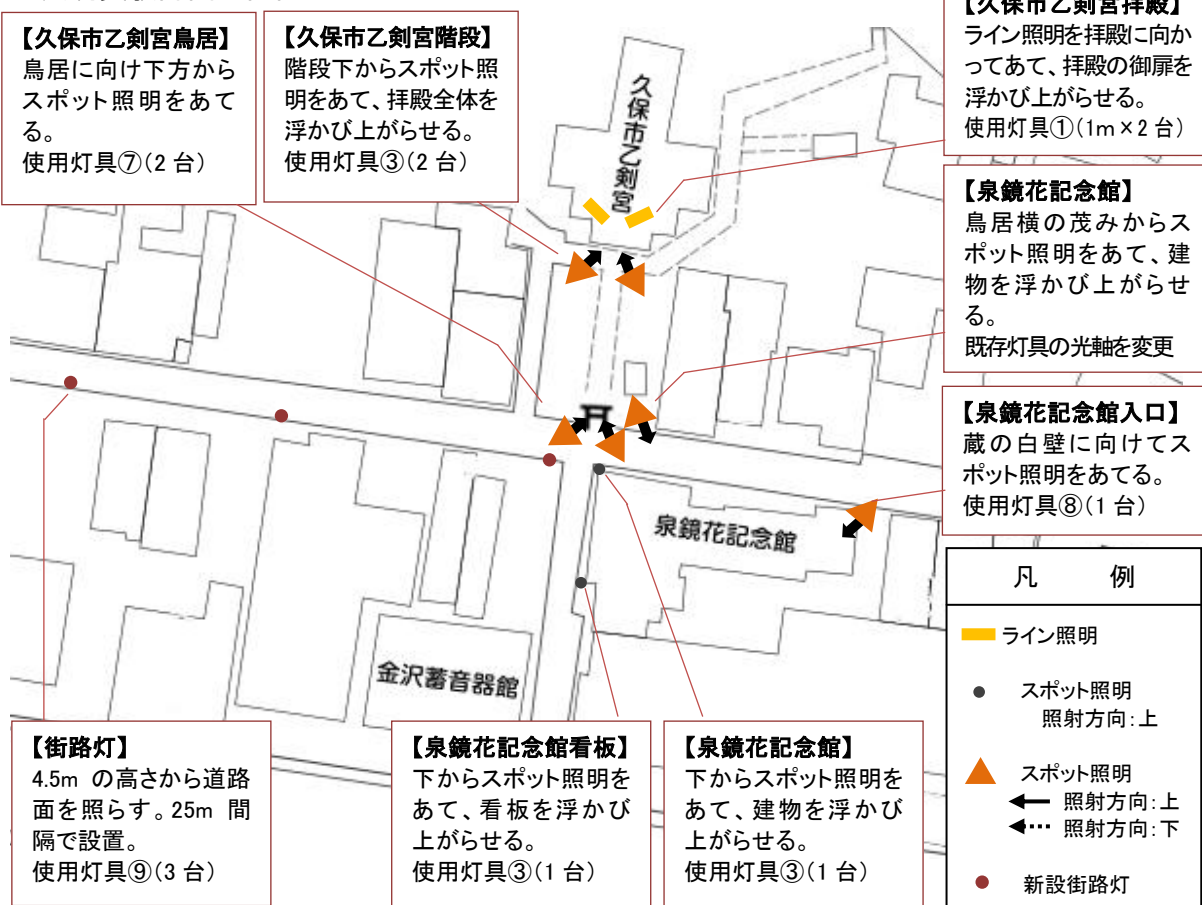
久保市乙剣宮、泉鏡花記念館など歴史的景観資源がある昔ながらの商店街で、久保市乙剣宮の拝殿横からは主計町へ続く暗がり坂が伸びている。既存街路灯が白色の光を発しており、周辺は暗く景観資源が活かされていない。また、さみしい印象があり、夜間は不安を感じる通りでもある。



■設計コンセプト

久保市乙剣宮、泉鏡花記念館を照射すべき景観資源に設定する。街路灯は暖かみのある光を基本とし、泉鏡花の物語のような光と影の艶美な世界を演出する。景観資源と街路灯、さらに商店などからの漏れ光によってあかりの連続性を演出し、安心して歩けるよう視覚誘導性を確保する。

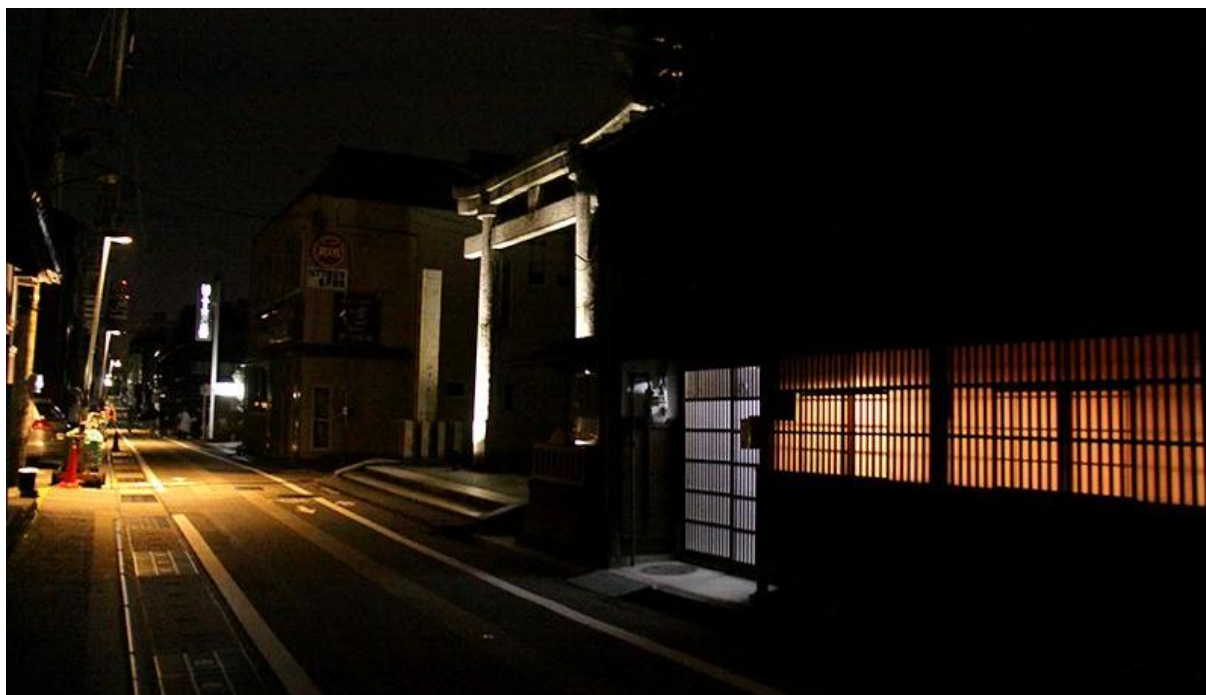
■照明実験計画平面図



■使用照明器具

①LED ライン 1400lm/m、2700K 片配光タイプ	③LED スポット 1396lm、3000K 広角タイプ	④LED スポット 2170lm、3000K 広角タイプ	⑦LED スポット 1797lm、5000K 広角タイプ	⑧LED スポット 1049lm、5000K 広角タイプ(採光色)	⑨街路灯 2850lm、2800K

■照明実験時の全景



通りの基本となる街路灯は 2800K で光源がまぶしくないよう、灯具に筒状の遮光板を設置した。道路幅員や沿道の建築物の高さ、見通しの良さなどまちのスケール感を考え、光源高さを4.5mとし、暖かみのある人に近い光として、歩行者に不安感を与えないよう配慮した。

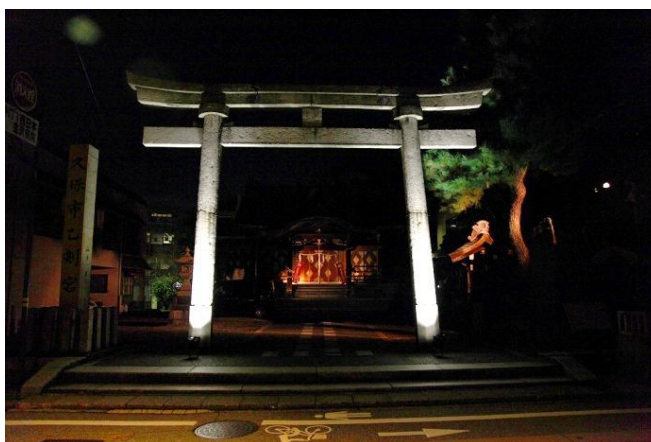
均一な照度を確保するのではなく、波紋のようなあかりを表現し、景観資源である久保市乙剣宮や商店などからの漏れ光と併せて、安心して歩けるよう視覚誘導性を確保した。

■現況と照明実験時との比較

現況（久保市乙剣宮鳥居）



実験時（久保市乙剣宮鳥居）



現況では鳥居横に照明が設置されているのみであり、鳥居の存在が不明瞭である。実験では鳥居下方からスポット照明で照射し、鳥居のシルエットを浮かびあがらせた。光源が見えないように筒状の遮光板を設置し、グレアを解消した。色温度については、沿道の象徴的な存在である鳥居の顕在化及び拝殿とのコントラストや奥行き感を意識し、5000K を選定した。

現況(久保市乙剣宮神殿)



実験時(久保市乙剣宮神殿)

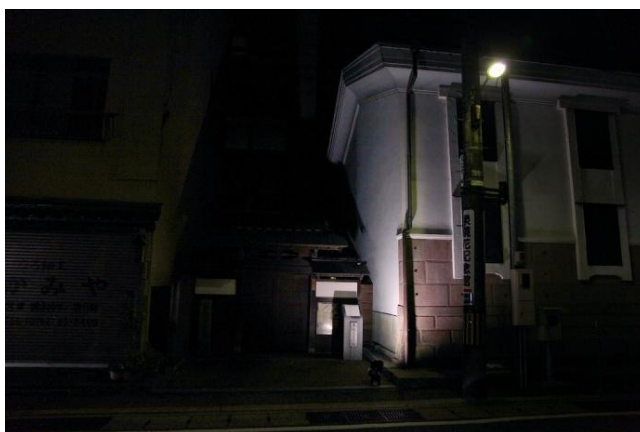
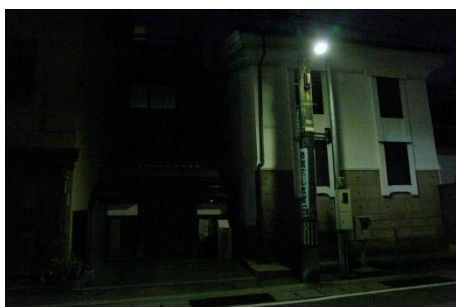
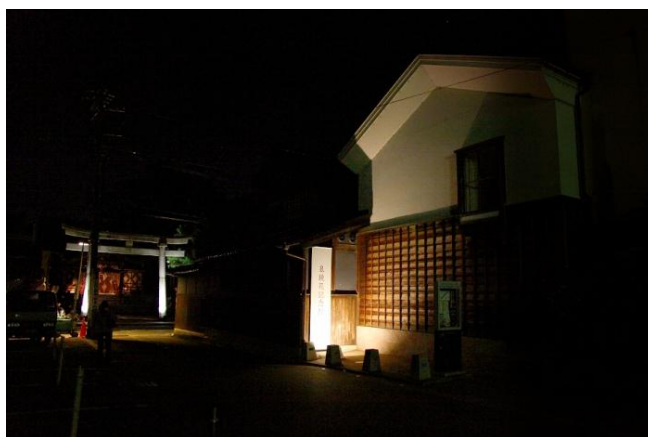


現況では拝殿の白色照明がまぶしく、拝殿の雰囲気を活かすことができていない。実験では、階段上の左右から電球色のライン照明で御扉を照射した。また、階段下からスポット照明を設置し拝殿全体がぼんやり光っている印象を演出した。

現況(泉鏡花記念館)



実験時(泉鏡花記念館)



現況では看板、入り口ともに照明が設置されておらず暗い。実験では看板に 3000K のスポット照明を設置し、筒状の遮光板によってグレアを解消した。泉鏡花記念館の蔵壁に向けたスポット照明は灯具の制約から白色(5000K)で照射したが、周辺環境に調和しているとは言い難い。

現況(街路照明)

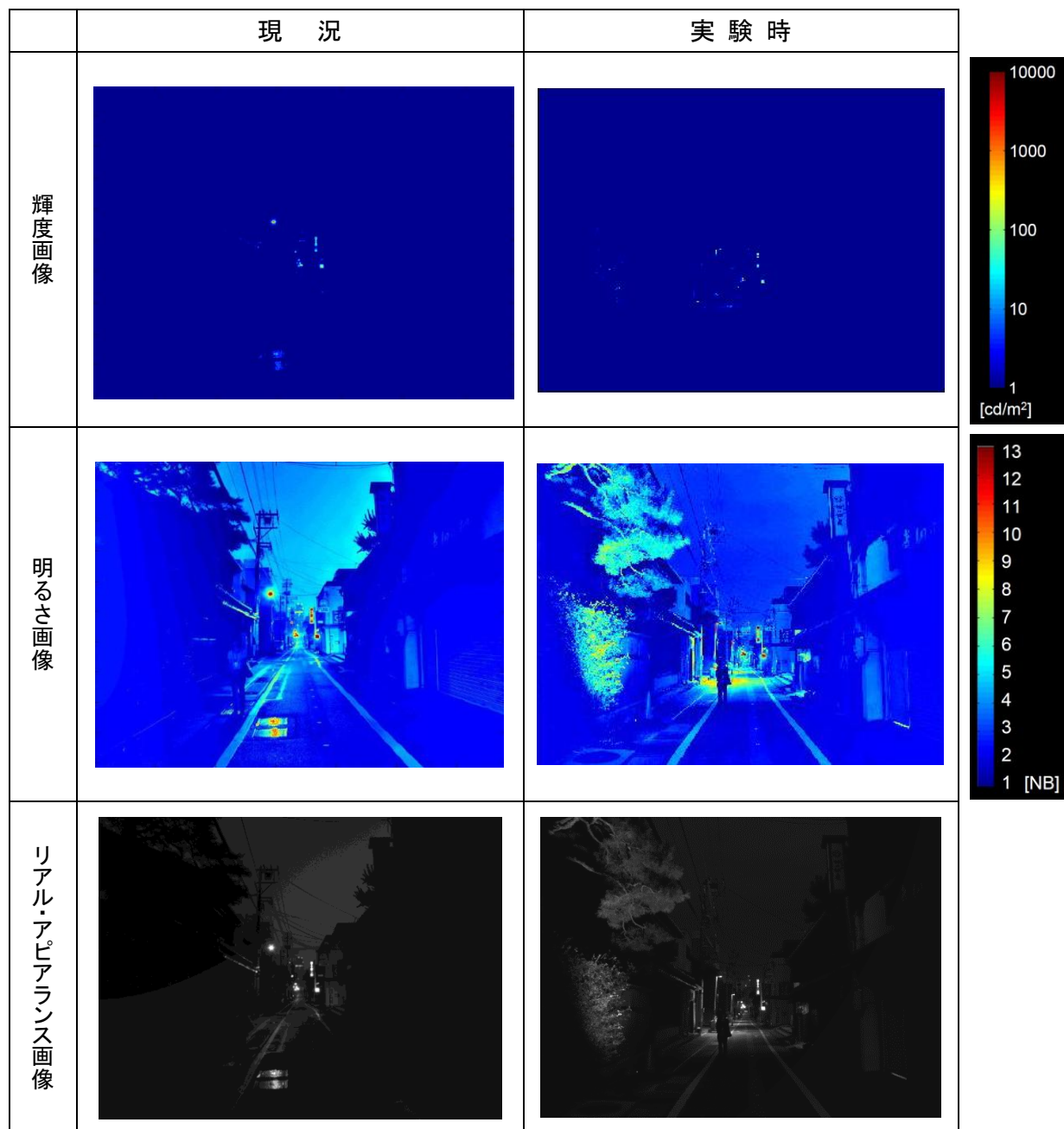


実験時(街路照明)



現況では街路灯のみがまぶしく、周辺の暗さがさらに際立っている。実験では 25m 間隔で高さ 4.5mの街路灯を設置した。色温度は 2800K とし、伝統的な街並みとの調和に配慮した。

■リアル・アピランス画像等による明るさ感の比較



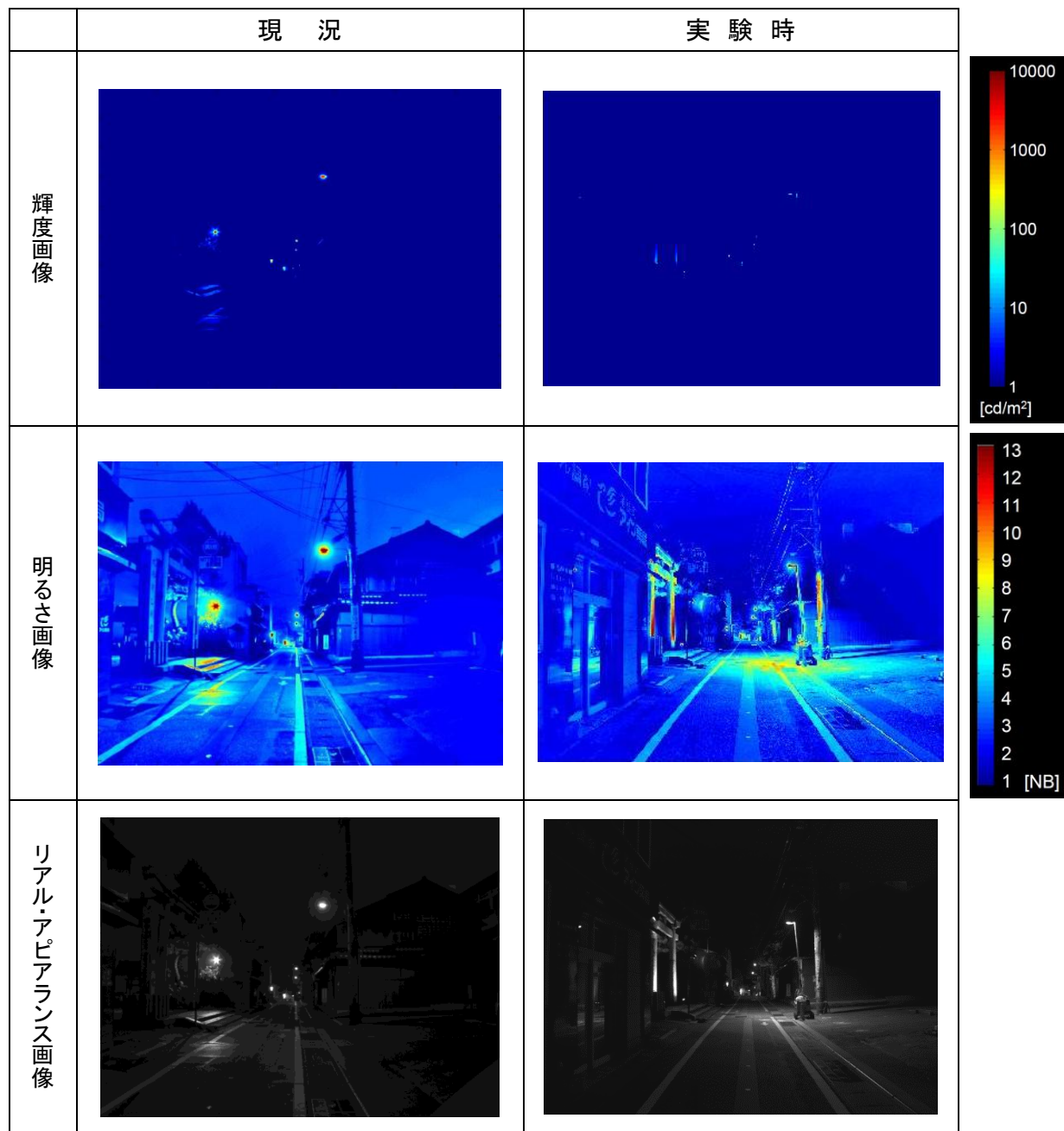
■検証結果

【現 況】

- ・道路も両側の建物も暗く、不安感を強く感じる通りである。
- ・歩行者が歩いていても気付かない。

【実験時】

- ・路面が明るくなり、歩行者がシルエットで認識できる。



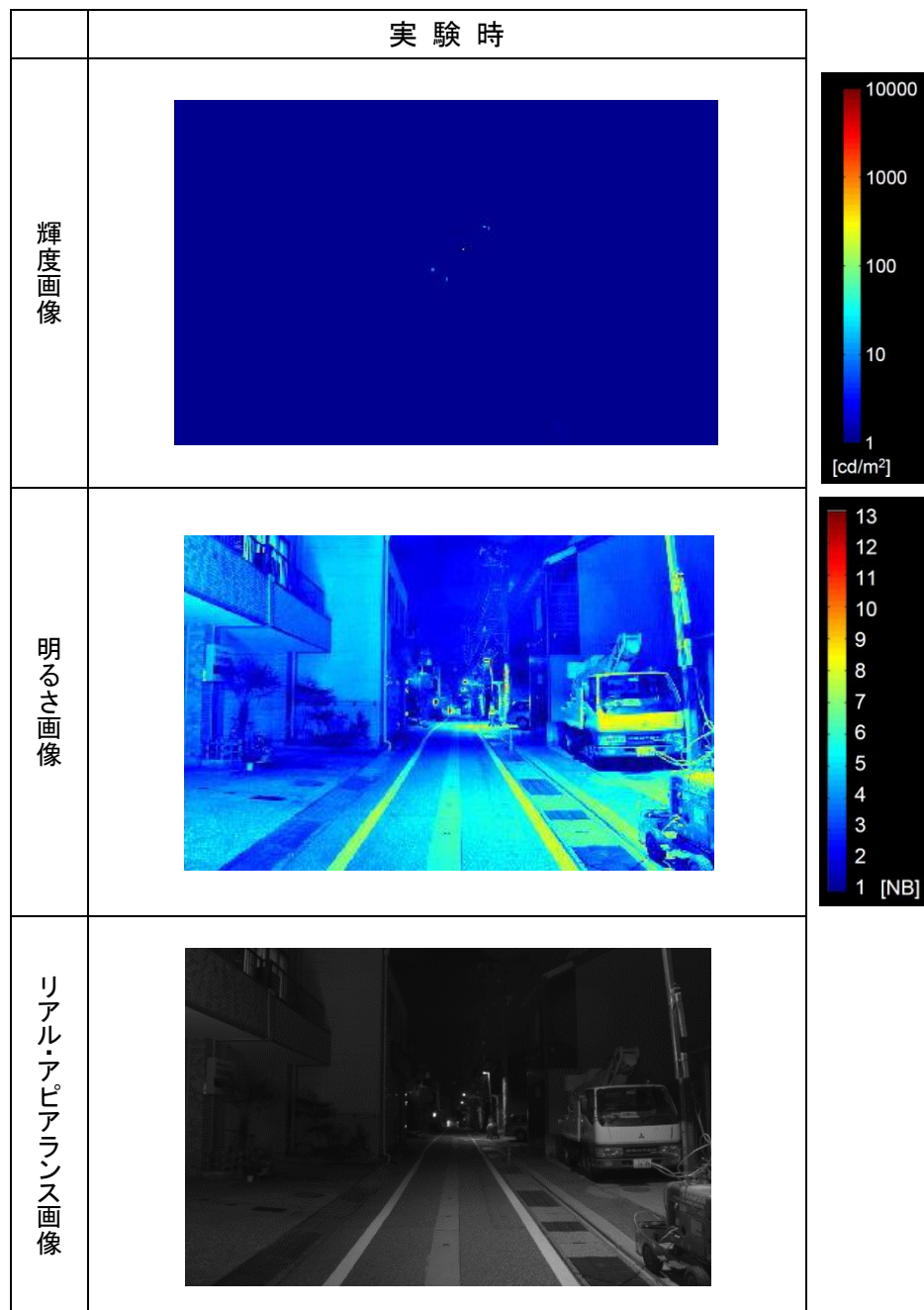
■検証結果

【現 況】

・街路灯の光が拡散しており、全体的に暗い印象である。

【実験時】

・路面の明るさが確保され、景観資源である久保市乙剣宮の鳥居を照射することで空間としての明るさ感を高めている。



■検証結果

【実験時】

- ・遮光板を設置することで発光面のグレアは解消されており、視覚誘導性が確保され、通行者の安心安全に寄与している。

■実験で得られた知見、整備方針

- ・ 実験では、ベースとなる街路灯の光源は2800K、路面を波紋のように照らすよう設置ピッチを25m、道路幅員や敷地境界付近で建物の壁面線がそろっている空間スケールから街路灯高さは4.5mとしたことで、明るすぎず、暖かみのある落ち着いた空間となった。これらの数値を参考として整備するものとする。上新町まで通した整備を行うことで、回遊性向上に寄与すると思われる。
- ・ 当該地の場所性に配慮した落ち着いた空間としつつも、安全安心の観点からすれ違う人の顔が認識できるよう、街路灯中間地点における鉛直面照度($H=1.5m$)は最低1.0lxを目安として調光する。なお、実験から割り出された当該地における最適な設置ピッチ(@25m)とした際の街路灯中間地点における鉛直面照度($H=1.5m$)は1.7lxであった。
- ・ 久保市乙剣宮の鳥居については、実験では白色(5000K)で照射したが、整備時には、許容値の範囲(~4300K)で照射し、ベース照明との差別化を図ることとする。
- ・ 実験では泉鏡花記念館を屋外からライトアップしたが、整備時には、泉鏡花記念館や沿道の雰囲気のよい店舗や医院の中からしみ出す光や各住宅の玄関灯などと融合することで魅力的な夜間景観を創出することが課題である。
- ・ 今回の実験では、灯具の制約もあり、暗がり坂へ導く照明は設置できなかったが、整備時には検討が必要である。

4-5 広坂地区(街路樹のある商店街)

■整備前

金沢の中心市街地に位置している通りで、道路を挟んで反対側には、石川四高記念文化交流館、しいのき迎賓館、アメリカフウ通りなどのライトアップ施設がある。既存の照明は街路灯のみであり、あまりにぎわいが感じられない通りとなっている。



■設計コンセプト

にぎわいを演出することとアメリカフウ通りとの連続性を確保するため、歩道路面への照射だけではなく街路樹をライトアップする。

■照明実験計画平面図



※歩道用照明は4種類の灯具を設置し、色温度と光束量を検討

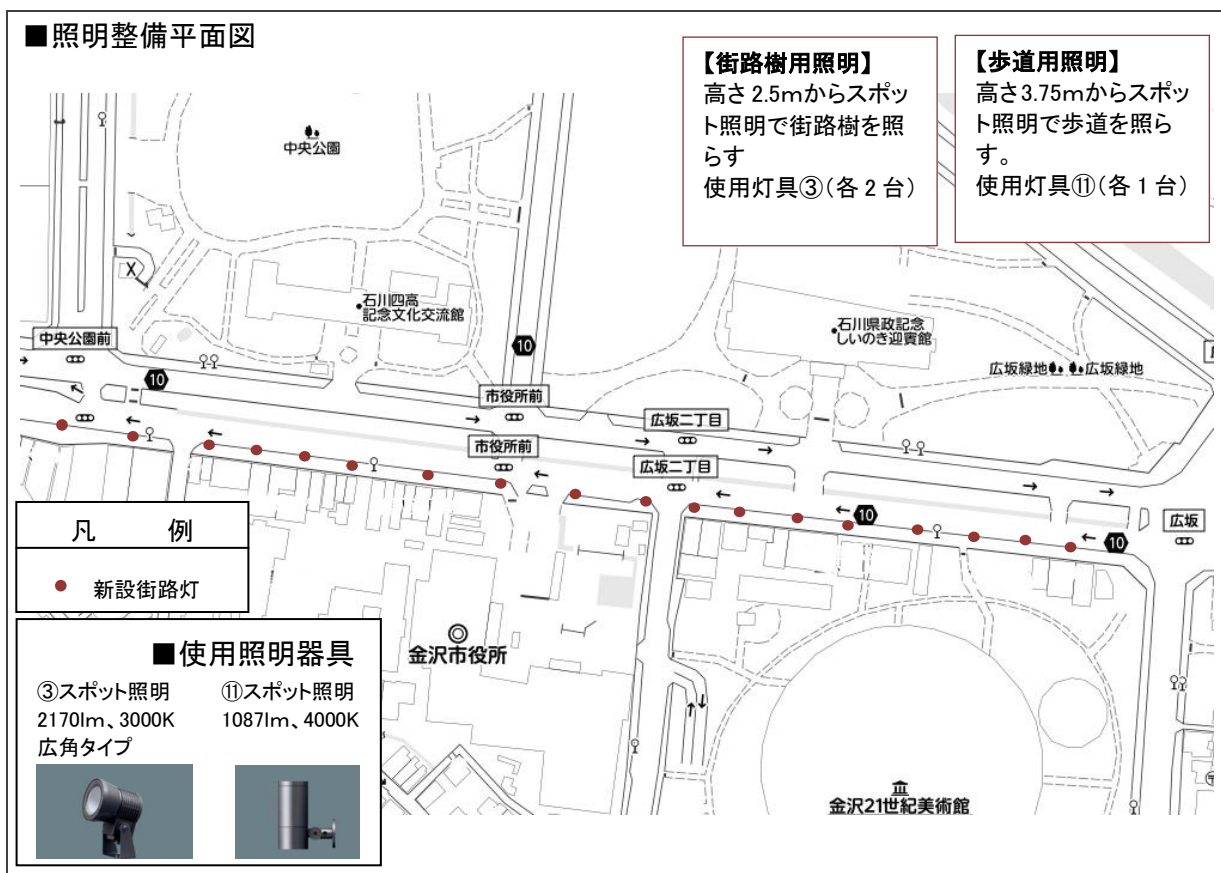
■使用照明器具

③LED スポット 1396lm、3000K 広角タイプ	④LED スポット 2170lm、3000K 広角タイプ	⑤LED スポット 2860lm、5000K 広角タイプ	⑦LED スポット 1797lm、5000K 広角タイプ	⑧LED スポット 1049lm、5000K 広角タイプ(採光色)	⑩LED スポット 1584lm、5000K 広角タイプ(採光色)
					

■実験で得られた知見、整備方針

- ・ 既存街路灯の拡散光が大きく路面に届く光が少ない状況を改善するため、実験では灯具の光軸調整を行い、路面を的確に照射した。また、実験では 3000K と 5000K の灯具を用いて比較したが、3000K の灯具の方がより周辺環境に調和することがわかった。整備時には、バナー広告との位置関係も考慮しながら、現状よりも低い 3.75m 程度の高さに設置する。
- ・ 景観資源である街路樹をライトアップすることで空間に広がりが出て通りの印象が大きく変化した。街路樹と照明柱の離隔が一定でないため、整備時には直近の街路樹に対して最適な配光を行うために、光軸調整が可能な灯具を用いることが望ましい。なお、実験では街路樹への照射は 3000K と 5000K の2種類の光を比較したが、整備時には許容値の範囲で白色系の光(4000K程度)で街路樹を効果的に照射することとする。
- ・ 灯具については、商店街でよく見受けられる具象的な形状は避け、基本的には光源が見えないものとする事で、照射対象である歩道面や街路樹を際立たせる。
- ・ 商店街の店舗から放つ光を期待し、あえて商店側の壁面への照射は行わない。今後は、商店側での目線より低い位置のあかりを連続させることで、夜間の安全性確保とにぎわいの演出を行っていくことが望ましい。

■ 広坂通り照明整備

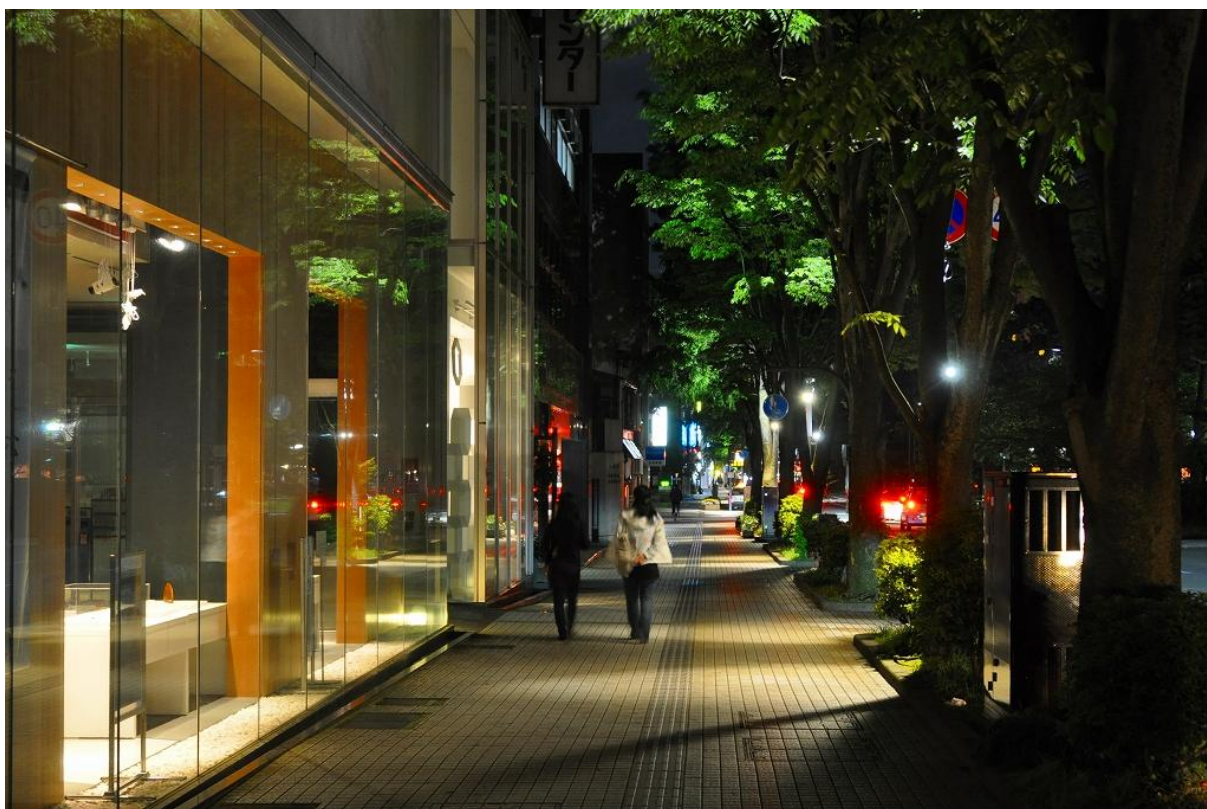


《 広坂通りの街路灯の特徴 》

アメリカフウ通りの街路樹ライトアップとの連続性に配慮し、景観資源である街路樹(ケヤキ)を照射することとした。街路灯の位置は変更できなかったため、灯具ごとに光軸調整が可能なタイプを計画した。灯具自体が主役とならないよう具象的な意匠は避け、主張しないものとし、歩道に対しては電球色の光で、街路樹に対しては白色の光で照らす。高さについても、バナー広告との位置関係に配慮しながら、街路樹の美しさを最も引き出すよう設定した。また、光源のまぶしさを抑えるため、歩道照明の灯具には筒状の遮光板とその内部にシェードを設置したほか、照明柱にフットライトを組み込むことにより、柔らかく人の顔を照らし、あかりを身近に感じることができるものとした。商店街の店舗から放つ光を期待して、建物の壁面は照らしていない。



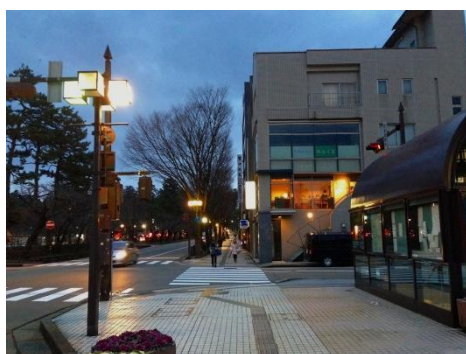
■照明整備の全景



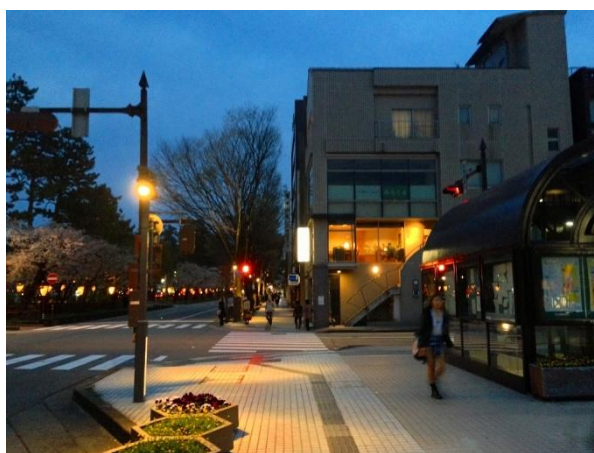
歩道照明には電球色で光源の見えないタイプを、また景観資源である街路樹(ケヤキ)には白色系のスポット照明を照射し、通りとしてのにぎわいを演出した。街路樹や歩道面を効果的に照射するため、灯具については光軸調整が可能なものとした。

■照明整備前後の比較

整備前

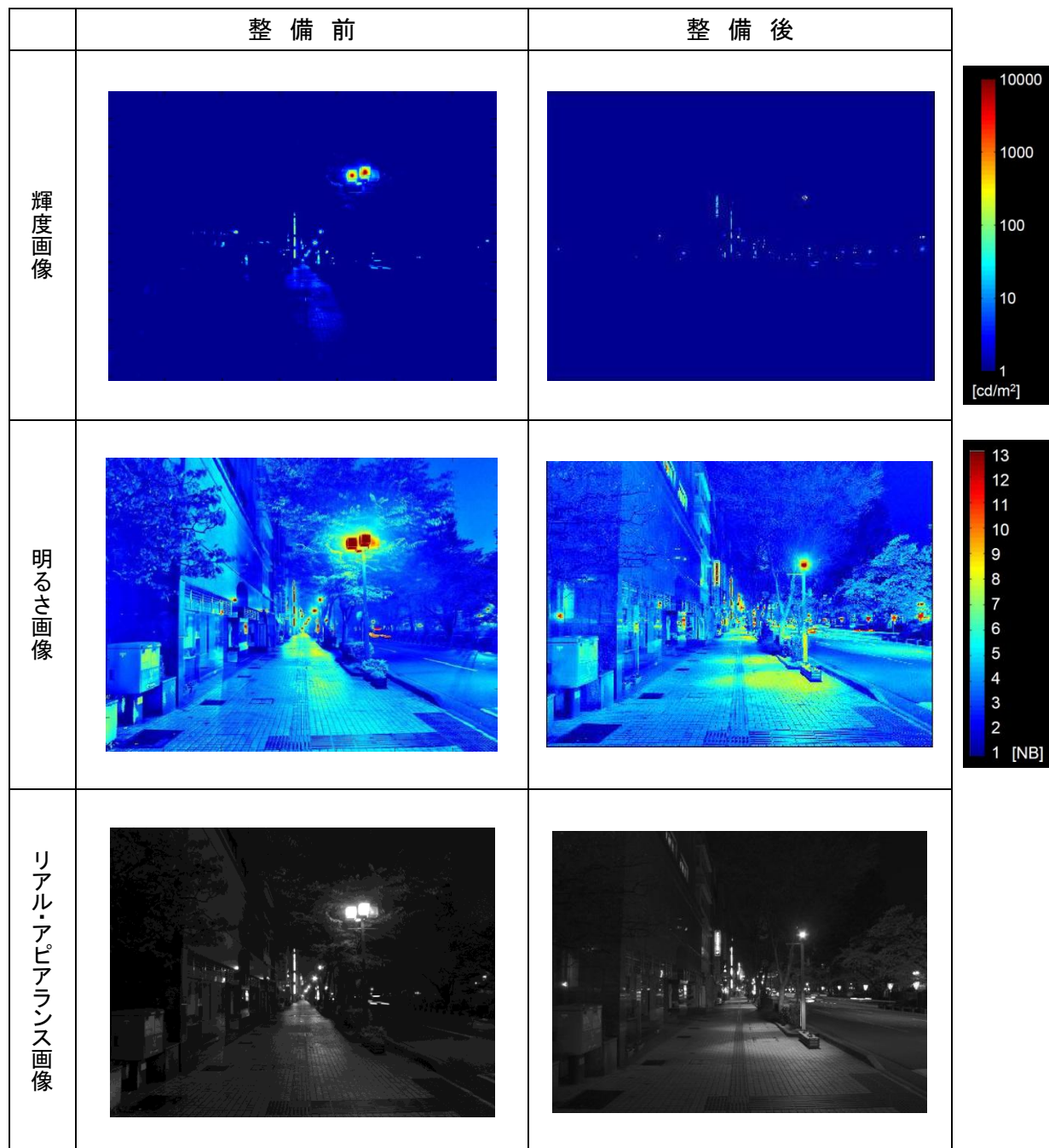


整備後



歩道面の明るさを確保するため照明柱1本につき灯具を2台設置し、それぞれの光軸を歩行者がまぶしさを感じない範囲で左右に広げて照射し、波紋のような光溜まりを演出した。

■リアル・アピランス画像等による明るさ感の比較



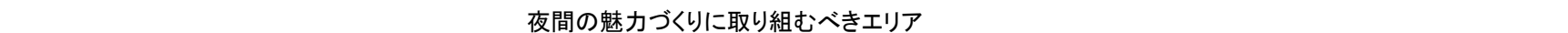
■検証結果

【整備前の状況】

・街路灯の光が拡散しており、路面に光が届いていない。

【整備後の状況】

・灯具の発光面輝度が抑えられており、また、路面を均一に照射するのではなく、波紋のような光溜まりを表現することで、通りにリズム感を与えている。



5ー2 各エリアの方向性と配慮事項

エリア	① 長町⇄香林坊地区	② 広坂地区⇄片町、豎町、柿の木畠	③ ひがし茶屋街⇄主計町、下新町	④ にし茶屋街⇄寺町寺院群
方向性	飲食店やクラフトショップが並ぶ鞍月用水、大野庄用水沿いの水と緑が調和した空間を活用しながら、歴史的な趣のある長町武家屋敷群の土塀・門と庭が連続する街並みと中心市街地をつなぐ。金沢の文化発信、新たなにぎわい創出を目指す。	夜間ライトアップ施設の集中する地域と中心商業地区をつなぐ。夜間においても金沢の文化発信・にぎわいの中心となるエリア。	重要伝統的建造物群保存地区（東山ひがし、卯辰山麓、主計）とこまちなみ保存区域（旧新町区域）として町家が連たんする魅力ある景観をつなぐ。	静音の小径を基本とし、にし茶屋街の風情ある街並みと、地区内の寺院や神社が集積した風格が感じられる歴史的な佇まいをつなぐ。
活用できるライトアップ施設・空間など	尾山神社、前田土佐守資料館、木倉町広場	金沢 21 世紀美術館、しいのき迎賓館、四高記念文化交流館、金沢能楽美術館、いもり堀（石垣）	旧三田商店、町民文化館、金沢蓄音器館、浅野川大橋、中の橋、梅ノ橋、徳田秋聲記念館、金沢文芸館、ひがし茶屋街、主計町茶屋街	室生犀星記念館、金沢モリス教会、犀川大橋
活用できるルートなど	長町武家屋敷群、尾山神社が見通せる空間、香林坊にぎわい広場	柿木畠通り、広坂緑地の園路、中央公園の園路、広坂通り、プレーゴ広場	主計町の細街路、くらがり坂、あかり坂、浅野川大橋	静音の小径、旧鶴来街道、六斗の広見
配慮事項	- 長町武家屋敷群のあかり見ながら木倉町の飲食店などへ向かう人の流れを検討する必要がある。 - 用水の流れ・せせらぎの音などの活用を検討する。 - ライトアップシーンとして鞍月用水、大野庄用水の水面の活用を検討する。 - 光だけではなく、民間の力（ブティックや飲食店、カフェ等）と相まった魅力創出が不可欠である。	- 広坂商店街の照明整備を契機として、行灯等によるリズムカルなあかりや、閉店後もショーウィンドウを点灯するなど回遊性を生み出せるよう商店街との連携が必要である。 - 光だけではなく、民間の力（ブティックや飲食店、カフェ等）と相まった魅力創出が不可欠である。	- まちなかからのアクセスとして、タクシーやバスとの連携を考慮する必要がある。 - ライトアップシーンとして浅野川の水面の活用を検討する。 - 格子戸からの漏れ光などの生活からにじみ出すあかりを活用するほか、門灯を点灯してもらうなど地元住民との連携が必要である。	- 夜に行ってみたいという場所づくりが必要である。 - 土塀や山門など特徴的な景観資源を照らすなど、夜の魅力付けが必要である。 - 光だけではなく、民間の力（ブティックや飲食店、カフェ等）と相まった魅力創出が不可欠である。 - 中心市街地から対岸に位置する当該エリアが近く感じられるようライトアップシーンとして犀川の水面の活用を検討する。

エリア	⑤ ひがし茶屋街⇄卯辰山麓地区	⑥ 玉川町方面⇄武蔵ヶ辻方面	⑦ 本多の森周辺	⑧ 金沢駅⇄片町周辺
方向性	心の道を基本とし、ひがし茶屋街と卯辰山麓の寺院・町家等の歴史的建造物の趣に加え、生活・生業を背景とした商店や住宅地が、卯辰山麓の自然地形と調和した生活が感じられる空間を結ぶ。	玉川町方面と、都心軸に位置する中心繁華街・重要交通結節点である武蔵ヶ辻方面とを結ぶ。	鈴木大拙館を中心とした藩政期からの街路網と、小立野段丘台地の斜面緑地を背景とした落ち着いた景観や、本多の森周辺の様々な時代の歴史的建造物が集積・調和し、歴史的な重厚感とまちとしての風格が感じられる空間を結ぶ。	「鞍月用水うるおいの道」やまちなかの細街路を利用して金沢駅から都心軸の中心繁華街を結ぶ。
活用できるライトアップ施設・空間など	安江金箔工芸館	北國銀行武蔵ヶ辻支店	県立歴史博物館、県立美術館、石川県庁舎石引分室、鈴木大拙館	もてなしドーム
活用できるルートなど	藩政期から残る卯辰山山麓寺院群特有の直線的な街路と山裾沿いの入り組んだ街路網	藩政期から残る地区内の街路網、西外惣構跡沿いの街路、松ヶ枝緑地の園路	美術の小径、本多の森公園内の園路、緑の小径	鞍月用水潤いの道（六枚方面～金沢21世紀美術館）
配慮事項	- まちなかからのアクセスとして、タクシーやバスとの連携を考慮する必要がある。 - 夜に行ってみたいという場所づくりが必要である。 - 土塀や特徴的な山門などの景観資源を照らすなど、夜の魅力付けが必要である。	- 市立図書館前（鞍月用水沿い）の店舗や飲食店との連携が必要である。 - 夜に行ってみたいという場所づくりが必要である。 - 格子戸からの漏れ光などの生活からにじみ出すあかりを活用するほか、門灯を点灯してもらうなど地元住民との連携が必要である。	歩行者の不安感を解消するため、必要な箇所に照明を設置することで、進行方向の視的誘導性を高める工夫が必要である。	- 観光客が金沢駅周辺でとどまることがないよう、民間の力（ブティックや飲食店、カフェ等）と協力して中心市街地まで移動してもらえるような工夫が必要である。 - ライトアップシーンとして鞍月用水、大野庄用水の水面の活用を検討する。

6 今後の課題

6-1 金沢方式の街路照明の検討

金沢らしい夜間景観のあり方を実現するためには、画一的ではなく、場所性に応じた照明整備をしていくことが大切であり、今後、具体的な整備を進めながら、金沢方式の街路照明として優良な事例として増やしていく。

6-2 民間のあかりの活用のための役割分担の明確化

公共照明に民間のあかりを融合させることにより、魅力的な夜間景観を形成するにあたり、宅地内からの漏れ光の提供やショーウィンドウの点灯、個人所有物への灯具設置などの民間の協力をいただく場合に発生する設置・維持管理費用の負担方法を検討するほか、必要に応じてや管理区分、時間帯別照明方法などを定めた協定を締結する。

6-3 金沢らしい夜間景観の整備における審議体制の確立

「金沢らしい夜間景観整備計画」は、どの対象物をどのような光で照射するかということに力点が置かれた計画である。金沢市景観審議会は、それぞれの専門部会において場所性に応じた灯具の形状や配光について丁寧に審議してきたところであるが、今後さらに照明器具の配光特性や照射方法などの観点に立った審議をしていくものとする。

6-4 周辺環境に調和した防犯灯の整備

市内には約30,000灯の防犯灯が設置されている。これらの多くは町会が所有するものであり、1年間に約1,000灯が更新、新設されている。歴史的景観保全区域において、これらの防犯灯の色温度やグレアを抑えることが、金沢らしい夜間景観を形成していく上で不可欠であり、関係部署と調整しながら方策を検討する。

附 関連資料

附一1 金沢らしい夜間景観整備計画検討委員会委員名簿

委員長

水野 一郎 金沢工業大学副学長

委員

金谷 末子 照明コーディネーター

川崎 寧史 金沢工業大学教授(金沢市景観審議会計画部会委員)

黒川 威人 金沢美術工芸大学名誉教授(金沢市景観審議会用水みちすじ部会長)

近田 玲子 照明デザイナー

辻 善弘 金沢市照明環境アドバイザー

宮下 智裕 金沢工業大学准教授(金沢市照明環境アドバイザー)

竹俣 隆一 石川県都市計画課景観形成推進室次長

田中 宏明 石川県公園緑地課担当課長

オブザーバー

清水 義博 金沢市参与

附一2 検討委員会における検討経過

第1回検討委員会（平成 25 年 5 月 21 日（火） 10:00～12:00）

- ・夜間景観に関する本市の取組み説明
- ・金沢らしい夜間景観整備計画の目的・概要
- ・照明実験（案）
- ・スケジュール（案）

第2回検討委員会（平成 25 年 7 月 2 日（火） 10:00～12:00） ※前日夜に現地確認

- ・現地確認の結果
- ・委員による具体的な照明実験計画のプロデュースに関する意見交換
- ・アンケート調査概要（案）

小委員会（平成 25 年 7 月 24 日（水） 16:00～18:00）

- ・地元委員 5 名による照明実験計画案の検討
- ・広坂通り現地確認

広坂通り照明実験（平成 25 年 8 月 20 日（火） 19:00～21:00）

- ・照明整備の際に求める配光特性（明るさ、色温度、設置ピッチ、高さなど）の検討
- ・照明整備をすべきエリアの検討
- ・安全性、維持管理性の検討
- ・その他照明整備実施設計を進める上での留意点の検討

第3回検討委員会（平成 25 年 8 月 21 日（水） 10:00～12:00）

- ・照明実験結果の集約（広坂通り）
- ・照明実験方法（長町、卯辰山麓、寺町、下新町）の検討
- ・照明実験用灯具の配光特性及び使用箇所の検討

長町地区、卯辰山麓地区照明実験事前検証（平成 25 年 10 月 7 日（火） 18:00～21:00）

- ・照明整備の際に求める配光特性（明るさ、色温度、設置ピッチ、高さなど）の検討
- ・照明整備をすべきエリアの検討
- ・安全性、維持管理性の検討
- ・その他照明整備実施設計を進める上での留意点の検討

第4回検討委員会（平成 25 年 10 月 8 日（水） 10:00～12:00）

- ・照明実験結果の集約（長町地区、卯辰山麓地区）
- ・照明実験方法（寺町台地区、下新町地区）の検討
- ・夜間における回遊性の方策検討
- ・光のイベントのあり方に関する検討

長町地区、卯辰山麓地区照明実験(平成 25 年 10 月 8(火)、9 日(水) 19:00～21:00)

- ・周辺町会、関係団体、観光客、景観審議会委員を対象としたアンケート調査を実施

寺町台地区、下新町地区照明実験事前検証(平成 25 年 11 月 6 日(水) 17:00～21:00)

- ・照明整備の際に求める配光特性(明るさ、色温度、設置ピッチ、高さなど)の検討
- ・照明整備をすべきエリアの検討
- ・安全性、維持管理性の検討
- ・その他照明整備実施設計を進める上での留意点の検討

第5回検討委員会(平成 25 年 11 月 7 日(木) 13:00～15:30)

- ・アンケート調査結果(長町地区、卯辰山麓地区)の報告
- ・照明実験結果(寺町台地区、下新町地区)の検証
- ・夜間における回遊性の向上についての検討
- ・光のイベントのあり方に関する検討
- ・照明特性測定結果報告(金谷委員より)
- ・広坂通り照明灯整備工事概要報告

寺町台地区、下新町地区照明実験(平成 25 年 11 月 7(木)、8 日(金) 19:00～21:00)

- ・周辺町会、関係団体、観光客、景観審議会委員を対象としたアンケート調査を実施

第6回検討委員会(平成 25 年 12 月 17 日(水) 13:00～15:00)

- ・アンケート調査結果(寺町台地区、下新町地区)の報告
- ・金沢らしい夜間景観整備計画(案)についての検討

第7回検討委員会(平成 26 年 1 月 30 日(木) 15:00～17:00)

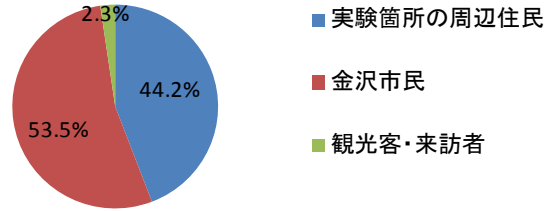
- ・金沢らしい夜間景観整備計画(案)についての検討

附－3 アンケート調査結果

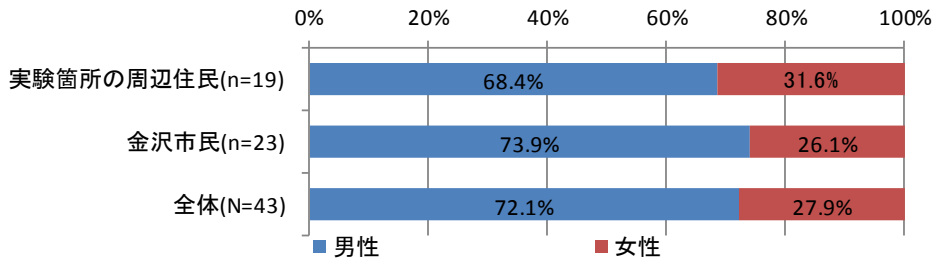
アンケート調査結果（長町地区）

■回答者の個人属性

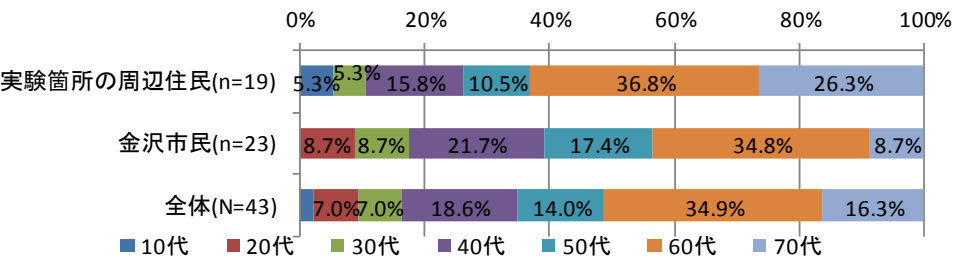
【お住まい】



【お住まい×性別】

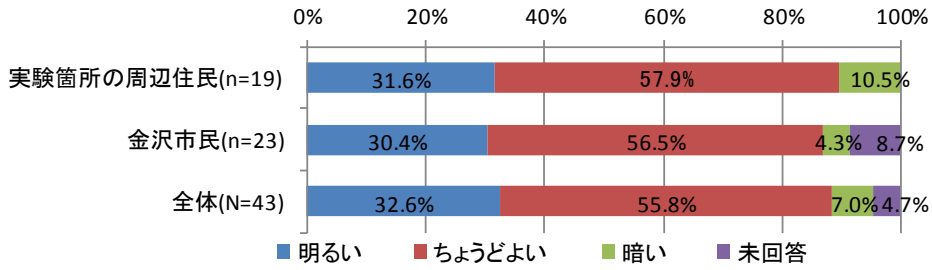


【お住まい×年齢】

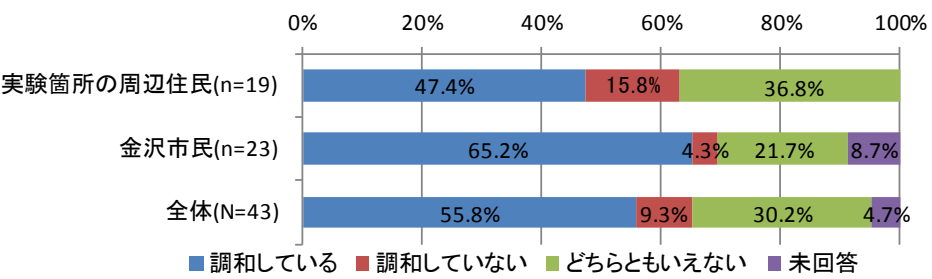


■実験について

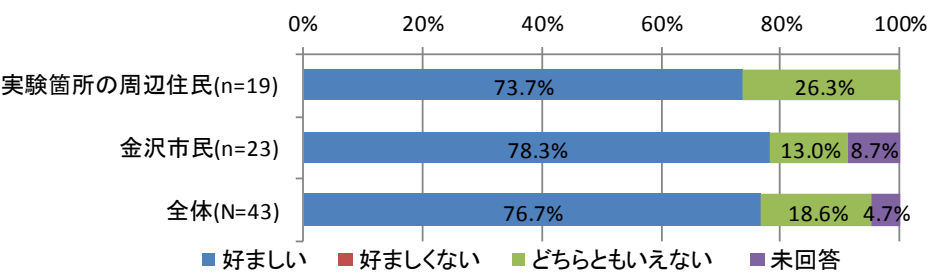
【実験時の照明の明るさ】



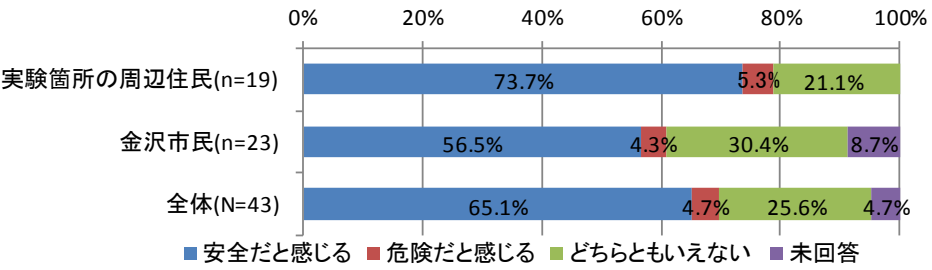
【実験時の照明の雰囲気】



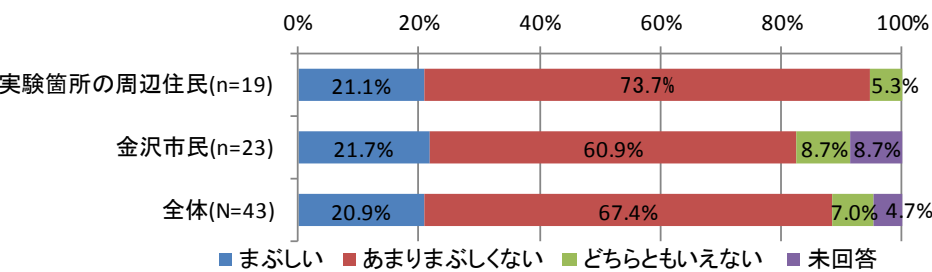
【実験時の照明の色】



【実験時の照明の安全性】

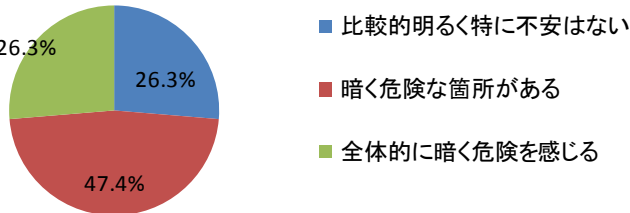


【実験時の照明のまぶしさ】

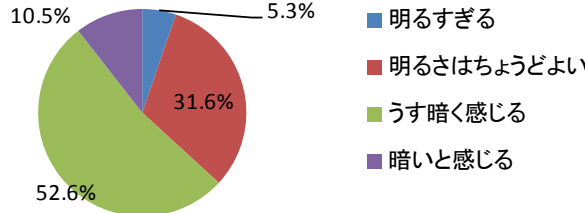


■普段の照明についてほか（周辺住民のみ）

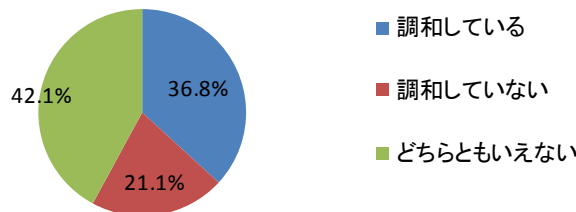
【普段、夜間に不安や危険性などを感じるか？】



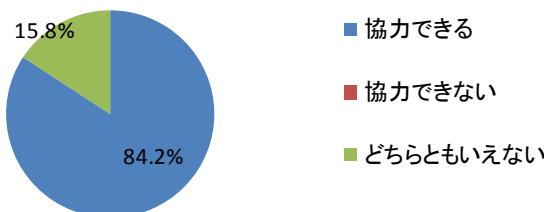
【普段の夜間照明の明るさをどう感じるか？】



【普段の夜間照明は周辺の雰囲気と調和していると感じるか？】



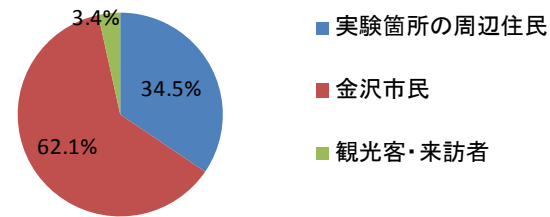
【行政が設置・電気代を負担する照明を、自宅の玄関や門につけることに協力できるか？】



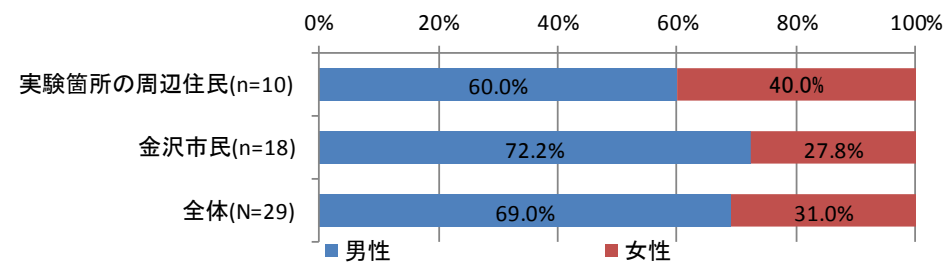
アンケート調査結果(卯辰山麓地区)

■回答者の個人属性

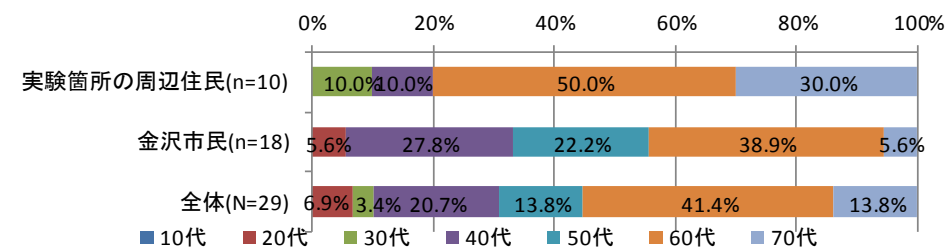
【お住まい】



【お住まい×性別】

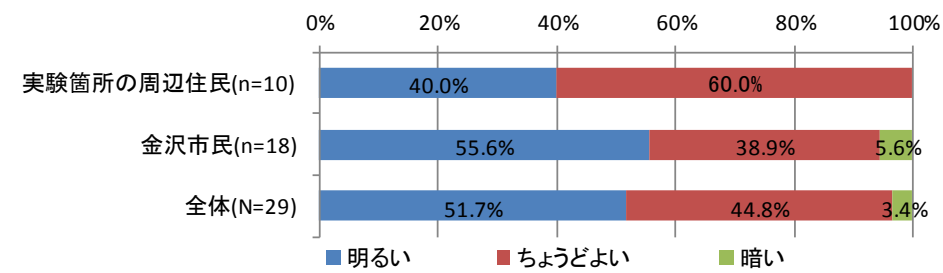


【お住まい×年齢】

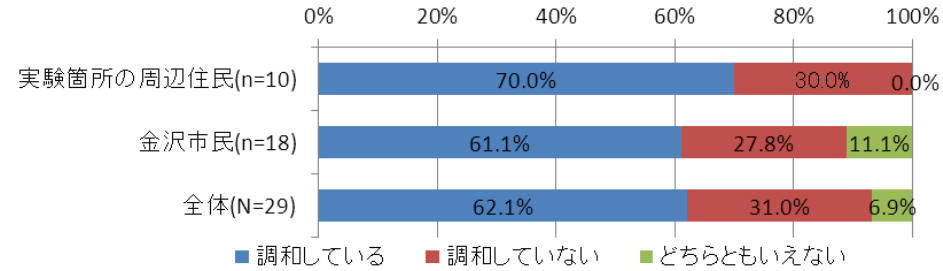


■実験について

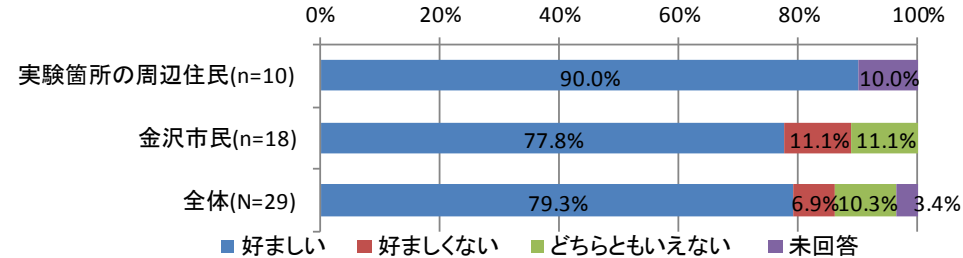
【実験時の照明の明るさ】



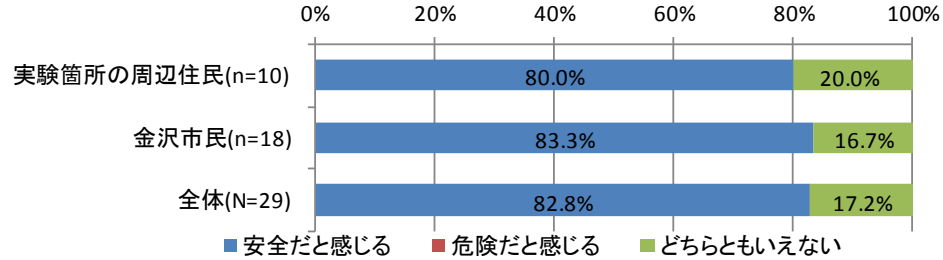
【実験時の照明の雰囲気】



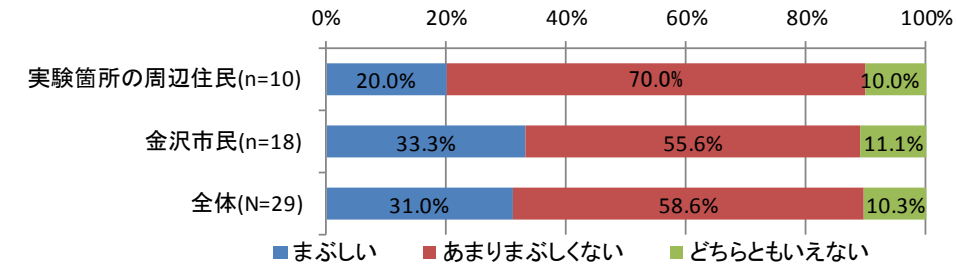
【実験時の照明の色】



【実験時の照明の安全性】

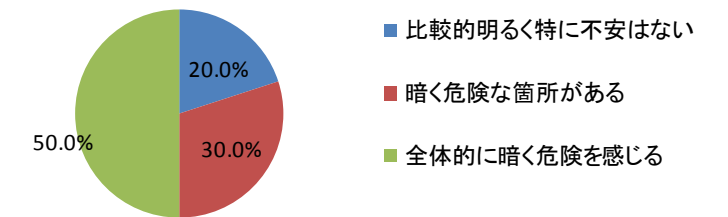


【実験時の照明のまぶしさ】

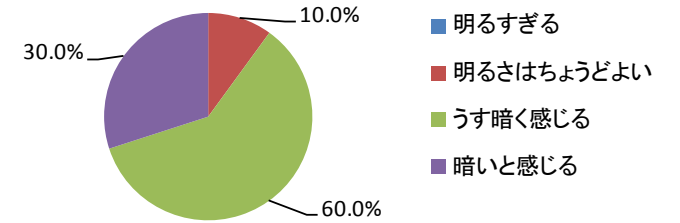


■普段の照明についてほか(周辺住民のみ)

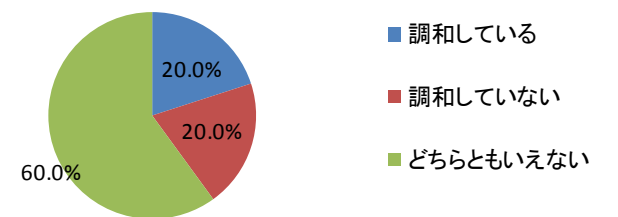
【普段、夜間に不安や危険性などを感じるか？】



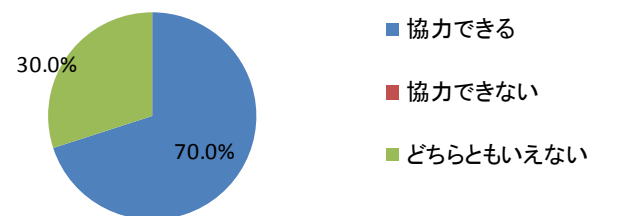
【普段の夜間照明の明るさをどう感じるか？】



【普段の夜間照明は周辺の雰囲気と調和していると感じるか？】



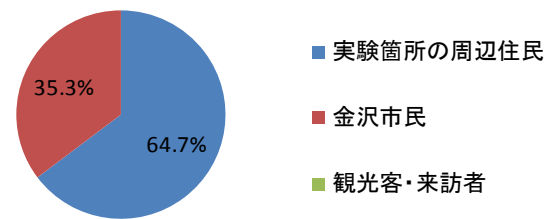
【行政が設置・電気代を負担する照明を、自宅の玄関や門につけることに協力できるか？】



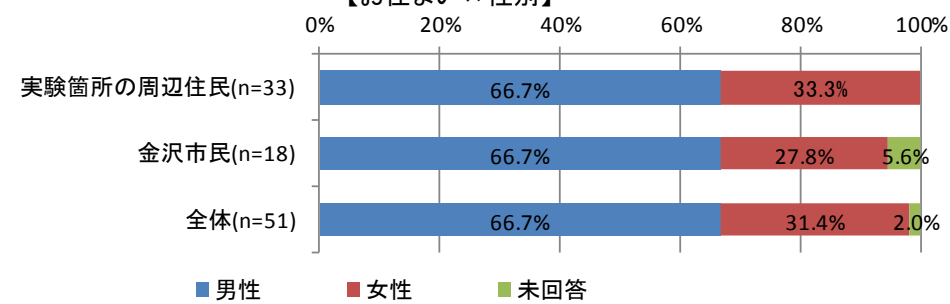
アンケート調査結果(寺町台地区)

■回答者の個人属性

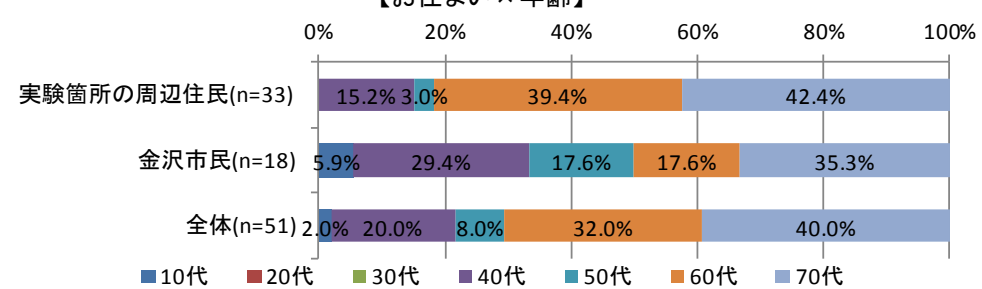
【お住まい】



【お住まい×性別】

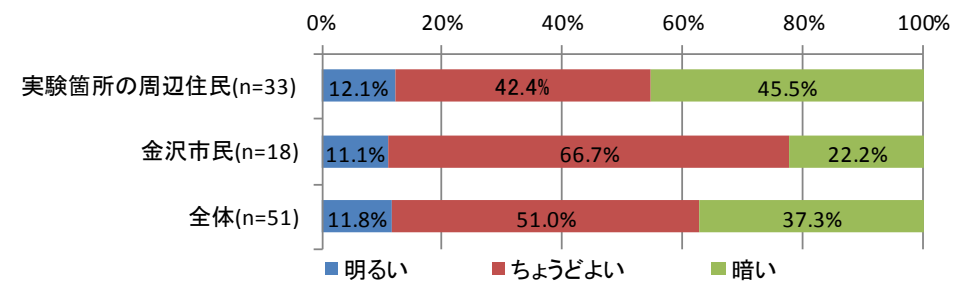


【お住まい×年齢】

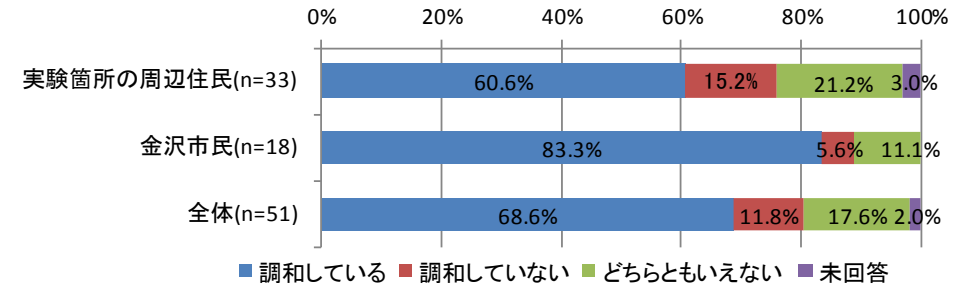


■実験について

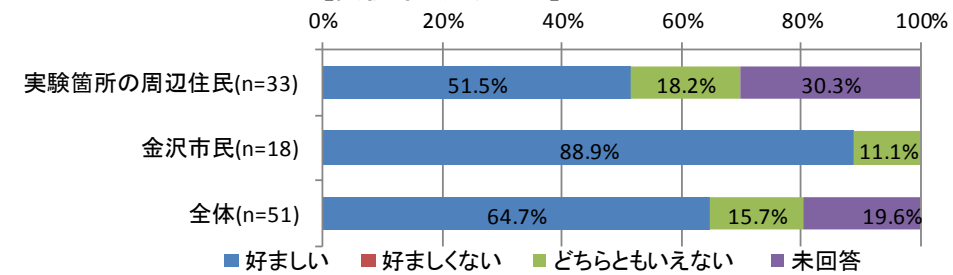
【実験時の照明の明るさ】



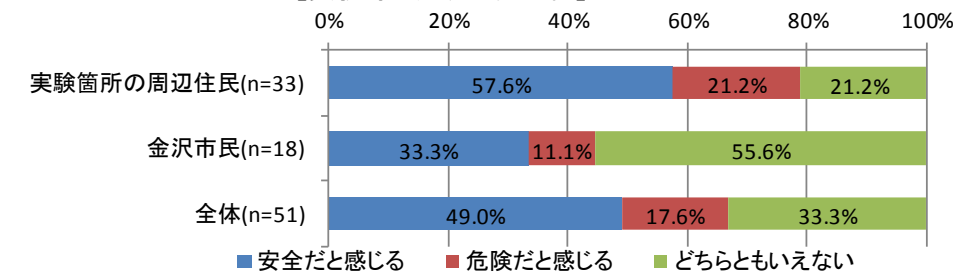
【実験時の照明の雰囲気】



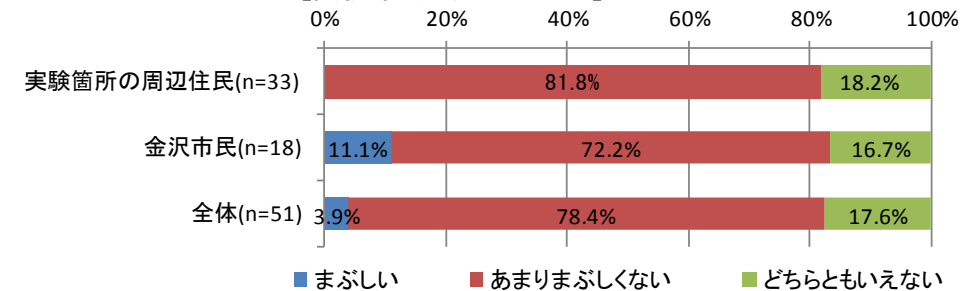
【実験時の照明の色】



【実験時の照明の安全性】

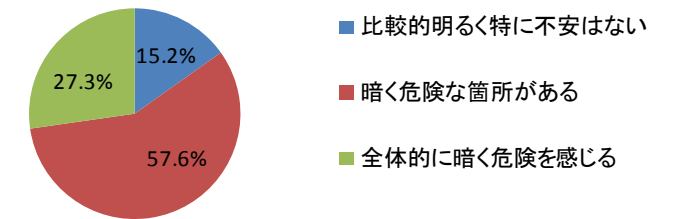


【実験時の照明のまぶしさ】

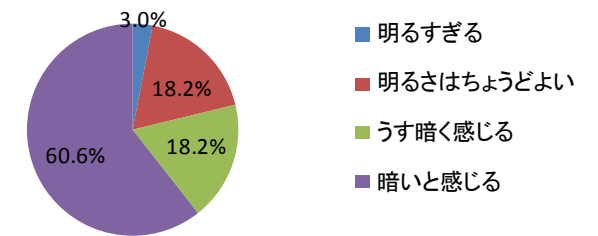


■普段の照明についてほか(周辺住民のみ)

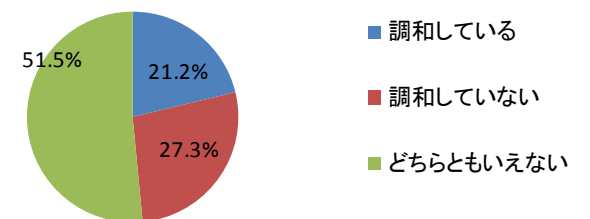
【普段、夜間に不安や危険性などを感じるか？】



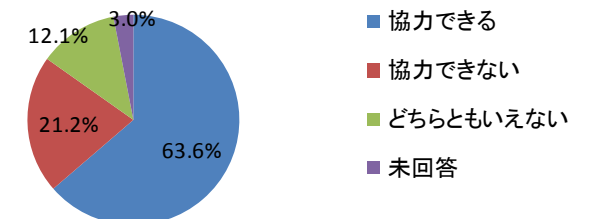
【普段の夜間照明の明るさをどう感じるか？】



【普段の夜間照明は 周辺の雰囲気と調和していると感じるか？】



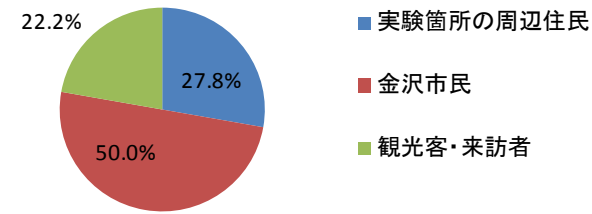
【行政が設置・電気代を負担する照明を、 自宅の玄関や門につけることに協力できるか？】



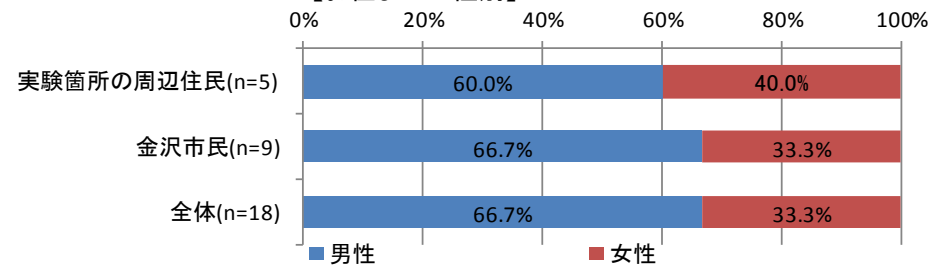
アンケート調査結果（下新町地区）

■回答者の個人属性

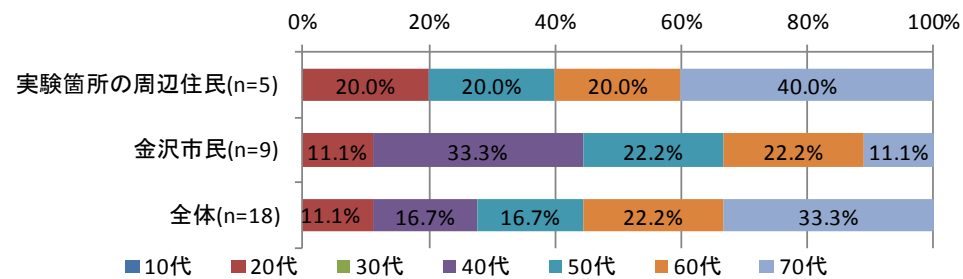
【お住まい】



【お住まい×性別】

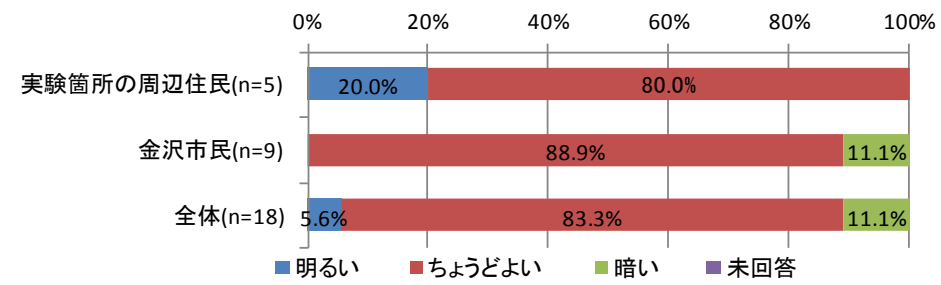


【お住まい×年齢】

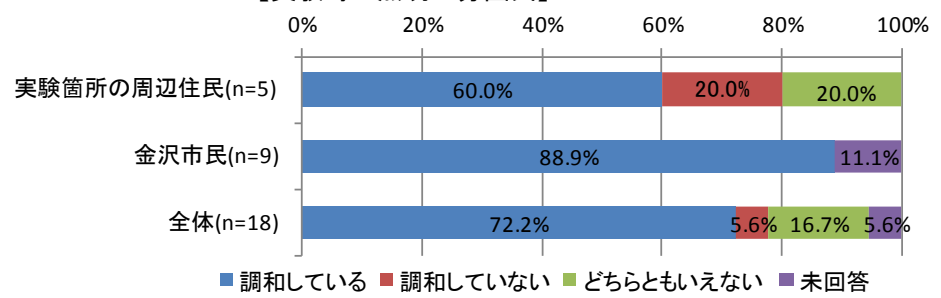


■実験について

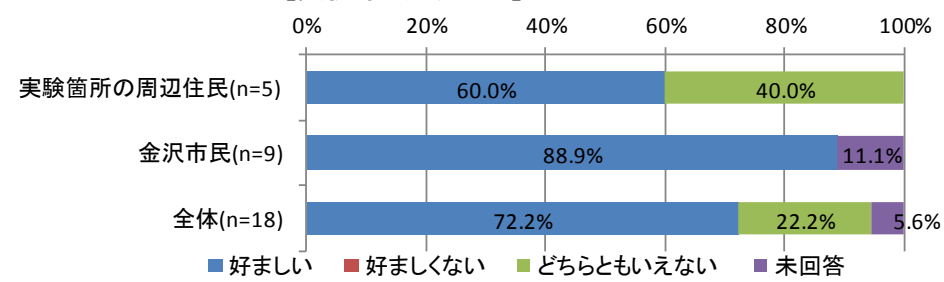
【実験時の照明の明るさ】



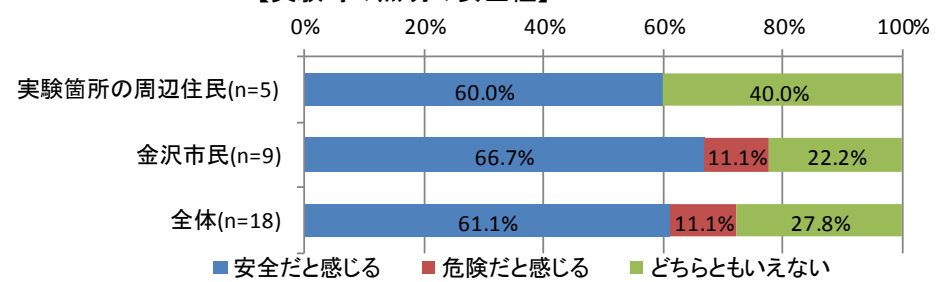
【実験時の照明の雰囲気】



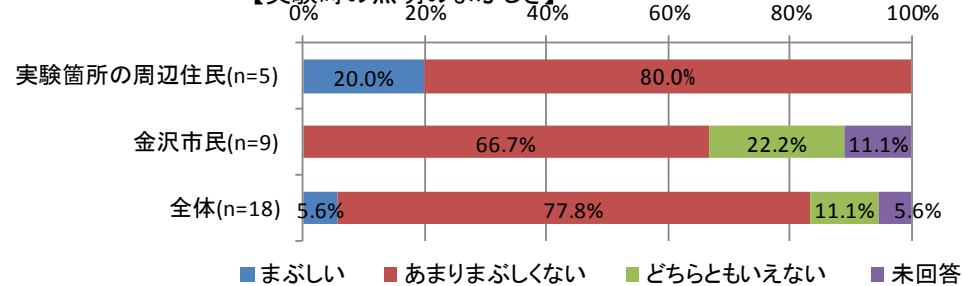
【実験時の照明の色】



【実験時の照明の安全性】

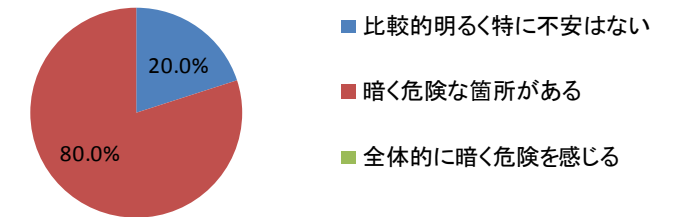


【実験時の照明のまぶしさ】

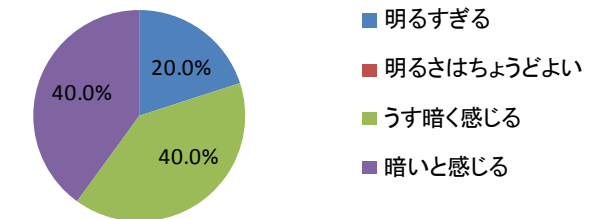


■普段の照明についてほか（周辺住民のみ）

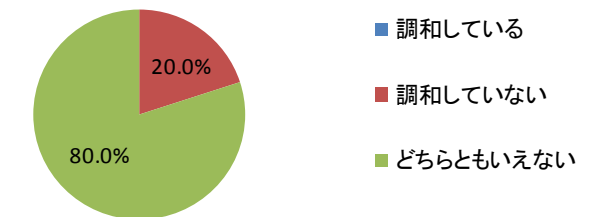
【普段、夜間に不安や危険性などを感じるか？】



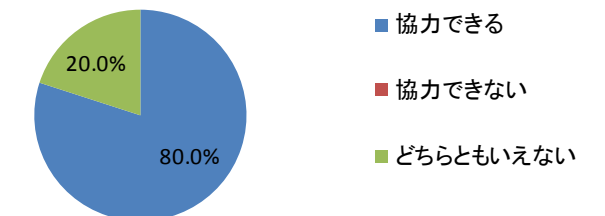
【普段の夜間照明の明るさをどう感じるか？】



【普段の夜間照明は周辺の雰囲気と調和していると感じるか？】



【行政が設置・電気代を負担する照明を、自宅の玄関や門につけることに協力できるか？】



附一4 関係条例等

○金沢市における夜間景観の形成に関する条例

平成17年9月22日

条例第58号

目次

第1章 総則(第1条―第5条)

第2章 夜間景観の形成

第1節 照明環境形成地域(第6条―第13条)

第2節 夜間景観形成区域(第14条―第21条)

第3章 援助(第22条)

第4章 雑則(第23条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の夜間景観の形成について、市長、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、夜間景観の形成のための基本となる事項等を定めることにより、恵まれた自然、歴史的なまちなみ、新たな都市空間などの地域の特性に応じた良好な夜間景観の形成を図り、もって本市の個性と魅力を磨き高めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 夜間景観の形成 照明環境の形成を図りつつ、個性豊かで魅力的な夜間における景観を保全し、又は創出することをいう。
- (2) 照明環境の形成 地域の特性に配慮した適切な照明によって、安全で快適な環境を保全し、又は創出することをいう。
- (3) 屋外照明設備 屋根及び壁面によって囲まれた建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の内部における照明以外の照明のための器具又は設備(一時的に設置するものを除く。)をいう。
- (4) 市街化区域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に規定する市街化区域をいう。
- (5) 開発事業 次に掲げる行為をいう。
 - ア 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
 - イ 土地の区画形質の変更(アに掲げるもの及び農林漁業を営むために行うものを除く。)
 - ウ 建築物の建築(建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。)、建築物の大規模の修繕(同条第14号に規定する大規模の修繕をいう。)又は建築物その他の工作物の用途、形態若しくは意匠の変更
 - エ 木竹の伐採

(6) 集客施設の建築等 次に掲げる施設の新築若しくは増築又は用途の変更をいう。

ア 物品販売業を営む店舗

イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

ウ ボーリング場、スケート場又は水泳場

エ その他アからウまでに掲げる施設に類するもので市長が必要があると認めるもの

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、夜間景観の形成を図るための計画の策定等の必要な施策を実施しなければならない。

2 市長は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の意見が反映されるよう努めるとともに、夜間景観の形成に関する市民等の意識の高揚を図る等の必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、夜間景観の形成について協力を要請しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、第1条の目的を達成するため、相互に連携及び協力をして、夜間景観の形成に自ら努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第1条の目的を達成するため、その事業活動を行うに当たっては、夜間景観の形成に努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 夜間景観の形成

第1節 照明環境形成地域

(照明環境形成地域の指定)

第6条 市長は、照明環境の形成を図るため、本市の土地利用に関する基準に基づき、本市の区域を2以上の地域に区分して、照明環境形成地域を指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により照明環境形成地域を指定しようとするときは、あらかじめ金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例(平成21年条例第4号)第46条に規定する金沢市景観審議会(以下「景観審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の規定により照明環境形成地域を指定しようとするときは、金沢市環境保全条例(平成9年条例第55号)第21条に規定する金沢市環境審議会(以下「環境審議会」という。)の意見を聴くことができる。

4 市長は、第1項の規定により照明環境形成地域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

5 前3項の規定は、照明環境形成地域の区域を変更する場合について準用する。

(平21条例4・一部改正)

(照明環境形成基準)

第7条 市長は、照明環境形成地域ごとに、照明環境の形成を図るための基準として、照明環境形成基準を定めるものとする。

2 照明環境形成基準には、次に掲げる事項のうち、必要な事項について定めるものとする。

- (1) 照明の方法に関する事項
- (2) 照明器具に関する事項
- (3) 屋外照明設備の形態及び色彩その他の意匠に関する事項
- (4) その他市長が必要があると認める事項

3 前条第2項から第4項までの規定は、照明環境形成基準を定め、又は変更する場合について準用する。

(事前協議)

第8条 照明環境形成地域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ当該行為の実施に係る計画書(以下「実施計画書」という。)を市長に提出するとともに、当該行為の実施に係る計画について市長と協議しなければならない。

- (1) 市街化区域内において、その面積が3,000平方メートル以上の土地に係る開発事業に伴う屋外照明設備の設置又は改良(以下「設置等」という。)
- (2) 市街化区域以外の区域内において、その面積が1,500平方メートル以上の土地に係る開発事業に伴う屋外照明設備の設置等
- (3) 市街化区域内において、その床面積の合計が1,000平方メートル以上の集客施設の建築等に伴う屋外照明設備の設置等
- (4) 自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上の路外駐車場(駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場をいう。)の設置に伴う屋外照明設備の設置等
- (5) サーチライト、レーザーその他の投光器で広域にわたり照明環境の形成に影響を及ぼすおそれのあるもの又は光源の面積の合計が10平方メートルを超える屋外照明設備の設置等

2 前項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

- (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(国等に関する特例)

第9条 国の機関又は地方公共団体は、前条の規定により協議を要する行為をしようとするときは、同条第1項の規定による協議に代えて、あらかじめその旨を市長に通知しなければならない。

(助言、指導又は勧告)

第10条 市長は、第8条第1項の規定による協議をした場合において、当該行為の実施に係る計画の内容が照明環境形成基準に適合しないと認めるときは、当該行為をしようとする者に対し、照明環境の形成に必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をしなければならない。

2 市長は、第8条第1項の規定による協議をしない者又は虚偽の実施計画書による協議をした者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

- 3 市長は、前2項の規定による助言、指導又は勧告をする場合においては、景観審議会及び環境審議会の意見を聴くことができる。

(平21条例4・一部改正)

第11条 市長は、照明環境形成地域内の屋外照明設備が当該照明環境形成地域における照明環境形成基準に適合せず、照明環境の形成を著しく阻害していると認めるときは、当該屋外照明設備の所有者又は権原に基づく占有者若しくは管理者(以下「所有者等」という。)に対し、当該照明環境形成基準に基づき、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をすることができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定による助言、指導又は勧告をする場合について準用する。

(報告等)

第12条 第10条第1項又は第2項の規定による助言、指導又は勧告を受けた者は、当該助言、指導又は勧告によって講じた措置について、市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前条第1項の規定による助言、指導又は勧告を受けた者に対し、当該助言、指導又は勧告によって講じた措置について報告を求めることができる。

- 3 市長は、前2項の規定により報告を受けた場合は、必要に応じて実地調査をするものとする。

(公表)

第13条 市長は、第10条又は第11条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、かつ、意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えるとともに、景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、環境審議会の意見を聴くことができる。

(平21条例4・一部改正)

第2節 夜間景観形成区域

(夜間景観形成区域の指定)

第14条 市長は、夜間景観の形成のために必要な区域を夜間景観形成区域として指定することができる。

- 2 第6条第2項及び第4項の規定は、夜間景観形成区域を指定する場合又はその区域の指定を解除し、若しくは変更する場合について準用する。

(夜間景観形成基準)

第15条 市長は、前条第1項の規定により夜間景観形成区域を指定したときは、夜間景観形成区域ごとにおける夜間景観の形成を図るための基準として、夜間景観形成基準を定めるものとする。

- 2 夜間景観形成基準には、夜間景観形成区域ごとに第7条第2項各号に掲げる事項のうち、必要な事項について定めるものとする。

- 3 第6条第2項及び第4項の規定は、夜間景観形成基準を定める場合又はその基準を廃止し、若しくは変更する場合について準用する。

(行為の届出)

第16条 夜間景観形成区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。ただし、当該行為について第8条第1項の規定による実施計画書の提出があった場合は、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕又は模様替に伴う屋外照明設備の設置等
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更に伴う屋外照明設備の設置等

2 前項本文の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

- (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(平21条例4・一部改正)

(国等に関する特例)

第17条 国の機関又は地方公共団体は、前条の規定により届出を要する行為をしようとするときは、同条第1項の規定による届出に代えて、あらかじめその旨を市長に通知しなければならない。

(助言、指導又は勧告)

第18条 市長は、第16条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が夜間景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、夜間景観の形成に必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をしなければならない。

2 市長は、第16条第1項の規定による届出をしない者又は虚偽の届出をした者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

3 第10条第3項の規定(景観審議会に係る部分に限る。)は、前2項の規定による助言、指導又は勧告をする場合について準用する。

(平21条例4・一部改正)

第19条 市長は、夜間景観形成区域内の屋外照明設備が当該夜間景観形成区域における夜間景観形成基準に適合せず、夜間景観の形成を著しく阻害していると認めるときは、当該屋外照明設備の所有者等に対し、当該夜間景観形成基準に基づき、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をすることができる。

2 第10条第3項の規定(景観審議会に係る部分に限る。)は、前項の規定による助言、指導又は勧告をする場合について準用する。

(平21条例4・一部改正)

(報告等)

第20条 第18条第1項又は第2項の規定による助言、指導又は勧告を受けた者は、当該助言、指導又は勧告によって講じた措置について、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前条第1項の規定による助言、指導又は勧告を受けた者に対し、当該助言、指導又は勧告によって講じた措置について報告を求めることができる。

3 市長は、前2項の規定により報告を受けた場合は、必要に応じて実地調査をするものとする。

(公表)

第21条 市長は、第18条又は第19条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

第3章 援助

第22条 市長は、夜間景観形成区域内における夜間景観の形成を図るため必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

2 市長は、市民等による夜間景観の形成のための活動に対して、必要な支援をすることができる。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月24日条例第4号、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例附則第16項による改正抄)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。〔平成21年規則第57号で、平成21年10月1日から施行〕

○金沢市における夜間景観の形成に関する条例施行規則

平成17年9月22日

規則第81号

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市における夜間景観の形成に関する条例(平成17年条例第58号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(照明環境形成地域の指定の案の縦覧等)

第3条 市長は、照明環境形成地域の指定の案を作成したときは、その旨を公告し、当該照明環境形成地域の指定の案を、公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による公告があったときは、当該照明環境形成地域内の土地、建物等の所有者及び占有者並びに利害関係者(以下「土地所有者等」という。)は、同項の縦覧期間の初日からその末日後1週間を経過する日までの間に、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

3 前2項の規定は、照明環境形成地域の区域の変更の案を作成した場合について準用する。

(照明環境形成基準の案の縦覧等)

第4条 市長は、照明環境形成基準の案を作成したときは、その旨を公告し、当該照明環境形成基準の案を、公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による公告があったときは、当該照明環境形成基準に係る照明環境形成地域内の土地所有者等は、同項の縦覧期間の初日からその末日後1週間を経過する日までの間に、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

3 前2項の規定は、照明環境形成基準の変更の案を作成した場合について準用する。

(実施計画書の提出等)

第5条 条例第8条第1項の規定による実施計画書の提出は、屋外照明設備設置等実施計画書(様式第1号)に、別表第1に掲げる図面等を添付して行うものとする。

(事前協議の適用除外)

第6条 条例第8条第2項第1号に規定する市長が定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 次に掲げる土地の区画形質の変更に伴う屋外照明設備の設置又は改良(以下「設置等」という。)

ア 仮設の建築物の建築又は仮設の工作物(建築物以外の工作物をいう。)の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更

イ 工業専用地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域をいう。以下同じ。)における土地の区画形質の変更

ウ 既存の建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の管理のために必要な土地の区画形

質の変更

- (2) 次に掲げる建築物の建築に伴う屋外照明設備の設置等
 - ア 仮設の建築物の建築
 - イ 建築物の建築で、当該建築に係る部分の床面積の合計が市長が定める面積以下のもの
 - ウ 工業専用地域における建築物の建築
- (3) 次に掲げる建築物の大規模の修繕に伴う屋外照明設備の設置等
 - ア 建築物の大規模の修繕で、当該修繕に係る床面積の合計が市長が定める面積以下のもの
 - イ 工業専用地域における建築物の大規模の修繕
- (4) 次に掲げる建築物等の用途の変更に伴う屋外照明設備の設置等
 - ア 仮設の建築物等の用途の変更
 - イ 建築物の用途の変更で、当該用途の変更に係る部分の床面積の合計が市長が定める面積以下のもの
 - ウ 建築物以外の工作物の用途の変更で、当該用途の変更に係る部分の規模が市長が定める規模以下のもの
 - エ 工業専用地域における建築物等の用途の変更
- (5) 第2号に規定する建築物等の形態又は意匠の変更に伴う屋外照明設備の設置等
- (6) 設置の期間が7日以内の屋外照明設備の設置等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
(平21規則59・一部改正)

(夜間景観形成区域の指定の案の縦覧等)

第7条 市長は、夜間景観形成区域の指定の案を作成したときは、その旨を公告し、当該夜間景観形成区域の指定の案を、公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

- 2 前項の規定による公告があったときは、当該夜間景観形成区域内の土地所有者等は、同項の縦覧期間の初日からその末日後1週間を経過する日までの間に、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。
- 3 前2項の規定は、夜間景観形成区域の指定の解除の案又はその区域の変更の案を作成した場合について準用する。

(夜間景観形成基準の案の縦覧等)

第8条 市長は、夜間景観形成基準の案を作成したときは、その旨を公告し、当該夜間景観形成基準の案を、公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

- 2 前項の規定による公告があったときは、当該夜間景観形成基準に係る夜間景観形成区域内の土地所有者等は、同項の縦覧期間の初日からその末日後1週間を経過する日までの間に、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。
- 3 前2項の規定は、夜間景観形成基準の廃止の案又はその基準の変更の案を作成した場合について準用する。

(夜間景観形成区域内の行為に関する届出等)

第9条 条例第16条第1項の規定による届出は、夜間景観形成区域内行為の届出書(様式第2号)に、別表第2に掲げる図面等を添付して行うものとする。

(行為の届出の適用除外)

第10条 条例第16条第2項第1号に規定する市長が定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 良好な夜間景観の形成に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる屋外照明設備の設置等で、次に掲げる行為に伴うもの
 - ア 仮設の建築物等の新築、増築、改築又は移転
 - イ 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
 - ウ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの
 - エ 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋りょう、鉄塔、電柱、街灯柱、信号柱、標識柱その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
 - オ 次に掲げる土地の形質の変更
 - (ア) 仮設の建築物等の新築、増築、改築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更
 - (イ) 既存の建築物等の管理のために必要な土地の形質の変更
 - (ウ) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える法のりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (2) 設置の期間が7日以内の屋外照明設備の設置等
- (3) 次に掲げる屋外照明設備の専用住宅への設置
 - ア 通常の玄関灯、勝手口灯又は庭園灯その他これらに類するもの
 - イ 防犯灯に類するもので、人を感知したときに点灯するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
(平21規則59・一部改正)

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成21年7月31日規則第59号、金沢市こまちなみ保存条例施行規則等の一部を改正する規則第7条による改正)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

図面等の種類	明示すべき事項
位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
配置図	行為地の境界線並びに建築物等、樹木及び屋外照明設備の位置
断面図	行為地及び主要構造物等の断面並びに屋外照明設備の位置
照度分布予想図	屋外照明設備による照度分布
着色した屋外照明設備の姿図	屋外照明設備の形状、寸法、色彩その他の意匠、材質及び照明器具
現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真

備考 図面には縮尺を記入すること。

別表第2(第9条関係)

図面等の種類	明示すべき事項
位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
配置図	行為地の境界線並びに建築物等、樹木及び屋外照明設備の位置
断面図	行為地及び主要構造物等の断面並びに屋外照明設備の位置
着色した屋外照明設備の姿図	屋外照明設備の形状、寸法、色彩その他の意匠、材質及び照明器具
現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真

備考 図面には縮尺を記入すること。

様式第1号(第5条関係)

(平21規則59・一部改正)

屋外照明設備設置等実施計画書

年 月 日

(あて先)金沢市長

提出者 住所

氏名

印

提出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。

金沢市における夜間景観の形成に関する条例第8条第1項の規定により、屋外照明設備の実施計画書を提出し、次のとおり協議します。

行為の場所	金沢市	町	番地
照明環境形成地域の名称			
夜間景観形成区域の名称			
行為の種類 ※	☐ 市街化区域内の3,000m ² 以上の開発事業に伴う屋外照明設備の設置等 ☐ 市街化区域以外の区域内の1,500m ² 以上の開発事業に伴う屋外照明設備の設置等 ☐ 市街化区域内の1,000m ² 以上の集客施設の建築等に伴う屋外照明設備の設置等 ☐ 500m ² 以上の路外駐車場の設置に伴う屋外照明設備の設置等 ☐ サーチライト、レーザー等の投光器又は光源の面積が10m ² を超える屋外照明設備の設置等		
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日 年 月 日
設計者の住所及び氏名			
施工者の住所及び氏名			
開発事業又は建築等の内容	土地利用の用途		
	区域面積	m ²	
	建築物の概要	敷地面積	m ² 建築面積 m ²
		延べ面積	m ² 用途
		構造	高さ 地盤面から m
		階数	地上 階 地下 階 棟数
屋外照明設備計画の概要	照明の目的		
	照明の方法		
	照明器具(光源を含む。)		
	屋外照明設備の形態及び色彩その他の意匠		
	その他		

備考

- 1 法人にあつては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

様式第2号(第9条関係)

(平21規則59・一部改正)

夜間景観形成区域内行為の届出書

年 月 日

(あて先)金沢市長

届出者 住所

氏名

印

金沢市における夜間景観の形成に関する条例第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	金沢市 町 番地			
照明環境形成地域の名称				
夜間景観形成区域の名称				
行為の種類 ※	☐ 建築物等の新築、改築等に伴う屋外照明設備の設置等 ☐ 土地の形質の変更に伴う屋外照明設備の設置等			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
土地所有者の住所及び氏名				
設計者の住所及び氏名				
施工者の住所及び氏名				
屋外照明設備計画 の概要	照明の目的			
	照明の方法			
	照 明 器 具 (光源を含む。)			
	屋外照明設備の形態及び色彩その他の意匠			
	その他			

備考

- 1 法人にあっては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※の欄は、該当するものの前の□にレを記入してください。

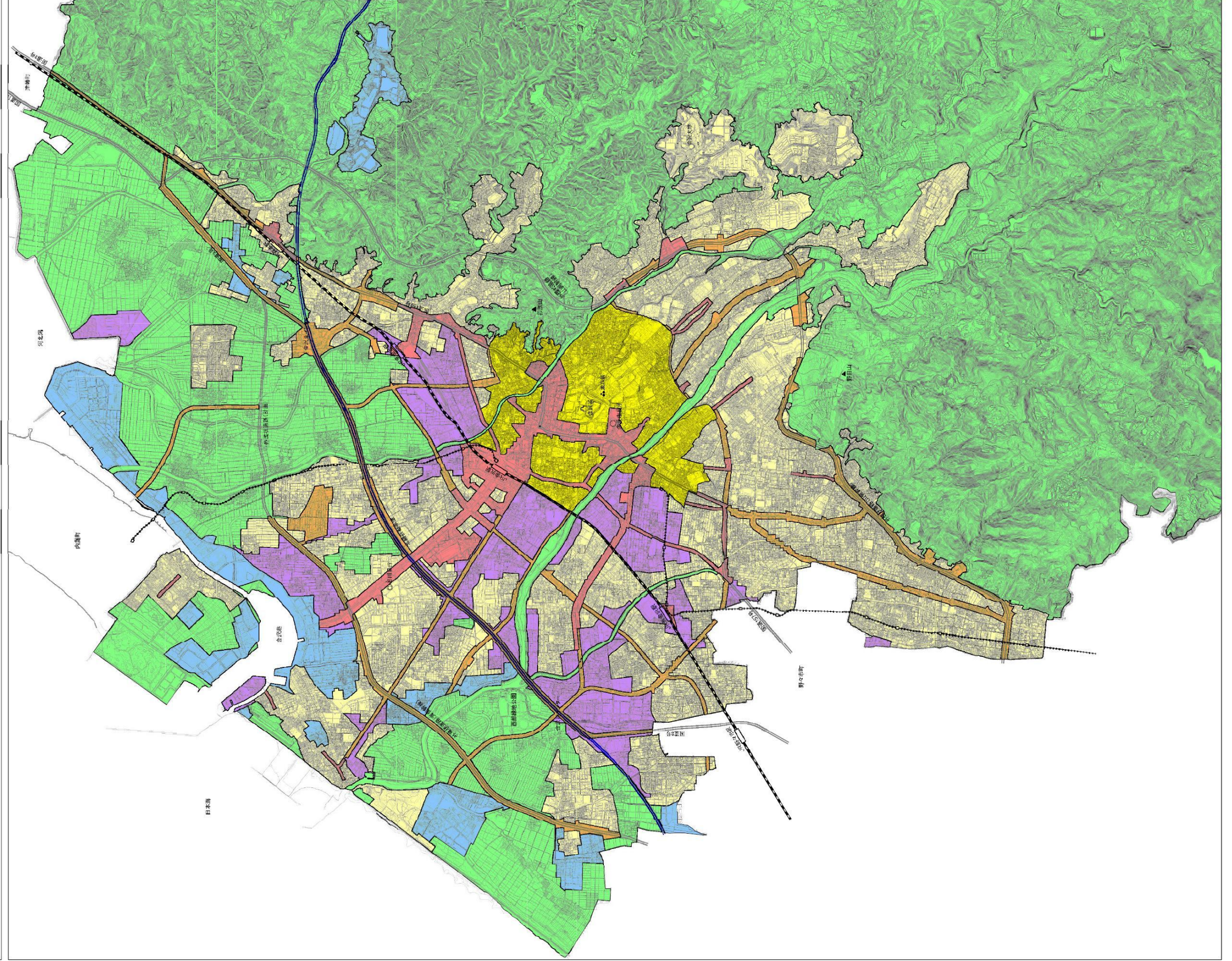
夜間景觀条例
照明環境形成地域図

S=1:60,000



凡例

- | | |
|---|---|
| 自然環境地域 | 流通業務地域 |
| 住宅環境地域 | 商業業務地域 |
| まちなか地域 | |
| 生活産業地域 | |
| 生産業務地域 | |

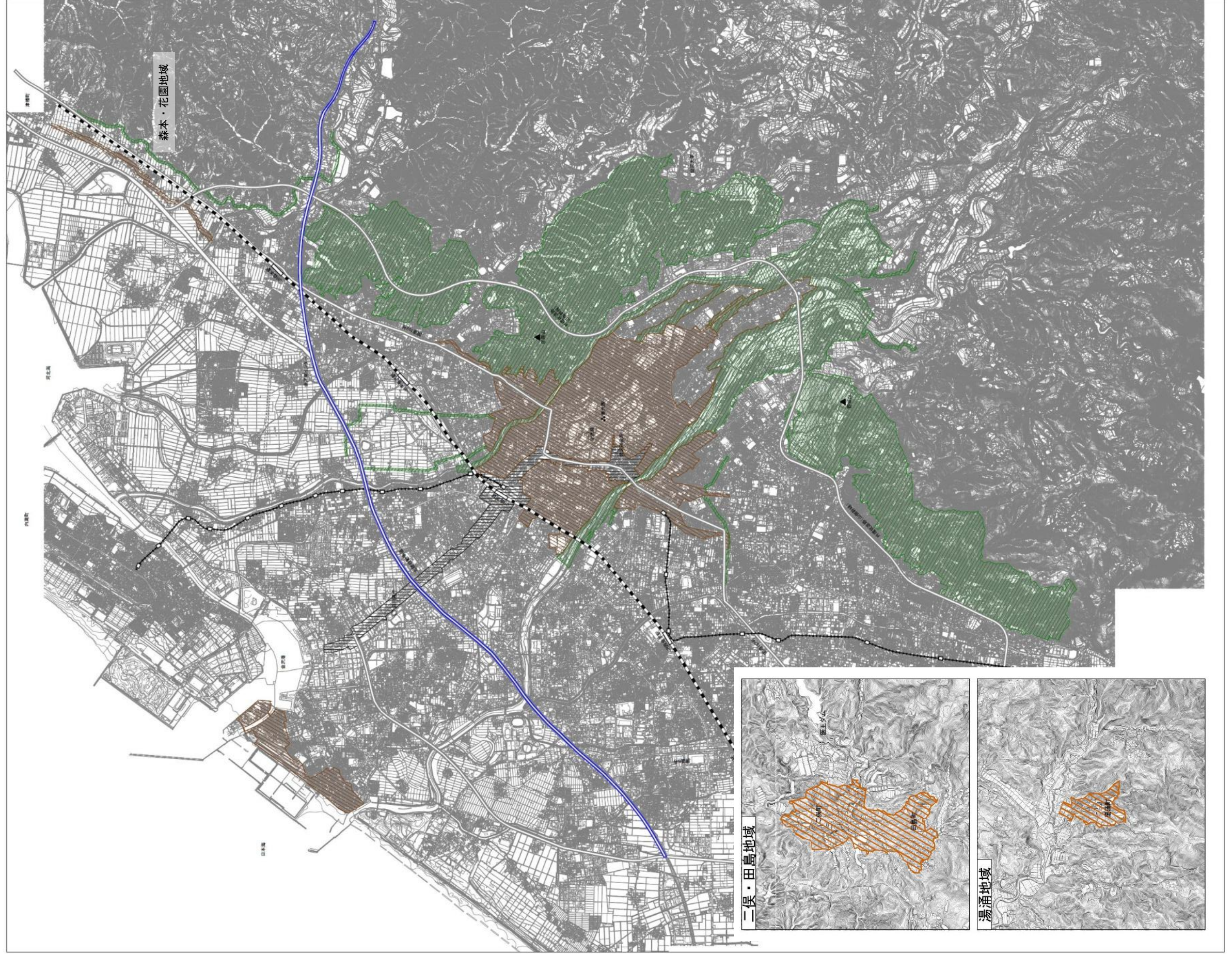


夜間景観条例
夜間景観形成区域図

凡 例

-  自然景観保全区域
-  歴史的景観保全区域
-  にぎわい景観創出区域

S=1:60,000



照明環境形成地域別 基準

地 域 名		自然環境地域			
基 準		照明環境形成基準	夜間景観形成基準		
			自然景観保全区域	歴史的景観保全区域	にぎわい景観創出区域
目 標		●安全を保つために必要な明るさを確保しつつも、良好な自然環境や田園環境、生態系を保全する照明環境の形成を図る。 ●星空の美しさがわかる、静けさのある空間とするため、上方への漏れ光等による光害のない照明環境の形成を図る。	●緑豊かな環境の中であって、暗闇を保全し、夜の静けさを感じることができ夜間景観の形成を図る。	●豊かな自然環境に囲まれた歴史的景観地区として、歴史的風致を高め、趣がある夜間景観の形成を図る。	—
屋外照明設備共通	照明方法	・下方向又は下・横方向への配光とし、配光制御、遮光板の設置等により、天空や周辺への漏れ光による障害光の発生を防止する。		・間接光や拡散光による柔らかな灯りや陰影をつくりだす灯り、目線より下の低い位置の灯り等、伝統的街並みの雰囲気を出し出す照明の配置、配光に努める。 ・格子からの漏れ灯りや障子越しの灯り等を活用し、歴史的景観の演出を図る。	—
	照明器具（光源を含む）	・不快なまぶしさを与えないような光源とする。 ・周囲の自然環境への影響に配慮し、光源を動かしたり、点滅させない。 ・昆虫類の飛来を抑えるため、誘虫性に配慮した照明器具（光源を含む）を使用する。 ・省エネルギー性やメンテナンス性の高い照明器具を用いるよう努める。		・暖かみのある柔らかな光等、伝統的街並みの雰囲気を高める光源とする。 ・色温度を統一する等、落ち着いたある雰囲気を出す。	—
	形態・意匠等	・周辺の自然景観や田園風景と調和した形態及び色彩その他の意匠とする。 ・耐久性に富み、腐食、劣化等の少ない材質又は表面処理の器具の使用に努める。		・周辺の自然や街並みと調和し、一体感のある落ち着いた形態及び色彩その他の意匠とする。 ・提灯や行灯等の伝統的な灯りをイメージし、歴史的景観の趣を高めるような意匠の採用を検討する。	—
	その他	・無駄な照明をなくすため、タイマー、センサ等により必要に応じて間引き点灯や深夜消灯、照明レベルの調節等の制御を行うように努める。 ・野生動物や樹木・農作物等の周辺環境への影響に配慮し、必要に応じて照明の時期や時間の調整を行う。 ・交通信号機の背面では、赤、黄及び青色の照明を使用しない。	・必要のない照明器具は撤去する。 ・季節や夜の深まりに応じて、光源（明るさ、色、点灯時間、点灯箇所等）を調節することにより、四季の移ろいやすさを感じさせる等の工夫を行う。	・季節や夜の深まりに応じて、光源（明るさ、色、点灯時間、点灯箇所等）を調節することにより、四季の移ろいやすさを感じさせる等の工夫を行う。	—
対象施設別	交通施設照明	・安全を保つため、照明器具は効果的に配置する。 ・周囲の状況を考慮して、過度な照度としない。	・道路の幅員や構成、周辺の自然等の環境条件に応じて照明灯の配置を検討する。	・道路の幅員や構成、周辺の自然や街並み等の環境条件に応じて照明灯の配置を検討し、伝統的雰囲気を出す。	—
	屋外施設照明 〔駐車場、公園、運動場等〕	・周辺環境に配慮しつつ、施設の目的に応じて安全で快適に利用できるように照明環境を形成するため、適切に照明する。 ・省エネルギーと防災対応のため、太陽光、風力等の自然エネルギーを活用した照明器具の採用を検討する。	・周辺の自然景観への影響に十分配慮する。	・周辺の自然環境や歴史的景観と調和するように工夫する。	—
	建造物等の照明	・建造物等を照射しない。照射する場合は、低位置照明を主体とした控えめな照射とし、漏れ光がないように特に配慮する。		・街並みの景観資源である歴史的建造物を、控えめにライトアップする等、伝統的雰囲気を出す。	—
	広告照明	・点滅灯、回転灯の類は使用しない。 ・発光式、反射式の素材は使用しない。 ・電光表示装置は設置しない。 ・広告物への照明や広告物からの漏れ光がないように努める。	・広告物への照明はしないよう努める。やむを得ず照明する場合は、周辺環境への影響に配慮し、控えめなものとする。	・光源は赤色を使用せず、点滅させない。	—
	その他	・サーチライトやレーザー光線等の投光器は設置しない。 ・店舗や自動販売機からの漏れ光がないよう努める。		・伝統的な街並みの魅力を高めるため、灯りを活用した伝統的な行事を開催する等の演出を検討する。 ・玄関灯等を伝統的な意匠に統一する等、街並みの魅力を高めるように工夫する。	—

備考1. 非常時又は災害時のために必要な屋外照明設備その他法令等で設置が義務づけられている屋外照明設備については、この限りでない。

2. 設置時期が限定され、かつ、安全の確保など公共の福祉の増進に寄与すると認める屋外照明設備又は金沢の魅力高めると認める行事等に係る屋外照明設備については、この限りでない。

3. 金沢市都市景観審議会の意見を聴き、景観上支障がないと認める屋外照明設備については、この限りでない。

地 域 名		住 宅 環 境 地 域			
基 準		照明環境形成基準	夜間景観形成基準		
			自然景観保全区域	歴史的景観保全区域	にぎわい景観創出区域
目 標		●住宅地における夜間の安全性や防犯性を確保するため、安全で安心して暮らせる照明環境の形成を図る。 ●住環境の向上に資する適切な照明器具を設置し、生活の温もりが感じられる良好な住宅地の照明環境の形成を図る。	●周辺の自然景観と調和した落ち着いた夜間景観の形成を図る。	●伝統的街並みと調和した、情緒や落ち着きを感じられる夜間景観の形成を図る。	—
屋外照明設備共通	照明方法	・下方向又は下・横方向への配光とし、配光制御、遮光板の設置等により、天空や周囲の住居等への障害光の発生を防止する。 ・まとまりのある照明環境の形成のため、計画的な配置を行う。		・間接光や拡散光による柔らかい光の演出や、目線より下の低い位置の灯り等、伝統的街並みの雰囲気を感じ出す照明の配置、配光に努める。 ・格子からの漏れ灯りや障子越しの灯り等を活用し、歴史的景観の演出を図る。	—
	照明器具（光源を含む）	・住宅地としての暖かみのある、不快なまぶしさを与えない光源とする。 ・周囲の住宅環境への影響に配慮し、光源を激しく動かしたり点滅させない。 ・省エネルギー性やメンテナンス性の高い照明器具を用いるよう努める。	・周辺の自然環境に配慮し、光源を動かしたり、点滅させない。 ・昆虫類の飛来を抑えるため、誘虫性に配慮した照明器具（光源を含む）を使用する。	・暖かみのある柔らかい光等、伝統的街並みの雰囲気を感じる光源とする。 ・光源を動かしたり、点滅させないように努める。 ・色温度を統一する等、落ち着いた夜間景観を演出する。	—
	形態・意匠等	・周辺の街並みと調和した形態及び色彩その他の意匠とする。 ・住宅地としての意匠等の統一を図り、一体感のある照明環境の形成を図る。 ・耐久性に富み、腐食、劣化等の少ない材質又は表面処理の器具の使用に努める。	・周辺の街並みや自然景観と調和した形態及び色彩その他の意匠とする。	・伝統的街並みと調和した形態及び色彩その他の意匠とする。	—
	その他	・無駄な照明をなくすため、タイマー、センサ等により必要に応じて消灯や点灯や深絞り灯、照明レベルの調節等の制御を行うように努める。 ・交通信号機の背面では、赤、黄及び青色の照明を使用しない。	・季節や夜の深まりに応じて、光源（明るさ、色、点灯時間、点灯箇所等）を調節することにより、四季の移ろいや時を感じさせる等の工夫を行う。	・季節や夜の深まりに応じて、光源（明るさ、色、点灯時間、点灯箇所等）を調節することにより、四季の移ろいや時を感じさせる等の工夫を行う。	—
対象施設別	交通施設照明	・歩行者が安全・安心に歩けるように、周囲の状況が認識できる照度及び演色性を確保するように努める。 ・照明柱と信号柱等との集約化を検討する。	・道路の幅員や構成、周辺の自然等の環境条件に応じて照明灯の配置を検討する。	・道路の幅員や構成、周辺の街並み等の環境条件に応じて、照明灯の配置を検討し、伝統的雰囲気を演出する。	—
	屋外施設照明 （駐車場、公園、運動場等）	・周辺環境に配慮しつつ、施設の目的に応じて安全で快適に利用できるような照明環境を形成するため、適切に照明する。 ・省エネルギーと防災対策のため、太陽光、風力等の自然エネルギーを活用した照明器具の採用を検討する。	・周辺の自然環境への影響に十分配慮する。	・周辺の歴史的景観と調和するように工夫する。	—
	建築物等の照明	・建築物等を照射する場合は、照射対象を絞り込み、控えめな照射とし、周辺への漏れ光を防止する。 ・上向照射する場合は、上空への漏れ光がないように、設置角度に十分配慮する。	・周辺の自然環境に配慮し、低位置照明や間接照明等、控えめな照射にする。 ・投光器を使用する場合は、地中埋設や植栽等による隠蔽を図り、屋間の景観に配慮する。	・伝統的街並みとの調和に配慮し、低位置照明や間接照明等、控えめな照射にする。 ・建築物のボリューム感や質感、彫りの深さ等を演出するように工夫する。 ・投光器を使用する場合は、地中埋設や植栽等による隠蔽を図り、屋間の景観に配慮する。	—
	広告照明	・点滅灯、回転灯の類は使用しないように努める。 ・発光式、反射式の素材は使用しないように努める。 ・電光表示装置は設置しないように努める。 ・光源は街並みとの調和に十分配慮した色とする。	・点滅灯、回転灯の類は使用しない。 ・電光表示装置は設置しない。	・点滅灯、回転灯の類は使用しない。 ・発光式、反射式の素材は使用しない。 ・電光表示装置は設置しない。 ・光源は赤色を使用しない。	—
	その他	・サーチライト、レーザー光線等の投光器は、特定の対象物を照射する目的以外に使用しない。 ・防犯のための玄関灯の点灯に努める。 ・店舗や自動販売機からの漏れ光に配慮する。	・周辺の自然環境に配慮し、自動販売機からの漏れ光がないよう努める。	・伝統的な街並みの魅力を高めるため、灯りを活用した伝統的な行事を開催する等の演出を検討する。 ・玄関灯等を伝統的な意匠に統一する等、街並みの魅力を高めるように工夫する。	—

備考1. 非常時又は災害時のために必要な屋外照明設備その他法令等で設置が義務付けられている屋外照明設備については、この限りでない。

2. 設置期間が限定され、かつ、安全の確保など公共の福祉の増進に寄与すると認められる屋外照明設備又は金沢の魅力高めると認められる行事等に係る屋外照明設備については、この限りでない。

3. 金沢市都市景観審議会の意見を聴き、景観上支障がないと認められる屋外照明設備については、この限りでない。

地 域 名		まちなか地域			
基 準		照明環境形成基準	夜間景観形成基準		
			自然景観保全区域	歴史的景観保全区域	にぎわい景観醸成区域
目 標		●金沢の中心市街地として、地域内に点在する歴史的資産の活用を図りながら、金沢らしい個性と趣きのある照明環境の形成を図る。 ●住宅や店舗等が密集する地区として、住環境や利便性の向上に資する適正で秩序ある照明環境の形成を図る。	●川・浅瀬川の豊かな自然景観を保全し、憩いとやすらぎを感じることができきる夜間景観の形成を図る。	●金沢城公園・兼六園周辺等の金沢を代表する歴史的遺構や伝統的街並みと調和した、風格や情緒のある夜間景観の形成を図る。	●人が集う地区として、夜間の賑わいや楽しさを創出するとともに、過剰な光の氾濫を抑制し、洗練された夜間景観の形成を図る。
屋外照明設備共通	照明方法	・下方向又は下・横方向への直光とし、配光制御、遮光板の設置等により、周囲の住居等への障害光の発生を防止する。 ・まとまりのある照明環境の形成のため、計画的な設置を行う。	・配光制御、遮光板の設置等により、住居、河川、天空等への障害光の発生を防止する。	・間接光や拡散光による柔らかな灯りや、陰影をつくりだす灯り、目線より下の低い位置の灯り等、歴史的意構や伝統的街並みの雰囲気により一層醸し出す照明の配置や直光を抑制する。 ・格子からの漏れ灯りや障子越しの灯り等を活用し、歴史的景観の演出を図る。	・人の目線の高さにある柔らかな灯りを連続させる等、歩く楽しさを感じさせる配置、配光を検討する。
	照明器具（光源を含む）	・まちなかとしての暖かみのある、不快なまぶしさを与えない光源とする。 ・周囲の住宅環境への影響に配慮し、光源を激しく動かしたり点滅させない。 ・省エネルギー性及びメンテナンス性の高い照明器具を用いるよう努める。	・周辺の自然景観に配慮し、光源を動かしたり、点滅させない。 ・昆虫誘引の飛来を抑えるため、誘虫性に配慮した照明器具（光源を含む）を使用する。	・暖かみのある柔らかな光等、伝統的街並みの雰囲気を高める光源とする。 ・色温度を統一する等、落ち着いた雰囲気を出す。	・光源の照度や輝度、色温度等の組み合わせを検討する等、メリハリのある夜間景観の演出に努める。
	形態・意匠等	・周辺景観と調和した形態及び色彩その他の意匠とする。 ・耐久性に富み、腐食、劣化等の少ない材質又は表面処理の器具の使用に努める。	・周辺の街並みや自然景観と調和した形態及び色彩その他の意匠とする。	・周辺の街並みと調和し、一体感のある落ち着いた形態及び色彩その他の意匠とする。 ・提灯や行灯等の伝統的な灯りをイメージし、歴史的意構や伝統的街並みの趣を高めるような意匠の採用を検討する。	・近代的な街並みや商店街と調和し、歩く楽しさを感じさせる、洗練された形態及び色彩その他の意匠とする。
	その他	・無駄な照明をなくすため、タイマー、センサ等により必要に応じて間引き点灯や架設消灯、照明レベルの調節等の制御を行うように努める。 ・交通信号機の背面では、赤、黄及び青色の照明を使用しない。	・季節や夜の深まりに応じて、光源（明るさ、色、点灯時間、点灯箇所等）を調節することにより、四季の移ろいや時を感じさせる等の工夫を行う。	・季節や夜の深まりに応じて、光源（明るさ、色、点灯時間、点灯箇所等）を調節することにより、四季の移ろいや時を感じさせる等の工夫を行う。	・季節や夜の深まりに応じて、光源（明るさ、色、点灯時間、点灯箇所等）を調節することにより、四季の移ろいや時を感じさせる等の工夫を行う。
対象施設別	交通施設照明	・歩行者が安全・安心に歩けるように、周囲の状況が認識できる照度及び黄色性を確保するように努める。 ・照明柱と信号柱等との集約化を検討する。	・道路の幅員や構成、周辺の自然等の環境条件に応じて照明灯の配置を検討する。	・道路の幅員や構成、周辺の街並み等の環境条件に応じて、照明灯の配置を検討し、伝統的雰囲気を出す。	・道路の幅員や構成、周辺の街並み等の環境条件に応じて、照明灯の配置を検討し、にぎわいを出す。
	駐車場、公園、運動場等	・周辺景観に配慮しつつ、施設の目的に応じて安全で快適に利用できるよう照明環境を形成するため、適切に照明する。 ・省エネルギーと防災対応のため、太陽光、風力等の自然エネルギーを活用した照明器具の採用を検討する。	・周辺の自然景観への影響に十分配慮する。	・周辺の歴史的景観と調和するように工夫する。	・公園等では、風格のある洗練された魅力の演出を工夫する。
	建築物等の照明	・建築物等を照射する場合は、照射対象を絞り込み、過度な照射を避け、周辺への漏れ光の防止に努める。 ・上向照射する場合は、上空への漏れ光がないように、設置角度に十分配慮する。	・周辺の自然景観に配慮し、低位設置照明や間接照明等、控えめな照射にする。 ・投光器を使用する場合は、地中埋設や植栽等による隠蔽を図り、周囲の景観に配慮する。	・歴史的意構や伝統的街並みとの調和に配慮し、低位設置照明や間接照明等、控えめな照射にする。 ・建築物のボリューム感や質感、彫りの深さ等を演出するように工夫する。 ・伝統的な街並みの景観資源である建築物や季節感のある雪吊りをライトアップする等、伝統的雰囲気を出す。 ・投光器を使用する場合は、地中埋設や植栽等による隠蔽を図り、周囲の景観に配慮する。	・建築物のボリューム感や質感、彫りの深さ等を演出するように工夫する。 ・投光器を使用する場合は、地中埋設や植栽等による隠蔽を図り、周囲の景観に配慮する。
	広告照明	・点滅灯、回転灯の類は使用しないように努める。 ・発光式、反射式の素材はできるだけ使用しないように努める。 ・電光表示装置は設置しないように努める。 ・光源が街並みとの調和に配慮した色とし、点滅はさせない。	・点滅灯、回転灯の類は使用しない。 ・発光式、反射式の素材は使用しない。 ・電光表示装置は設置しない。	・点滅灯、回転灯の類は使用しない。 ・発光式、反射式の素材は使用しない。 ・電光表示装置は設置しない。 ・光源は赤色を使用せず、点滅させない。	・広告への照明は、演出性に優れた効率的で不快なまぶしに与えない照明器具とする。 ・光源の点滅の速度は緩やかにする。
	その他	・ソーチライト、レーザー光線等の投光器は、特定の対象物を照射する目的以外に使用しない。 ・防犯のため玄関灯の点灯に努める。	・周辺の自然景観に配慮し、自動販売機からの漏れ光がないよう努める。	・伝統的な街並みの魅力を高めるため、灯りを活用した伝統的な行事を開催する等の演出を検討する。 ・玄関灯等を伝統的な意匠に統一する等、街並みの魅力を高めるように工夫する。 ・自動販売機の設置には、伝統的な街並みとの調和を考慮し、漏れ光に十分配慮する。	・灯りを活用したイベントの開催や、季節感のあるイルミネーション等による演出を検討する。

備考1. 非常時又は災害時のために必要な屋外照明設備その他法令等で設備が義務付けられている屋外照明設備については、この限りでない。

2. 設置時期が限定され、かつ、安全の確保など公共の福祉上の都合に寄与すると認める屋外照明設備又は金沢の魅力高めると認める行事等に係る屋外照明設備については、この限りでない。

3. 金沢市都市景観審議会の意見を聴き、景観上支障がないと認める屋外照明設備については、この限りでない。

地 域 名		生 活 産 業 地 域			
基 準		照明環境形成基準	夜間景観形成基準		
			自然景観保全区域	歴史的景観保全区域	にぎわい景観創出区域
目 標		●住工共存地区として、住環境への影響に配慮しつつ、利便で快適な産業活動を支援する機能性の高い照明環境の形成を図る。 ●通行の安全性や防犯性の向上に寄与し、光害のない良好な住宅地の照明環境の形成を図る。	●保全用水と調和した、やさらぎと落ち着きの感じられる夜間景観の形成を図る。	●伝統的街並みと調和し、歴史的雰囲気や漂う趣のある夜間景観の形成を図る。	—
屋外照明設備共通	照明方法	・下方又は下・横方向への配光とし、周囲の住宅への漏れ光等の防止に努める。 ・機能的で、まとまりのある照明環境の形成のため、計画的な配置を行う。	・配光制御、遮光板の設置等により、住居、用水等への障害光の発生を防止する。	・間接光や拡散光による柔らかい灯りや、陰影をつくりだす灯り、目線より下の低い位置の灯り等、伝統的街並みの雰囲気を醸し出す照明の配置、並びに努める。 ・格子からの漏れ灯りや障子越しの灯り等を活用し、歴史的景観の演出を図る。	—
	照明器具（光源を含む）	・夜間の生活や活動を支援するため、視認性に優れた、不快なまぶしさを与えない光源を使用する。 ・周囲への影響に配慮し、光源を激しく動かしたり点滅させない。 ・省エネルギー性やメンテナンス性の高い照明器具を用いるように努める。	・周辺の自然環境に配慮し、光源を動かしたり、点滅させない。 ・昆虫類の飛来を抑えるため、誘虫性に配慮した照明器具（光源を含む）を使用する。	・暖かみのある柔らかい光等、伝統的街並みの雰囲気を高める光源とする。 ・色温度を統一する等、落ち着きのある雰囲気を演出する。	—
	形態・意匠等	・周辺環境と調和した形態及び色彩その他の意匠とする。 ・耐久性に富み、腐食、劣化等の少ない材質又は表面処理の器具の使用に努める。	・周辺の街並みや用水の景観と調和した形態及び色彩その他の意匠とする。	・周辺の街並みと調和し、一体感のある落ち着いた形態及び色彩その他の意匠とする。 ・提灯や行灯等の伝統的な灯りをイメージし、歴史的景観の趣を高めるような意匠の採用を検討する。	—
	その他	・無駄な照明をなくすため、タイマー、センサー等により必要に応じて間引き点灯や深夜消灯、照明レベルの調節等の制御を行うよう努める。 ・交通信号機の背面では、赤、黄及び青色の照明を使用しない。	・季節や夜の深まりに応じて、光源（明るさ、色、点灯時間、点灯箇所等）を調節することにより、四季の移ろいや時を感じさせる等の工夫を行う。	・季節や夜の深まりに応じて、光源（明るさ、色、点灯時間、点灯箇所等）を調節することにより、四季の移ろいや時を感じさせる等の工夫を行う。	—
対象施設別	交通施設照明	・照明器具を効果的に配置し、必要な照度及び黄色性の確保に努め、安全・安心な交通を支援する。 ・照明柱と信号柱等との集約化を検討する。	・道路の幅員や構成、周辺の用水等の環境条件に応じて照明灯の配置を検討する。	・道路の幅員や構成、周辺の街並み等の環境条件に応じて、照明灯の配置を検討し、伝統的雰囲気を演出する。	—
	屋外施設照明 （駐車場、公園、運動場等）	・周辺環境に配慮しつつ、施設の目的に応じて安全で快適に利用できるような照明環境を形成するため、適切に照明する。 ・省エネルギーと防災対策のため、太陽光、風力等の自然エネルギーを活用した照明器具の採用を検討する。	・周辺の用水等への影響に十分配慮する。	・周辺の歴史的景観と調和するように工夫する。	—
	建造物等の照明	・建造物等を照射する場合は、照射対象を絞り込み、過度な照射を避け、周辺への漏れ光の防止に努める。 ・上向き照射する場合は、上空への漏れ光がないように、設置角度に十分配慮する。	・周辺の街並みや用水等に配慮し、低位置照明や間接照明等、控えめな照射にする。 ・投光器を使用する場合は、地中埋設や植栽等による隠蔽を図り、昼間の景観に配慮する。	・伝統的街並みとの調和に配慮し、低位置照明や間接照明等、控えめな照射にする。 ・建造物のボリューム感や質感、彫りの深さ等を演出するように工夫する。 ・伝統的な街並みの景観資源である建造物をライトアップする等、伝統的雰囲気を演出する。 ・投光器を使用する場合は、地中埋設や植栽等による隠蔽を図り、昼間の景観に配慮する。	—
	広告照明	・過剰な光量とならないよう努める。光源の色や動き等は周囲の環境への影響に配慮する。 ・光源の点滅の速度は緩やかにする。	・点滅灯、回転灯の類は使用しない。 ・発光式、反射式の素材は使用しない。 ・電光表示装置は設置しない。	・点滅灯、回転灯の類は使用しない。 ・発光式、反射式の素材は使用しない。 ・電光表示装置は設置しない。 ・光源は赤色を使用せず、点滅させない。	—
	その他	・サーチライト、レーザー光線等の投光器については、特定の対象物を照射する目的以外に使用しない。 ・防犯のため玄関灯の点灯に努める。	・周辺の用水等に配慮し、自動販売機からの漏れ光がないよう努める。	・伝統的な街並みの魅力を高めるため、灯りを活用した伝統的な行事を開催する等の演出を検討する。 ・玄関灯等を伝統的な意匠に統一する等、街並みの魅力を高めるように工夫する。 ・自動販売機の設置には、伝統的な街並みとの調和を考慮し、漏れ光に十分配慮する。	—

備考1. 非常時又は災害時のために必要な屋外照明設備その他法令等で設置が義務付けられている屋外照明設備については、この限りでない。

2. 設置時期が限定され、かつ、安全の確保など公共の福祉の増進に寄与すると認める屋外照明設備又は金沢の魅力を高めると認める行事等に係る屋外照明設備については、この限りでない。

3. 金沢市都市景観審議会の意見を聴き、景観上支障がないと認める屋外照明設備については、この限りでない。

地 域 名		生 産 業 務 地 域			
基 準		照明環境形成基準	夜間景観形成基準		
			自然景観保全区域	歴史的景観保全区域	にぎわい景観創出区域
目 標		●生産業務活動を支援し、安全で機能的性の高い照明環境の形成を図る。 ●周辺環境との調和や、周辺地域への光害の防止に配慮した、環境にやさしい照明環境の形成を図る。	—	—	—
屋外照明設備共通	照明方法	・下方向又は下・横方向への配光とし、周辺住宅地や田畑等への漏れ光の防止に努める。 ・機能的で、まとまりのある照明環境の形成のため、計画的な配置を行う。	—	—	—
	照明器具 (光源を含む)	・生産業務活動を支援し、作業の安全や事故の防止のため、視認性に優れ、不快なまぶしさを与えない光源の使用に努める。 ・周囲への影響に配慮し、光源を激しく動かしたり点滅させない。 ・省エネルギー性やメンテナンス性の高い照明器具を用いるよう努める。	—	—	—
	形態・意匠等	・周辺環境と調和した形態及び色彩その他の意匠とする。 ・工業団地として意匠等の統一を図り、一体感のある照明環境の形成を図る。 ・耐久性に重み、腐食、劣化等の少ない材質又は表面処理の器具の使用に努める。	—	—	—
	その他	・無駄な照明をなくすため、タイマー、センサ等により必要に応じて間引き点灯や架夜消灯、照明レベルの調節等の制御を行うように努める。 ・交通信号機の背面では、赤、黄及び青色の照明を使用しない。	—	—	—
対象施設別	交通施設照明	・照明器具の効果的な配置や均質で機能的な光源により、必要な照度及び黄色性の確保に努め、安全で円滑な交通を誘導し、生産業務活動を支援する。 ・照明柱と信号柱等との集約化を検討する。	—	—	—
	屋外施設照明 (駐車場、公園、運動場等)	・周辺環境に配慮しつつ、施設の目的に応じて安全で快適に利用できるように照明環境を形成するため、適切に照明する。 ・省エネルギーと防災対応のため、太陽光、風力等の自然エネルギーを活用した照明器具の採用を検討する。	—	—	—
	建造物等の照明	・建造物等を照射する場合は、照射対象を絞り込み、過度な照射を避け、周辺への漏れ光の防止に努める。 ・上向照射する場合は、上空への漏れ光がないように、設置角度に十分配慮する。	—	—	—
	広告照明	・過剰な光量とならないよう努め、光源の色彩や動き等は周囲の環境への影響に配慮する。 ・光源は街並みとの調和に配慮した色とし、点滅の速度は緩やかにする。	—	—	—
	その他	・サーチライト、レーザー光線等の投光器具については、特定の対象物を照射する目的以外に使用しない。	—	—	—

備考1. 非常時又は災害時のために必要な屋外照明設備その他法令等で設置が義務付けられている屋外照明設備については、この限りでない。

2. 設置期間が限定され、かつ、安全の確保など公共の福祉の増進に寄与すると認める屋外照明設備又は金沢の魅力を高めると認める行事等に係る屋外照明設備については、この限りでない。

3. 金沢市都市景観審議会の意見を聴き、景観上支障がないと認める屋外照明設備については、この限りでない。

地 域 名		流 通 業 務 地 域			
基 準	照 明 環 境 形 成 基 準	夜 間 景 観 形 成 基 準			に ぎ っ 子 景 観 創 出 区 域
		自然景観保全区域	歴史的景観保全区域		
目 標	●夜間における流通業務の安全性を確保し、利便性や快適性に配慮した機能性の高い照明環境の形成を図る。 ●幹線道路沿いにおいて、統一感があり街並みと調和した照明環境の形成を図る。	●周辺の自然景観と調和した、やさらぎと落ち着きの感じられる夜間景観の形成を図る。	●伝統的街並みと調和し、歴史的雰囲気や漂う趣のある夜間景観の形成を図る。	—	
屋外照明設備共通	照明方法	・配光制御、遮光板の設置等により、住居、河川、緑地等への障害光の発生を防止する。	・間接光や拡散光による柔らかな灯りや、陰影をつくりだす灯り、目線より下の低い位置の灯り等、伝統的街並みの雰囲気を醸し出す照明の配置や配光を検討する。	—	
	照明器具（光源を含む）	・周辺の自然環境に配慮し、光源を動かしたり、点滅させない。 ・昆虫類の飛来を抑えるため、誘虫性に配慮した照明器具（光源を含む）を使用する。	・暖かみのある柔らかな光等、伝統的街並みの雰囲気を高める光源とする。 ・色温度を統一する等、落ち着いたある雰囲気を演出する。	—	
	形態・意匠等	・周辺景観や沿道景観と調和した形態及び色彩その他の意匠とする。 ・流通業務立地や沿道として意匠等の統一を図り、一体感のある照明環境の形成を図る。 ・耐久性に富み、腐食、劣化等の少ない材質の器具又は表面処理の使用に努める。	・周辺の街並みや自然景観と調和した形態及び色彩その他の意匠とする。 ・周辺の街並みと調和し、一体感のある落ち着いた形態及び色彩その他の意匠とする。 ・提灯や行灯等の伝統的な灯りをイメージし、歴史的景観の趣を高めるような意匠の採用を検討する。	—	
	その他	・無駄な照明をなくすため、タイマー、センサ等により必要に応じて間引き点灯や深夜消灯、照明レベルの調整等の制御を行うように努める。 ・交通信号機の背面では、赤、黄及び青色の照明を使用しない。	・季節や夜の深まりに応じて、光源（明るさ、色、点灯時間、点灯箇所等）を調節することにより、四季の移ろいや時を感じさせる等の工夫を行う。	—	
対象施設別	交通施設照明	・照明器具の効果的な配置や均質で機能的な光源により、必要な照度及び演色性の確保に努め、安全で円滑な交通を誘導し、流通業務活動を支援する。 ・照明柱と信号柱等との集約化を検討する。	・道路の幅員や構成、周辺の自然等の環境条件に応じて照明灯の配置を検討する。	・道路の幅員や構成、周辺の街並み等の環境条件に応じて、照明灯の配置を検討し、伝統的雰囲気を演出する。	—
	屋外施設照明 （駐車場、公園、運動場等）	・周辺環境に配慮しつつ、施設の目的に応じて安全で快適に利用できるように照明環境を形成するため、適切に照明する。 ・省エネルギーと防災対応のため、太陽光、風力等の自然エネルギーを活用した照明器具の採用を検討する。	・周辺の自然景観への影響に十分配慮する。	・周辺の歴史的景観と調和するように工夫する。	—
	建造物等の照明	・建造物等を照射する場合は、照射対象を絞り込み、過度な照射を避け、周辺への漏れ光の防止に努める。 ・上向照射する場合は、上空への漏れ光がないように、設置角度に十分配慮する。	・周辺の自然景観に配慮し、低位置照明や間接照明等、控えめな照射にする。 ・投光器を使用する場合は、地中埋設や植栽等による隠蔽を図り、屋間の景観に配慮する。	・歴史的景観との調和に配慮し、低位置照明や間接照明等、控えめな照射にする。 ・建造物のボリューム感や質感、彫りの深さ等を演出するように工夫する。 ・投光器を使用する場合は、地中埋設や植栽等による隠蔽を図り、屋間の景観に配慮する。	—
	広告照明	・過剰な光量とならないよう努め、光源の色や動き等は周囲の環境への影響に配慮する。 ・光原は街並みとの調和に配慮した色とし、点滅の速度は緩やかにする。	・点滅灯、回転灯の類は使用しない。 ・発光式、反射式の素材は使用しない。 ・電光表示装置は設置しない。	・点滅灯、回転灯の類は使用しない。 ・発光式、反射式の素材は使用しない。 ・電光表示装置は設置しない。 ・光源は赤色を使用せず、点滅させない。	—
	その他	・イルミネーションを設置する場合は、周辺への影響や季節感に配慮する。 ・サーチライト、レーザー光線等の投光器については、特定の対象物を照射する目的以外に使用しない。	・周辺の自然景観に配慮し、自動販売機からの漏れ光がないよう努める。	・玄関灯等を伝統的な意匠に統一する等、街並みの魅力を高めるように工夫する。 ・自動販売機の設置には、伝統的な街並みとの調和を考慮し、漏れ光に十分配慮する。	—

備考1. 非常時又は災害時のために必要な屋外照明設備その他去来等で設置が算定されている屋外照明設備については、この限りでない。

2. 設置時期が限定され、かつ、安全の確保など公共の福祉の増進に寄与すると認める屋外照明設備又は金沢の魅力高めると認める行事等に係る屋外照明設備については、この限りでない。

3. 金沢市都市景観審議会の意見を聴き、景観上支障がないと認める屋外照明設備については、この限りでない。

地 域 名		商 業 業 務 地 域			
基 準		照明環境形成基準	夜間景観形成基準		
			自然景観保全区域	歴史的景観保全区域	にぎわい景観創出区域
目 標		●活気と魅力にあふれた商業業務地を創出するため、まちの賑わいや楽しさを演出する照明環境の形成を図る。 ●過剰な光の乱反射を防止し、賑やかさの中にも秩序ある照明環境の形成を図る。	●川・浅瀬川の水辺空間等の自然景観と調和した、魅力ある夜間景観の形成を図る。	●伝統的な街並みや用水等の歴史的景観を活かす、情緒や趣のある夜間景観の形成を図る。	●金沢の顔となる都心地区として、風格があり洗練された魅力的な夜間景観の形成を図る。
屋外照明設備共通	照明方法	・下方向又は下・横方向への配光とし、障害光の発生を防止する。 ・にぎわいや楽しさを感じさせ、秩序ある照明環境のため、計画的な配置を行う。	・配光制御、遮光板の設置等により、住居、河川、天空等への障害光の発生を防止する。	・間接光や拡散光による柔らかい光りや陰影をつくりだす灯り、目線より下の低い位置の灯り等、伝統的街並みの雰囲気や趣を醸し出す照明の配置や配光を検討する。 ・格子からの漏れ光や障子越しの灯り等を活用し、歴史的景観の演出を図る。	・人の目線の高さにある柔らかい光りや陰影を連続させる等、夜の街へ誘い、歩く楽しさを感じられるような配置や配光を検討する。 ・ショーウィンドウや店舗の灯り等を活用し、賑わいや華やかさの演出に努める。
	照明器具（光源を含む）	・商業業務活動を支援するため、色を忠実に再現する黄色性が高く、にぎわい感を演出する、不快なまぶしさを与えない光源を使用する。 ・省エネルギー性やメンテナンス性の高い照明器具を用いるよう努める。	・周辺の自然景観に配慮し、光源を動かしたり、点滅させない。 ・昆虫類の飛来を抑えるため、誘虫性に配慮した照明器具（光源を含む）の使用に努める。	・暖かみのある柔らかい光等、伝統的街並みの雰囲気を高める光源とする。 ・色温度を統一する等、落ち着いた雰囲気や趣を演出する。	・光源の調色や輝度、色温度等の組み合わせを検討する等、メリハリのある夜間景観の演出に努める。
	形態・意匠等	・周辺の街並みや商店街と調和した形態及び色彩その他の意匠とする。 ・商業業務地としての意匠等の統一を図り、一体感のある照明環境の形成を図る。 ・耐久性に富み、腐食、劣化等の少ない材質又は表面処理の器具の使用に努める。	・周辺の街並みや河川等の自然景観と調和した形態及び色彩その他の意匠とする。	・周辺の街並みと調和し、一体感のある落ち着いた形態及び色彩その他の意匠とする。 ・提灯や行灯等伝統的な灯りをイメージし、歴史的景観の趣を高めるような意匠の採用を検討する。	・近代的な街並みや商店街と調和し、歩く楽しさを感じさせる洗練された形態及び色彩その他の意匠とする。
	その他	・無駄な照明をなくするとともに、街路樹への影響に配慮し、タイマー、センサー等により必要に応じて間接光や深発光灯、照明レベルの調節等の制御を行うように努める。 ・交通信号機の背面では、赤、黄及び青色の照明を使用しない。	・季節や夜の深まりに応じて、光源（明るさ、色、点灯時間、点灯箇所等）を調節することにより、四季の移ろいや時を感じさせる等の工夫を行う。	・季節や夜の深まりに応じて、光源（明るさ、色、点灯時間、点灯箇所等）を調節することにより、四季の移ろいや時を感じさせる等の工夫を行う。	・季節や夜の深まりに応じて、光源（明るさ、色、点灯時間、点灯箇所等）を調節することにより、四季の移ろいや時を感じさせる等の工夫を行う。
対象施設別	交通施設照明	・照明器具の効果的な配置により、安全・安心な交通を支援し、歩行者が快適に歩けるような照度及び黄色性を確保するように努める。 ・照明柱と信号柱等との集約化を検討する。	・道路の幅員や構成、周辺の河川等の景観条件に応じて照明灯の配置を検討する。	・道路の幅員や構成、周辺の街並み等の景観条件に応じて、照明灯の配置を検討し、伝統的雰囲気を演出する。	・道路の幅員や構成、周辺の街並み等の景観条件に応じて、照明灯の配置を検討し、にぎわいを演出する。
	屋外施設照明 （駐車場、公園、運動場等）	・周辺景観に配慮しつつ、施設の目的に応じて安全で快適に利用できるような照明環境を形成するため、適切に照明する。 ・必要に応じて、公園の噴水やモニュメント等のライトアップを検討する。 ・省エネルギーと防炎対策のため、太陽光、風力等の自然エネルギーを活用した照明器具の採用を検討する。	・周辺の河川等の自然景観への影響に十分配慮する。	・周辺の歴史的景観と調和するように工夫する。	・近代的な街並みとの調和を図りつつ、必要に応じて、公園の噴水やモニュメント等のライトアップにより、にぎわいの演出を図る。
	建造物等の照明	・建造物等を照らす場合は、照明効果を絞込み、過度な照度を避け周辺の漏れ光の防止に努める。 ・上向照射の場合は、上空への漏れ光がないように、設置角度に十分配慮する。	・周辺の街並みや河川等の自然景観に配慮し、控えめな照射にする。 ・投光器を使用する場合は、地中埋設や植栽等による隠蔽を図り、屋間の景観に配慮する。	・伝統的街並みとの調和に配慮し、低位設置照明や間接照明等、控えめな照射にする。 ・建造物のボリューム感や質感、彫りの深さ等を演出するように工夫する。 ・伝統的な街並みの景観資源である建造物をライトアップする等、伝統的雰囲気を演出する。 ・投光器を使用する場合は、地中埋設や植栽等による隠蔽を図り、屋間の景観に配慮する。	・建造物のボリューム感や質感、彫りの深さ等を演出するように工夫する。 ・投光器を使用する場合は、地中埋設や植栽等による隠蔽を図り、屋間の景観に配慮する。
	広告照明	・過剰な光量とならないよう努め、光源の色彩や動き等は周辺の景観への影響に配慮する。 ・光源の点滅の速度は緩やかにする。	・点滅灯、回転灯の類は使用しない。 ・発光式、反射式の素材は使用しない。 ・電光表示装置は設置しない。	・点滅灯、回転灯の類は使用しない。 ・発光式、反射式の素材は使用しない。 ・電光表示装置は設置しない。 ・光源は赤色を使用せず、点滅させない。	・広告への照明は、演出性に優れた効率的で不快なまぶしさをしない照明器具とする。
	その他	・にぎわいの演出のため、閉店後のショーウィンドウの点灯を検討する。 ・イルミネーションを設置する場合は、街路樹等周辺への影響や季節感に配慮する。 ・サーチライト、レーザー機等の投光器は、特定の対象物を照射する目的以外に使用しない。	・周辺の河川等の自然景観に配慮し、自動販売機からの漏れ光がないよう努める。	・伝統的な街並みの魅力を高めるため、灯りを活用した伝統的な行事を開催する等の演出を検討する。 ・玄関灯等を伝統的な意匠に統一する等、街並みの魅力を高めるように工夫する。 ・伝統的街並みの雰囲気を大切にし、漏れ光のある自動販売機の設置には十分配慮する。	・灯りを活用したイベントの開催や季節感のあるイルミネーション等により、にぎわいの演出を検討する。

備考1. 非常時又は災害時のために必要な屋外照明設備その他法令等で設置が義務付けられている屋外照明設備については、この限りでない。

2. 設置時期が限定され、かつ、安全の確保など公共の福祉の増進に寄与すると認める屋外照明設備又は金沢の魅力高めると認める行事等に係る屋外照明設備については、この限りでない。

3. 金沢市都市景観審議会の意見を踏まえ、景観上支障がないと認める屋外照明設備については、この限りでない。

【 照明環境の形成のために参考とすべき数値指標 】

照明環境の形成のための参考とすべき数値指標については、JIS（日本工業規格）やCIE（国際照明委員会）等に基づき基準値を基に、下記のように設定する。

ここで示す数値指標は、対象とする地域において照明環境を形成するために参考とすべき数値を示したものである。

なお、道路照明施設など個別の設置基準が設けられている施設については、この数値指標を参考としつつ、当該個別の設置基準に基づいて整備を行うものとする。

基準 地域名	地区の特徴	CIE 環境区域	光害対策 ガイドライン 類型区分	【A】 平均照度 (lx)	【B】 上方光束比 (%)	【C】 色温度 (K)	【D】 演色性 (Ra)	【E】 障害光※			【F】 発光面輝度(グレア) (cd/m ²)	【G】 総合効率 (lm/W)
								鉛直面 照度 (lx)	照明器具 最大光度 (cd)	建築物表面 輝度 (cd/m ²)	看板 輝度 (cd/m ²)	
自然環境地域	自然環境や農地の保全を 図る地域	E1	I：あんぜん	1～5	0	3,300 2,000～5,300	20以上	2 lx	2,500	0 cd/m ²	50 cd/m ²	ランプ入力電力が 200W以上の場合 60lm/W以上
				1～10	0～5	2,000～4,300	20以上	5 lx	7,500	5 cd/m ²	400 cd/m ²	
住宅環境地域	専用住宅を中心とした住宅 地域	E2	II：あんしん	1～30	0～15	2,000～4,300	20以上	10 lx	10,000	10 cd/m ²	800 cd/m ²	ランプ入力電力が 200W未満の場合 4.5～6 6以上 10,000
				1～30	0～15	2,000～5,300	20以上	10 lx	10,000	10 cd/m ²	800 cd/m ²	
まちなか地域	金沢市の中心部で、伝統 的市街地が形成されてい る地域	E3	III：やすらぎ	1～30	0～15	2,000～5,300	20以上	10 lx	10,000	10 cd/m ²	800 cd/m ²	ランプ入力電力が 200W未満の場合 50lm/W以上
				1～30	0～15	2,000～5,300	20以上	10 lx	10,000	10 cd/m ²	800 cd/m ²	
生活産業地域	住宅と工業系施設が混在 立地している地域	E3	III：やすらぎ	1～30	0～15	2,000～5,300	20以上	10 lx	10,000	10 cd/m ²	800 cd/m ²	ランプ入力電力が 200W未満の場合 50lm/W以上
				1～30	0～15	2,000～5,300	20以上	10 lx	10,000	10 cd/m ²	800 cd/m ²	
生産業務地域	工場等の工業系施設の立 地が目立つ地域	E3	III：やすらぎ	1～30	0～15	2,000～5,300	20以上	10 lx	10,000	10 cd/m ²	800 cd/m ²	ランプ入力電力が 200W未満の場合 50lm/W以上
				1～30	0～15	2,000～5,300	20以上	10 lx	10,000	10 cd/m ²	800 cd/m ²	
流通業務地域	主に流通業務系の施設が 立地している地域	E3	III：やすらぎ	1～30	0～15	2,000～5,300	20以上	10 lx	10,000	10 cd/m ²	800 cd/m ²	ランプ入力電力が 200W未満の場合 50lm/W以上
				1～30	0～15	2,000～5,300	20以上	10 lx	10,000	10 cd/m ²	800 cd/m ²	
商業業務地域	都心部や駅周辺等の商 業・業務施設が集積立地し ている地域	E4	IV：たのしみ	5～100	0～20	6,000未満	40以上	25 lx	25,000	25 cd/m ²	1,000 cd/m ²	ランプ入力電力が 200W未満の場合 50lm/W以上
				5～100	0～20	6,000未満	40以上	25 lx	25,000	25 cd/m ²	1,000 cd/m ²	

※) 鉛直面輝度、照明器具最大光度は、
滅灯時間前における値

※) 暖かみのある光源とは、
色温度が概ね4,000K以下

用語の解説

平均照度 …… 照らされる「面の明るさ」(照度)を表わし、その面に入ってくるすべての方向からの光束を総して表わした照度。一般に、照度が高い(明るい)ほど作業精度が向上する。

上方光束比 …… 光束(光源から放射されるエネルギーのうち、人間の目に光と感ずる量)のうち、水平より上方へ向かう光束のこと。照らす目的物以外に上方へ漏れる光を抑制することで、省エネルギーや効率化を図ることが可能となる。

色温度 …… 光の色味により段階分けされた単位のこと。色温度が低いと赤みを帯び、色温度が高いと青みを帯びた光の色となる。

演色性 …… 色の見え方に及ぼす光源の性質で、演色性を表す平均演色評価数(Ra)が大きい(100が最高値)ほど、物の色を忠実に再現し、自然な色に見える方となる。

障害光 …… 漏れ光(目的とする照射対象範囲外に照射される光)のうち、光の量もしくは方向又はその両者によって、人の活動や生物等に悪影響を及ぼす光をいう。①水平面に直角な面の照度(鉛直面照度)の数値が高いと、寝室などに光が多く進入することとなる。②照明器具から発せられる光の強さ(照明器具最大光度)の数値が高いと、まぶしい光源を直視することにより、不快感(グレア)を感じることとなる。③照明された建物表面や看板からの輝きの程度(輝度)が高いと、輝きが過剰となり、夜景を強調するよりも目障りな過剰照明とみなされる。

発光面輝度 …… 輝度(ある方向から見るとき物とされた白1㎡にて明るく見えるかを表したもの)のうち、照明器具の発光部からの単位面積あたりの輝度を示したものの、視認の中心口輝度の高い光源等があると、まぶしさ(グレア)を感じ、目の不快感や疲労を起したり、ものが見えにくくなったりする。

総合効率 …… 光源から出る全ての光束を、照射の消費電力で割った値。この数値が高いほど、電気エネルギーが効率よく光に変換されていることになり、省エネルギー性の指標となる。

金沢らしい夜間景観整備計画

発行年月 平成 26（2014）年 3 月
発 行 金 沢 市
写真提供 金沢市景観サポーター
金沢市景観みまもりたい

〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号
金沢市都市整備局景観政策課 TEL 076-220-2364
URL <http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29020/keikan/index.html>
